

大阪音楽大学短期大学部

# 自己評価報告書

[日本高等教育評価機構準拠]

平成22(2010)年5月

大阪音楽大学短期大学部



## 目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 大阪音楽大学短期大学部の沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	
基準 1 建学の精神・短期大学の基本理念及び使命・目的	7
基準 2 教育研究組織	11
基準 3 教育課程	20
基準 4 学生	28
基準 5 教員	44
基準 6 職員	50
基準 7 管理運営	56
基準 8 財務	63
基準 9 教育研究環境	68
基準 10 社会連携	80
基準 11 社会的責務	87

大阪音楽大学短期大学部

## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命、目的、大学の個性・特色等

### ・建学の精神

「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」

上記、本学の「建学の精神」は、大正 4(1915)年、大阪音楽大学短期大学部・大阪音楽大学の前身である大阪音楽学校の開学にあたって、創立者永井幸次によって述べられた高い理想と揺るぎない決意の言葉である。爾来、そこに学ぶ学生、巣立った卒業生、また教育・運営に携わった教職員のあいだにこの理想と決意が脈々と継承され、本学は、音楽の専門教育機関として着実に発展の道を辿り、昭和 26(1951)年に学校法人大阪音楽短期大学となった。

自ら「新しい音楽の発生地になる」ことを目指して、初代学長永井幸次は、イタリア・フランス・ドイツ・ロシア等の当時視野にあった西洋音楽全体を教育範囲に取り込み、さらには日本の伝統音楽も含めて、西洋音楽と日本音楽とを比較対照する独自の音楽研究を試み、新しい音楽の創造へ向かおうとした。さらに、歴史的・地理的な限定や分野を超えて、芸術を総合する場を、新しい音楽を創造する場としての恒久的拠点を、この大阪音楽学校、後の大阪音楽大学短期大学部・大阪音楽大学に求めたのである。

新しい音楽の創造とその中心地になることは、たとえどれほど困難な道であっても、日々の音楽教育の現場から絶えず生み出されてゆくべきものであった。日常の音楽教育の現場に、この建学の精神が忘れ去られることなくあり続けるならば、本学は常に「新しい音楽の発生地」となり得るのである。

### ・基本理念

いうまでもなく永井幸次の「新しい音楽の発生地たらん」という建学の精神は、以後歴代の学長によって受け継がれ、学生に対して絶えず語られてきた。しかし、時代の変化に対応すべく、教育理念は変化してきた。

第二代学長となった水川清一は、増加する短期大学生に対して、人格形成の必要性を重視する教育を目指した。「新しい音楽の発生地」となるために、まず「音楽芸術を社会に広く媒介する新たな担い手としての学生」の教育に重点を置いた。そのために、昭和 41(1966)年、「音楽専攻」という独創的な専攻を新設し、音楽芸術の媒介者として「調和の取れた豊かな音楽教養」を身に付ける人格形成教育を進めた。その翌年、2年間の専門領域の学修を終えた卒業生を受け入れるべく 1年制の専攻科を開設した。その後、昭和 51(1976)年には「基礎の確立」と「個の充実」を教育理念として掲げ、一人ひとりの学生が自ら「発生地」となり得る教育を目指した。第三代学長となった田中喜一は、「社会的(自己)認識と責任」を強調し、「豊かな人間性の陶冶」と「音楽芸術の修練・研究・創造」を教育理念として示した。第四代学長の永井譲もまた「自分の音楽の土台を自分で築くこと」を通じた学生の創造的自立を強調した。第五代学長の西岡信雄は、「新しい音楽の発生地たらん」ことの現代的な意味を問い直し、「新世紀を担う音楽文化のよき送り手が育

## 大阪音楽大学短期大学部

つ拠点」の再構築を目指し、「音楽専攻」の募集を停止し、作曲専攻・声楽専攻・器楽専攻に加え、音楽大学として日本で初めてジャズ・ポピュラー専攻を開設した。それは、建学の精神に立ち戻り、同時代的な音楽の発信基地となるために、同時代的な音楽の送り手を創り出そうとする試みであった。平成 12(2000)年、専攻科の教育体制を実技主体の実学志向に改編し、学位授与機構の認定を受けたこともその試みの一つである。そして、平成 18(2006)年、第六代学長となった中村孝義は、「豊かな人間力と音楽力、創造性に満ちた発想力」を持った学生の育成を教育理念として掲げ、現代における「新しい音楽の発生地となる」ために、幅広く社会で活躍できる「音楽産業人」の育成も視野に入れた教育の再構築を目指している。

### ・使命・目的

建学の精神の冒頭にある「世界音楽」という表現は、開校時の創立者の抱負として当時の大阪朝日新聞（大正 4(1915)年 10 月 9 日付）に掲載された記事、「何処の国と云はずに自由に音楽を発達させ行く行くは日本音楽をも一まとめにして」に通じるもので、ドイツ音楽に偏り勝ちであった往時の西洋音楽受け入れの事情からすれば斬新且つ雄大な教育思想であった。使命・目的についてはこの建学の精神を受けて、学則で次のように定めている。

学則第 1 条「本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。」

上記はいずれも音楽の専門教育と併せて人間教育及び音楽人材育成を目的並びに使命とすることを表明するものである。

### ・個性・特色

本学は幅広い音楽ジャンルにおける教育を可能とすべく、作曲、声楽、ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器、邦楽、ジャズ、ポピュラー、ミュージカル、電子オルガンの 11 コースを有している。特にジャズ、ポピュラー、ミュージカル、電子オルガンの専攻は併設の大阪音楽大学音楽学部にはない、短期大学部独自のものとなっている。

平成 21(2009)年度より 2 つの主科目（第一主科目・第二主科目）が設けられた。学生はコースを横断した 2 つの実技レッスンを受講することも、同一コースの実技レッスンを 1 週に 2 回受講することも可能である。また受講するレッスンを 2 セメスターごとに変更することも可能で、幅広く学生の修学意欲に応えられるシステムとなっている。

本学にはオペラハウスがあり、「ザ・カレッジ・オペラハウス」（正式名称は「永井幸次 記念講堂」）と称し、平成元年(1989)年に開館した。専属の管弦楽団「ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団」と合唱団「ザ・カレッジ・オペラハウス合唱団」を持つ日本で最初にできたオペラ劇場であり、オペラハウス主催の公演・演奏会は専門委員会で検討・企画し、年 2 度（各 2 回）のプロフェッショナルなオペラ公演の他、卒業生など大学関係者に広く演奏の機会を提供する「オペラハウス推薦演奏会」など様々な公演を企画・開催している。これらの演奏会は、各種の公開講座等と併せて本法人の社会連携活動事業の一環として展開している。管弦楽団と合唱団はプロの演奏団体として外部からの依頼に応えた出張演奏活動も実施している。開館以来、本学の使命「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」を

## 大阪音楽大学短期大学部

社会に向けて実践する役割の一翼を担ってきた。質の高いオペラ公演を始め各種の演奏会は、高い社会的評価を獲得しており、オペラハウスの活動に参加できることが学生たちにとっては卒業・修了後の目標の一つとなっている。

## 大阪音楽大学短期大学部の沿革と現況

### 1. 本学の沿革

大正 4(1915)	年	10月 5日	大阪音楽学校設立認可
		10月 15日	大阪音楽学校開校 (大阪市南区)
昭和 8(1933)	年	12月 18日	財団法人大阪音楽学校設立認可
昭和 23(1948)	年	4月 1日	財団法人大阪音楽高等学校設立認可 大阪音楽高等学校開校
昭和 26(1951)	年	3月 5日	学校法人大阪音楽短期大学に組織変更認可
		4月 1日	大阪音楽短期大学開学
昭和 29(1954)	年	4月 1日	大阪音楽短期大学音楽科第2部開学
		10月 15日	現在地に移転 (豊中市庄内)
昭和 32(1957)	年	4月 1日	大阪音楽短期大学専攻科開設
昭和 33(1958)	年	1月 10日	学校法人大阪音楽大学設立認可
		3月 31日	大阪音楽短期大学音楽科第1部並びに専攻科廃止
		4月 1日	大阪音楽大学開学 (学長 永井幸次) 大阪音楽高等学校を大阪音楽大学付属音楽高等学校と名称変更
昭和 34(1959)	年	11月 11日	大阪音楽短期大学音楽科第2部を大阪音楽大学短期大学部と名称変更
昭和 40(1965)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部開学
昭和 41(1966)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部に音楽専攻開設 (入学定員変更)
昭和 42(1967)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽専攻科開設 大阪音楽大学短期大学部専攻科開設 大阪音楽大学付属音楽幼稚園開設
昭和 43(1968)	年	4月 1日	大阪音楽大学大学院開設
昭和 49(1974)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を100人から150人に変更
昭和 54(1979)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を150人から225人に変更
昭和 56(1981)	年	3月 31日	大阪音楽大学付属音楽高等学校廃止
平成 4(1992)	年	3月 31日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第2部廃止
		4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部を大阪音楽大学短期大学部音楽科と名称変更
平成 12(2000)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部専攻科が学位授与機構認定課程となる
平成 16(2004)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科にジャズ・ポピュラー専攻開設(音楽専攻募集停止)
平成 18(2006)	年	4月 1日	大阪音楽大学音楽学部入学定員を225人から1年次入学員210人、3年次編入学定員30人とする入学定員変更
平成 20(2008)	年	3月 19日	大阪音楽大学短期大学部が(財)短期大学基準協会による平成19(2007)年度第三者評価機関別認証評価の結果、「適格」と認定
平成 21(2009)	年	3月 24日	大阪音楽大学が(財)日本高等教育評価機構による平成20(2008)年度第三者評価機関別認証評価の結果、「認定」を受ける
平成 21(2009)	年	4月 1日	大阪音楽大学短期大学部音楽科4専攻を改組して音楽科のみとする。入学定員270名、収容定員540名を設定

### 2. 本学の現況 (平成22(2010)年5月1日現在)

大学名 大阪音楽大学短期大学部

所在地 大阪府豊中市庄内幸町1 1 8 (第1キャンパス)  
大阪府豊中市名神口1 4 1 (第2キャンパス)  
大阪府箕面市下止々呂美 520-1

構成 音楽科  
作曲コース  
声楽コース  
ピアノ・コース  
管楽器コース



## 大阪音楽大学短期大学部

弦楽器コース  
打楽器コース  
邦楽コース  
ジャズ・コース  
ポピュラー・コース  
ミュージカル・コース  
電子オルガン・コース

短大専攻科 作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

### 学生数、教員数、職員数

#### 学生数

<短期大学部・短大専攻科>

(人)

学 部	コース	短期大学部在籍学生数			短大専攻科在籍学生数		
		総数	1年次	2年次	短大専攻科		
音楽科	作曲	7	3	4	作曲専攻	0	
	声楽	42	19	23	声楽専攻	9	
	ピアノ	90	44	46	器楽専攻	ピアノ	7
	管楽器	75	38	37		管楽器	3
	弦楽器	8	3	5		弦楽器	1
	打楽器	11	6	5		打楽器	0
	邦楽	1	1	0		邦楽	0
	ジャズ	18	8	10		ジャズ	1
	ポピュラー	77	36	41		ポピュラー	4
	ミュージカル	12	5	7		電子オルガン	0
電子オルガン	24	14	10	小計		16	
合 計		365	177	188	合 計	25	

#### 教員数

(人)

学部・学科、研究科・専攻、 研究所等	専任教員数					助手	兼任 教員数	兼任(非常勤) 教員数
	教授	准教授	講 師	助教	計			
音楽科	10	11	2	4	27	0	0	237
音楽科合計	10	11	2	4	27	0	0	237
短大専攻科	共通	0	0	0	0	0	1	2
	作曲専攻	0	0	0	0	0	1	1
	声楽専攻	0	0	0	0	0	2	7
	器楽専攻	0	0	0	0	0	8	20
専攻科合計	0	0	0	0	0	0	12	30
合 計	10	11	2	4	27	0	12	267

#### 職員数

(人)

正職員	嘱 託	パート(アルバイトも含む)	派 遣	合 計
13	11	18	7	49



### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・短期大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、短期大学の個性、特色等）

##### 1-1 建学の精神・短期大学の基本理念が学内外に示されていること。

###### (1) 事実の説明（現状）

###### 建学の精神・短期大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神は、「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨツテ統一サレ新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」である。これは大正15(1926)年に竣工した新校舎の定礎文であったが、当時の学生や卒業生及び教職員から、本学の創立者の気概や意気込みを示すものとして継承されてきた。しかしながら戦災によって、創立時の一次資料が焼失しているため、平成17(2005)年5月の教授会において、併設する大学教授会とともに、改めてこれを建学の精神とすることを確認した。

学内に対しては、入学式や卒業式の式次第、行事予定小冊子、学生便覧、履修ガイド(Campus Guide)、教員便覧に建学の精神を掲載している。特に新入生に対しては、入学式における学長式辞で採り上げ、大学生活の最初にその意義をあらためて認識する場となっている。

さらに、第1キャンパス正門玄関前には創立者永井幸次の胸像とともに、建学の精神の碑が設置されている。

学外に対しては、学校法人大阪音楽大学（以下本法人と言う）公式ホームページや「大学案内」（短期大学部及び併設大学）、広報誌「Muse」（年間6回発行、各3万4千部、毎号B5版カラー20頁）や、オープンキャンパス用の資料などでも開示している。さらに入学式の学長の式辞も同ホームページにおいて公開され、建学の精神の持つ意味や内容を明らかにしている。本学の歴史を辿った『大阪音楽大学70年史 楽のまなびや』（昭和63(1988)年）『大阪音楽大学80年史 楽のまなびや』（平成8(1996)年）においても、「建学の精神」とその時代状況が詳細に記述され、今でも教職員を含めて本学関係者に読み継がれている。

教職員向け広報誌『教職員学内報 大音 あれこれ』（不定期刊行、平成22(2010)年10月現在、通巻23号）においては、各号に「建学の精神」が掲げられている。

また、学生全員に配付される『Daion Navi ～学生生活ハンドブック～ 2010』においても、「建学の精神」が掲げられている。

授業においては、初年次教育科目として平成20(2008)年度に「大音コミュニケーション入門」が開講され、その中で「学長特別講義」において、学長がその意義を解説している。

###### (2) 1-1の自己評価

平成17(2005)年の教授会で建学の精神を再確認し、全学的な見解を統一したことで、これ以降、機会があるたびにこれを紹介し広く社会に訴求していく努力を継続しており、教職員、学生、卒業生の認識も高くなっている。特に、第1キャンパス正門玄関前に設置された建学の精神碑は、学生だけでなく、オープンキャンパスや受験講座などで来訪する受

験生やその保護者などにも周知していく上で大きな意味がある。また、本法人ホームページには、単に建学の精神の項目に加えて、これに触れた学長の式辞も公開していることは評価できる。

### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

学内に向けては、建学の精神を示し伝えることができている。今後は、学外に向けて、本法人ホームページ、オープンキャンパスや受験講座などの来訪者に対する周知を図るべく、表現媒体や対象ごとの効果的な提示方法を考慮する。

平成 27(2015)年に創立百周年を迎えるにあたって、「建学の精神」を、あらためて読み解き、見つめ直し、深く問い直すための議論(公開のフォーラム、シンポジウム)や、それに関連する事業を行い、平成 23(2011)年より 5 年間を通じて、「建学の精神」を卒業生と広く社会に問いかけていく。

## 1-2 短期大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### (1) 事実の説明(現状)

**建学の精神・短期大学の基本理念を踏まえた、短期大学の使命・目的が明確に定められているか。**

平成 20(2008)年度に、「建学の精神」を踏まえ、使命・目的をより現代的に且つ明確に表現した「教育理念」と「教育目標」を教授会において策定した。

「建学の精神」(1-1に記述)と大阪音楽大学短期大学部学則第 1 条「本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする」と定めている。

短大専攻科は、大阪音楽大学短期大学部専攻科規則第 2 条に「専攻科は、短期大学の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」と定めている。

これに加えて下記に記述する教育理念として 3 つのポリシー、教育目標を掲げている。

#### <教育理念>

##### ・ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

建学の精神が目指す《音楽文化の新たな発生地》となるために、音楽的かつ人間的な基礎力を身に付けた、広く社会に通用する《質の高い音楽短期大学士》を送り出します。

##### ・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

建学の精神に基づいて、《変貌する音楽と社会に即応できる音楽的基礎力》を鍛え、社会に通用する、音楽性、人間性、社会性を備えた音楽人を育成します。

##### ・アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

建学の精神を理解し、自らが《音楽文化の発信者》となることを目指す強い熱意にあふれた人を受け入れます。

### ＜教育目標＞

世界に広がる音楽文化を広量な精神を持って理解、摂取し、時代に先駆けた創造的、実験的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、幅広い人間力や音楽即戦力を備えた音楽人を育成すること。

1. 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術・学問を身に付けた、進取の精神を持った音楽人の育成
2. 変貌する社会や音楽に即応できる音楽即戦力を持った音楽人の育成
3. 時代に先駆ける進取の音楽性を核とした豊かな人間性によって多くの人から信頼を受け、社会を牽引できる音楽人の育成
4. 変貌する音楽の現在や未来の可能性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

#### **短期大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。**

毎年発行し学生に配付する学生便覧の中に学則を掲載し、学生に対して短期大学の使命・目的を明示している。また、新入生を対象とした「大音コミュニケーション入門」の中に「学長特別講義」の時間が組み込まれており、学長自ら短期大学の使命・目的について学生に話す機会がある。

教員に対しては年度始めに全教員に配付する教員便覧を通して短期大学の使命・目的を周知している。特に新任教員へは、年度初めのオリエンテーションで建学の精神と短期大学の使命・目的を説明している。

また、学生に直接対応する機会の多い事務職員には必携の資料として学生便覧及び教員便覧を配付し、大学の使命・目的の浸透に努めている。

#### **短期大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

本法人ホームページには学則の全文を掲載し、また、大学案内には学則の第1条を掲載することによって、学外への周知を徹底している。また、教育理念や教育目標についても同様に公表している。

### **(2) 1-2の自己評価**

短期大学の使命・目的については、建学の精神を踏まえて、学則上に明確に定めており、学生便覧及び教員便覧に学則を掲載することで、学生や教職員に対する周知を行っている。新任教員に対しても着任時のオリエンテーションにおいて、大学の使命・目的を説明している。新入生に対しては、「学長特別講義」で学長自ら大学の使命・目的について説明を行うことにより、周知を徹底している。

しかしながら建学の精神に比べると、教育理念や教育目標の周知については、まだ十分とは言えないのが現状である。

### **(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）**

大学の使命・目的や教育理念や教育目標については、本法人ホームページに掲載しているほか、学生便覧、教員便覧にも学則を掲載し、さらに大学案内にも掲載するなど、学内

外への周知を図っているが、建学の精神に比べると、大学の使命・目的や教育理念や教育目標の学外に対する公表機会は現在のところ少ないので、計画的に、その機会を増やすことにより、さらなる周知を図る。

これに併せて現在取り組みを開始している就業力育成の観点を教育目標に加えることも含めて、再び全学的な議論を深めていく。

### **【基準1の自己評価】**

建学の精神の周知については、本法人ホームページ、大学案内、広報誌「Muse」、各種の学内向け印刷物、受験生向け冊子及び入学試験要項などを通して実践している。建学の精神の公表に併せて、より分かり易い表現による解釈文を作成し高校生、受験生など若年層を対象とする広報刊行物などに示していること、そして「建学の精神碑」の設置により、建学の精神の周知に関する実践活動は一層充実してきたと評価する。また、短期大学の使命・目的を学則上に明確に定め、それを本法人ホームページの「学科・専攻案内」に示し、学生便覧、教員便覧に掲載して公表している。短大専攻科の目的も同様に公表しており、建学の精神及び短期大学の使命・目的についての公表・周知活動をは積極的に実践していると評価している。

### **【基準1の改善・向上方策（将来計画）】**

建学の精神については、より分かり易く伝えるための工夫を続ける。

短期大学の使命・目的、教育理念、教育目標については、建学の精神に比べると、その周知度は現段階においては低いと言わざるを得ない。建学の精神と同様に、より分かり易く伝えるための方策を講じて、さらなる周知を図る。

## 基準 2. 教育研究組織（学科、専攻科等の教育システム等）

2-1 教育研究の基本的な組織（学科、専攻科、附属機関等）が、短期大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

### （1）事実の説明（現状）

**教育研究上の目的を達成するために必要な学科、専攻科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**

学則第 1 条は、基準 1-2 に記述したように、創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神を踏まえ、音楽の専門教育に併せて人間教育と音楽人材の育成を行うことを使命・目的と定めている。この使命・目的に基づき、本法人は大阪音楽大学に短期大学部音楽科、短期大学部専攻科（修業年限 1 年）を置いている。また、大阪音楽大学音楽学部、同音楽専攻科（修了年限 1 年）、大阪音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）を併設し、教育面で連携するとともに、本学と施設を共用し教育研究活動を行っている。また、付属機関として、併設大学と共用の付属図書館、音楽博物館を置き、付属施設として「ザ・カレッジ・オペラハウス」「ミレニアムホール」を設置している。

#### <短期大学部音楽科>

短期大学部音楽科は、学則第 1 条「本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人と育成することを目的並びに使命とする」に基づき、作曲・声楽・ピアノ・管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽・ジャズ・ポピュラー・ミュージカル・電子オルガンの 11 コースを設置している。

短期大学部音楽科の規模は、1 年次の入学定員 270 人、収容定員 540 人で、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 365 人である。

#### <短期大学部専攻科>

短期大学部専攻科は、短期大学部専攻科規則第 2 条「専攻科は、短期大学部の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」に基づき、短期大学部音楽科卒業後、さらに実践的な研究を行うことを目的とした 1 年間の課程で、作曲・声楽・器楽の 3 専攻より構成される。

短期大学部専攻科の規模は、入学定員 15 人であり、それぞれの専攻定員は作曲 2 人・声楽 5 人・器楽 8 人であり、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 25 人である。

図表 2-1-1 教学組織図



**教育研究の基本的な組織（学科、専攻科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

本学は短期大学部、短大専攻科により構成される音楽単科大学であり、短期大学部は 1 専攻 11 コース、短大専攻科には作曲・声楽・器楽の 3 専攻が設けられている。

短大専攻科は短期大学において身に付けた基礎的な専門分野の知識の修得・理解をさらに深く推し進め、技術を究めていくことを目的に応じるよう組織されており、本学以外の短期大学部卒業生も受け入れているが、本学卒業後進学する学生が多数を占めることから、独自性ととともに、一貫性と発展性のある教育が必然的に求められる。

音楽科が平成 21(2009)年度に 1 専攻 11 コースに改編され、短大専攻科は平成 23(2011)年度に音楽科と同一の 1 専攻（音楽専攻）11 コースに改編される予定である。現在の専攻科は作曲・声楽・器楽の 3 専攻より構成されているが、それは平成 20(2008)年度以前の音楽科の構成に対応しているためである。

学長は本学を代表し、教育研究を統括する。教学上の執行部として、学長任命による副学長、教育部長、学生部長、研究部長、短大専攻科主事を置き、それぞれが分担・連携して学長を補佐する体制が整備されている。さらに平成 20(2008)年度に法人全体の演奏会を一括して検討する演奏統括委員会が設置され、コンサート・センター主事を兼務する演奏統括委員会委員長を置いている。

教育研究上の重要事項は、短期大学部及び短大専攻科のいずれにおいても教授会が決定する。教授会の下には短大運営会議、短大専攻科運営委員会、研究委員会、演奏統括委員会等の多くの会議・委員会が設置され、短期大学部の運営を担うとともに、教授会におい



て報告、協議、審議・承認すべき事項についての議論・検討が行われている（図表 2-3-1 参照）。これらの会議・委員会等の構成員は、いずれも教員間における意思疎通と連携の取れた組織運営を図るため、各教員が所属する学科・専攻の枠を越えて学長により選任される。

短期大学部では、専任・非常勤の全教員は各学科に配属される他に、専攻分野（作曲・声楽・ピアノ・管弦打・邦楽・ジャズ・ポピュラー・ミュージカル・電子オルガン）、科目分野（教養教育・外国語・ソルフェージュ・合唱・教職）に区分された部会に所属する。部会には代表者として、それぞれコース教育主任または科目教育主任が置かれ、教育の実施に関わる事項について調整を行うとともに、部会を招集し、そこで検討された専攻・科目からの教育・研究上の提案を行う他、学長や短大運営会議、短大専攻科運営委員会から付託された事項を部会に諮り、その結果を報告する役割を担っている。

また、短大専攻科運営委員会は、短期大学部の教員により構成されている。このことにより、各教員が短期大学部・短大専攻科それぞれの教育研究の目的・カリキュラム・授業内容の方針を共有し、適切な関連性を保っている。

付属図書館は、所蔵する書籍・文献・楽譜・視聴覚資料の提供、レファレンスサービス、著作権法の範囲内でのコピーのセルフサービス等により、全教育課程における教育・研究を支援する機関として位置付けられる。ザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは、全教育課程における実技系科目の教育を支援する施設として位置付けられる。いずれも併設大学と共用の付属図書館と音楽博物館は研究委員会を通じて教育研究の基本組織である教授会と連携し、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール等の演奏活動は演奏統括委員会を通じて教授会に統合されている。

### （2）2-1の自己評価

本学は音楽の単科大学であり、短期大学部・短大専攻科は、それぞれ入学定員・収容定員に対応した、教育研究組織として適切な規模により構成されている。短大専攻科は定員を充足しているが、短期大学部は定員を充足していない。

短期大学部・短大専攻科の各教育内容について、教職員が各教育機関の目的・使命を認識・共有しており、各種会議・委員会・部会を通じて各教育機関の教員が連絡を密にしている。また、行事としての演奏会・発表会等において短期大学部・短大専攻科の学生と教員が連携する機会も多い。さらに、不定期ではあるが学長の招集による、併設大学と合同の「教学執行部会議」（構成員：学長・副学長・研究科長・主事・各部長・各センター長・各館長）が適宜開催されることとなっており、教育研究の運用面での問題点を共有するとともに、各組織の垣根を越えた全学的な立場から、問題解決に向けた話合いが行われている。以上のように、教育研究の基本的な組織相互の適切な関連性が保たれていると評価できる。

また付属機関としての付属図書館・音楽博物館、及び付属施設であるザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールは各教育組織と関連性を保ちながら適切に運営されている。

### （3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

付属図書館・音楽博物館の活用の仕方については初年次導入教育「大音コミュニケーション

ョン入門」で取り上げているが、すべての学生がそれらを十全に活用しているとは言えない。また、ザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールでの催し物が学生で満席になることも多くはない。導入教育等をより充実させ、専攻する分野に限らず、広く多様な音楽に対する興味を喚起することが必要である。

短期大学部音楽科が平成21(2009)年度に1専攻11コースに改編され、これに伴い、短大専攻科でも平成23(2011)年度より音楽科と同一の1専攻(音楽専攻)11コースに改編される予定である。これらの改編に伴って起こりうる様々な問題について各委員会・部会を通じて対処していくことが必要である。短期大学部の定員充足率を向上させる。

## 2-2 幅広い教養教育が十分できるような措置がとられていること。

### (1) 事実の説明(現状)

**幅広い教養教育が十分できるような運営上の責任体制の整備など必要な措置がとられているか。**

教育課程における教養科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の3分野から構成されている。以前はこれらの科目ごとに部会を構成していたが、一般教育科目及び外国語科目の全専任教員、実技担当教員代表、そして、大学・短大教育部長からなる教養教育検討委員会が設置された。ここでの検討の結果、平成21(2009)年度から一般教育と保健体育、そして音楽療法の分野を統合して教養教育部会とした。なお、外国語科目に関しても独自に部会を置いている。

広い意味における教養教育は、以下に述べる教養科目ばかりではなく、専門教育科目においても個人実技レッスンや少人数の演習科目においても行われている。

教育課程における教養科目は、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の3分野から構成されており、教養教育(一般教育科目・保健体育科目・音楽療法科目)と外国語の部会には専任教員の科目教育主任が置かれている。各科目教育主任は部会を招集し、教養教育の役割である専門分野以外の幅広い知識の獲得、人間形成、初年次教育等について議論し、履修内容、履修方法、必要な科目の新設・統廃合等を短大運営会議に提案している。また、各科目教育主任は学長や大学運営会議や学長が要請する事項を部会で議論し、その検討結果を答申する役割を担っており、議論は双方向的に行われる。TOEFL(Test of English as a Foreign Language)や TOEIC(Test of English for International Communication)の得点や英語・ドイツ語・フランス語検定のグレード取得に応じた外国語科目の単位認定制度などは、いずれもこの議論の過程を通じて成立したものである。

また、各専攻教育主任は短大運営会議において、その専攻の学生の立場から教養科目のあり方について、提案することができる。

### (2) 2-2の自己評価

教養教育をより広い視野から総合的に捉えることを目的に、平成21(2009)年度に教養教育部会を設置した。また教養教育検討委員会を設置して、この教養教育部会と外国語部会の専任教員はもちろん、教育部長や実技系教員も委員として参加し、教養教育を各専門の立場からどう見ているかという助言を加えながら議論を行っており、組織上の問題は無い。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教養教育を科目領域の枠組みにとらわれず総合的視野から検討するとともに担当する教員相互の連携を図るために、一般教育（音楽療法を含む）と保健体育の2つの部会を平成22(2010)年度に教養教育部会として統合した。教養教育部会と外国語部会が連携し、学生が興味をもちやすく充実した内容の教養教育を考えていかなければならない。

## 2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、短期大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

各コース及び各科目教育主任は定期的に部会を開催し、担当する分野の教育方針について検討し、それを実現するためのカリキュラム編成・授業科目の設置と廃止・科目内容・試験内容等について常時審議し、必要があれば、その結果を短大運営会議に報告または提議する。

短大運営会議は学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、短大専攻科主事、入試センター長、各専攻及び科目教育主任、学務事務部門長で構成され、短期大学の使命・目的を実現するため、短期大学全体としての教育方針について、整合性と必要性の観点から検討を加え、その結果を教授会に提案する。また、短大運営会議は学長からの教育に関わる提案を受けて議論される場であり、必要であれば各コースまたは各科目教育主任に部会での検討を要請し、各部会の意見を集約する形で短期大学全体あるいは各コース・科目の教育方針を方向付ける。

短大運営会議と全教員がいずれかに所属する各部会間の意思伝達と議論の流れの双方向性は、本学の特徴であり、これらの議論を受けた教授会における決定が短期大学の統一的意思として全教員に共有され、円滑な教育を可能にすべく運営している。

なお、審議される内容が、各部会の所管の範囲を超え、全学的な検討が必要な場合には、短大運営会議の下に、期間を限定した新たな委員会や諮問機関としてのプロジェクト・チームが設置される。これら委員会やプロジェクト・チームの答申は、短大運営会議と教授会での議論の土台となる。

短大専攻科では、各専攻部会から選出された委員に加え、専攻科主事、副学長、教育部長、学務事務部門長により短大専攻科運営委員会が組織され、短大専攻科のカリキュラム、入学試験、学年末試験、その他教育に関する事項について審議される（短大専攻科規則第13条）。ただし、専攻科規則の制定及び改訂、授業及び研究、学生生活及び勉学環境の整備、試験・入退学・修了・賞罰等学生の身分、授業を担当する者の任免について理事会への推薦に関わる事項の審議決定は教授会において行う（同規則第11条）。また、専攻科規則の制定及び改訂や教育に関する重要な案件については、教授会への上程に先立ち短大運営会議で議論される。

学内の意思決定に関わる会議・委員会の名称・主な審議事項・構成員等について図表 2-3-1 に記す。

大阪音楽大学短期大学部

図表 2-3-1 平成 22(2010)年度 会議・委員会の審議事項と構成員

名称	主な審議事項	構成員	備考
短大教授会	学則の制定・改廃、授業及び研究に関する事項、学生生活及び勉学環境の整備に関する事項、試験・入退学・卒業・賞罰等の学生の身分に関する事項など。 (学則第 49 条及び短大専攻科規則第 11 条、短大教授会運営規程)	短大の全専任教員 大学の専任教員にあつて大学・短大兼任の役職者 オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。	月 1 回の定例開催に加え、入試判定、卒業、進級判定の他、必要に応じて開催。 責任者：教授会議長 所轄部署：企画事務部門
大学・短大合同教授会	大学・短大の入試出願状況・入試結果等の報告、アドミッション事業、エクステンション事業など法人管轄事業の報告、その他大学・短大の双方に係る事項の連絡・意見交換。(組織運営規程第 7 条、短大教授会運営規程第 12 条)	大学・短大の全専任教員 大学教授会、短期大学部教授会とは別時間に開催する。 オブザーバーとして事務局長及び全事務部門長が同席。	月 1 回の定例開催の他、必要に応じて開催。 責任者：合同教授会議長 (短大または大学教授会議長が兼務) 所轄部署：企画事務部門
短大運営会議	教育の基本方針、教育運営の諸問題、カリキュラム編成、教育システム、成績評価及び、入試全般の検討。関係事務部門との連携。自己点検・評価統括委員会との連携。	学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏統括委員長、短大専攻科主事、入試センター長、各専攻・科目教育主任、学務事務部門長	オブザーバーとして大学の副学長・教育部長が同席。月 1 回の定例開催の他、必要に応じて開催。 責任者：副学長所轄部署：学務事務部門
短大専攻科運営委員会	カリキュラム、入学試験・学年末試験、その他教育に関する事項の審議 (根拠規程：短大専攻科規則)	短大専攻科主事、短大副学長、短大教育部長、各専攻(C.V.P.O)から推薦された委員、学務事務部門長(あるいは同部門長が指示する担当職員)	責任者：(議長) 月 1 回開催 責任者：短大専攻科主事 所管部署：学務事務部門
短大人事委員会	教授、准教授、講師(専任・非常勤)、助教の採用及び昇格等移動、名誉教授・客員教授・特任教授の推挙、その他教育職員の人事に関し学長が必要と認めた事項。(短大人事委員会規程第 2 条)	学長、副学長、教授会において選挙された教授の委員 3 人(短大人事委員会規程第 3 条)	月 1 回開催 責任者：学長 所轄部署：管理事務部門
演奏統括委員会	学内の演奏会全般に関する立案・実施の支援及び調整。大学・短大定期演奏会等全学的行事の企画・立案。	オペラハウス館長、担当理事、専攻毎に学長・演奏統括委員長から推薦された委員、エクステンション・センター長、学務事務部門長、エクステンション事務部門長	大学と合同月 1 回開催 責任者：演奏統括委員会委員長(オペラハウス館長) 所轄部署：エクステンション事務部門
学生生活委員会	学生生活全般の支援、学籍異動審議(決定は教授会が行う)、奨学金給付に関する検討、学生相談、フレッシュマン・キャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会。	学生部長、学長・学生部長から推薦された委員 6 人程度、学務事務部門長	大学と合同月 1 回開催 責任者：学生部長 所轄部署：学務事務部門
研究委員会	教員の研究に関する諸問題の検討。研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案。附属機関間の共通課題の検討。研究紀要の発刊。	研究部長、図書館長、音楽博物館長、全教育領域から推薦された委員、研究事務部門長	大学と合同月 1 回程度開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門

大阪音楽大学短期大学部

国際交流推進委員会	外国の大学等との提携推進、外国からの研究員等の受け入れ、教職員の在外研究、学生の外国留学、教職員・学生の交換、出版物・資料・文献の交換等に関する事項。（国際交流委員会規程第2条）	国際交流室主事、学長、短大教育部長、研究部長、企画事務部門長、学長が委嘱する教員若干名。	大学と合同月1回開催 責任者：国際交流室主事 所轄部署：企画事務部門
入試センター事業委員会	アドミッション諸活動の推進、入試実施・運営の検討、受験講座・入試説明会等の運営、入試関連情報収集、入学試験における受験者の試験科目の免除・認定について学長より付託された事項、教授会または理事会が諮問する事項。（アドミッション事業委員会規程第2条）	担当理事、入試センター長、入試センター長の推薦を受けた理事長任命委員、入試センター事務部門長（あるいは同部門長が指示する担当職員）	大学と合同月1回開催 責任者：入試センター長 所轄部署：入試センター事務部門
エクステンション事業委員会	在学生への進路支援、キャリア形成支援、インターンシップへの取組み、卒業生のリカレント教育・社会人の生涯教育等の計画立案・実施、卒業生人材派遣、卒業生への演奏機会提供、演奏員の登録業務、留学・コンクール情報の提供。	担当理事、エクステンション・センター長、エクステンション・センター長の推薦を受けた理事長任命委員、エクステンション事務部門長	大学と合同月1回開催 責任者：エクステンション・センター長 所轄部署：エクステンション事務部門
自己点検・評価統括委員会	自己点検・評価に係る全学的な遂行・実施の統括。必要に応じて下部組織を置く。（自己点検・評価組織規程第8条）	自己点検・評価部長、大学副学長、短大副学長、担当理事、全自己点検・評価委員長、大学LO、事務局長、企画事務部門長（自己点検・評価組織規程）	大学と合同月1回開催 責任者：自己点検・評価部長 所轄部署：自己点検・評価室（企画事務部門）
規程整備委員会	教授会・理事会との連携による規程の整備。	担当理事（委員長）、学長から推薦された委員2人程度、企画事務部門長、事務局長から推薦された委員2人程度	大学と合同月1回開催 責任者：規程整備委員長（担当理事） 所轄部署：企画事務部門
人権委員会	人権問題の啓発、学内で発生した人権に関わる事象の検討、ハラスメント防止の啓発等。（人権委員会規程第2条）	担当理事、学長から推薦された合同教授会構成員4人、事務局から推薦された事務職員2人	大学と合同 不定期（年4回）開催 責任者：人権委員長（委員の中から理事長が任命） 所轄部署：管理事務部門
奨学制度委員会	卒業時褒賞制度に基づき、各専攻部会から推薦された受賞推薦学生の審査。大阪音楽大学給付奨学金制度に基づく給付奨学金希望者の募集と審査、海外留学助成金制度・国内提携講座受講助成金制度に基づく希望者の募集と審査。給付奨学制度・褒賞制度の検討。	大学教育部長（委員長）、大学副学長、短大副学長、短大教育部長、学生部長、学務事務部門長	大学と合同月1回開催 卒業時褒賞の受賞者や、各奨学制度の適用者の最終決定は教授会で行う。 責任者：大学教育部長 所轄部署：学務事務部門
教職課程委員会	教育職員免許法に定める趣旨を、より適切に反映したカリキュラムと科目内容の検討と整備。	短大副学長（委員長）、大学副学長、大学及び短大の教育部長、大学及び短大の教職科目教育主任、事務局長、学務事務部門長、学務事務部門長補佐	大学と合同 不定期（年数回） 責任者：短大副学長 所轄部署：学務事務部門

## 大阪音楽大学短期大学部

FD 総括 委員会	<p>本学の教育理念に基づき、教育方法の研究・工夫・改善を目的とした研究会の開催、教員相互の授業参観の実施の検討。新任教員の研修等に関する事項。</p>	<p>研究部長（委員長）、学生部長、研究事務部門長、その他フォーラム、ワークショップ等企画内容に合わせ全教員を対象に委嘱。</p>	<p>大学と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門</p>
教育研究 データベース 管理委員会	<p>学校法人内に所蔵する書籍、楽譜、視聴覚資料、一次資料等の電子データベース化とその利用・管理に関わる事項。</p>	<p>研究部長、担当理事、研究事務部門長、管理事務その他法人が委嘱する者及び理事長並びに事務局長が推薦する若干名</p>	<p>大学と合同 不定期開催 責任者：研究部長 所轄部署：研究事務部門</p>
教授会 議題会議	<p>大学・短大・合同の各教授会に上程する議題の整理。議題の内容と議事順序、審議議題の要点の確認。</p>	<p>大学及び短大の教授会議長、学長、大学及び短大の副学長、大学及び短大の教育部長、学生部長、研究部長、入試センター長、その他議題提出者</p>	<p>大学と合同 月1回開催 責任者：大学・短大の教授会議長 所轄部署：企画事務部門</p>
執行部連絡 協議会	<p>本会議の構成員に定める役職者が相互に意思疎通を図るための連絡調整。</p>	<p>学長、大学及び短大の副学長、大学院音楽研究科長、大学及び短大の専攻科主事、国際交流室主事、全部長、全館長、入試センター長、エクステンション・センター長、幼稚園長、音楽院長、理事長、全常任理事、事務局長（座長）、全事務部門長</p>	<p>法人・大学と合同 月1回開催 責任者：事務局長 所轄部署：事務局長室</p>

（注：※は学校法人が設置する。また上記の他に音楽博物館会議、図書館会議、事務局会議が置かれている。）

### 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が短期大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

教育研究に関わる意思決定は教授会が行い、使命・目的の遂行に関する最終的な責任を負う。教授会は短期大学部運営会議、短期大学部専攻科運営委員会等の教授会に所属する会議体に加え、法人が設置する自己点検・評価統括委員会、規程整備委員会等の会議体によって機能的に支えられている。このように教授会を中心とした各会議体は大学の使命・目的の根幹である教育研究上の意思決定が緊密な連携の下に行われるように整備されている。

学生の教育研究に関わる要求については、学生の個人実技を担当する教員や各専攻の教育主任が相談を受けている。こうした学生と教員間の個別のコミュニケーションに加えて、学生の質問・要望・相談には、学習や学生生活など問題の種類に関わらず学務センターが対応しており、教育研究に関わる要求については教育部長が専攻教育主任を通じて部会での検討を依頼する。また、調査や慎重な対応を要する問題については、学生部長と学務事務部門長が協議の上、学生に文書で回答している。短期大学全体として解決の取り組みが必要な課題や、注意を要するケースについては、所轄の委員会で検討され、必要に応じて短期大学部運営会議や教授会においても議論される。

学生の学習上の要求を把握するため、実技科目も含めた授業評価アンケートを毎年実施している。

## (2) 2-3の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関である教授会を中心に、各会議・委員会の組織は短期大学の使命・目的及び学生の要求に対応できるように適切に整備されている。

教授会には、事務局長及び全事務部門長がオブザーバーとして同席するほか、短期大学部運営会議、短期大学部専攻科運営委員会等の各会議・委員会にはすべて担当の事務部門長あるいは事務部門長が指示する職員が出席しており、教育研究に関わる学内意思の事務部門への伝達は円滑に行われている。

このように、学内の意思決定機関は、学習者の要求に対応するための一連の仕組みを有しており、また、授業評価アンケートの集計結果は、講義科目及び演習科目については担当する各教員に個別に通知されるほか、教育主任への配付を通じて、各部会内におけるカリキュラムの検討や授業内容の改善などに利用されている。

## (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

短大運営会議の役割は、教育の基本方針の策定、教育運営の諸問題の解決、カリキュラム編成・教育システム・成績評価・入試全般の検討、関係事務部門及び自己点検・評価統括委員会との連携など多岐に及んでいる。短大運営会議を円滑に進めるために予備会議を設けて、副学長・教育部長・学務事務部門長により議題の整理と調整を行っているが、各分野の議論が集中すると会議体としての意思決定が迅速にできない場合が生じる。今後は、専門教育科目の再編や時間割の再検討など、各部会の連携が必要な分野での実質的な議論を行うために、会議の新設・運営について検討する。

授業評価アンケートについては、より効率的な利用とフィードバックを行うため、FD(Faculty Development)活動の一環として、当該授業における集計結果について、担当教員と受講学生間の意見交換の実施を検討している。

## [基準2の自己評価]

教育研究に関する意思決定機関として、教授会と各組織は整備されている。また、音楽短期大学として教育研究の基本的な組織の構成と規模は適切であり、各組織は密接に連携して短期大学の使命・目的と学習者の要求に応えるように機能している。

音楽科を構成するコースについては、社会のニーズに応え、学生がより満足できる教育研究組織へと改変するべく、さらなる検討が必要である。

## [基準2の改善・向上方策（将来計画）]

平成24(2012)年度に向けて「クラシックギター・コース」「ダンスパフォーマンス・コース」の新設について短大運営会議を中心に検討している。

教養教育については、初歩からの英語の徹底復習プログラム、外国語を通じての外国文化を学ぶ科目の新設、外国語読解力向上プログラム、キャリア・デザイン科目等の新規開設が学長から提案されており、平成23(2011)年度においては新入生導入科目、キャリア・デザイン科目等の開設を行うことを予定している。さらに短大専攻科では、平成21(2009)年度に1専攻11コースに改編された短期大学部音楽科の卒業生を迎えるにあたり、平成23(2011)年度より音楽科と同一の1専攻（音楽専攻）11コースに改編される予定である。

**基準3. 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）**

**3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。**

**（1）事実の説明（現状）**

**建学の精神・短期大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学科、専攻科ごとの教育目的が明確にされているか。**

本学の「建学の精神」の下に、短期大学部・短大専攻科の目的・使命を、それぞれ次の通り定めている。

**<短期大学部>大阪音楽大学短期大学部学則 第1条**

本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。

**<短大専攻科>短大専攻科規則 第2条**

専攻科は、短期大学の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

これら学則や規則の文言は、4月に配付される学生便覧に掲載されている。また、本法人ホームページ上でもこれらは公開されており、ダウンロードも可能になっている。

さらに、大学案内にも上の学則第1条を掲載している。

**教育目的の達成のために、教育課程の編成方針が適切に設定されているか。**

**<短期大学部>**

短期大学部では、深い専門的知識と技量を有するとともに、良識と幅広い人間性を備え社会に貢献できる音楽家を育成する観点から、専門教育と教養教育のそれぞれを独立した年次課程として分離せず、入学年次より専門教育と教養教育を並行して行っている。これは、音楽に関する技術の習得には継続性と多くの年月を要することを根拠としている。このことは同時に、教養教育と専門教育の両者の相互浸透により、教育目的が効果的に達成されることを意図するものであり、本学の伝統的な教育課程の編成方法である。

専門教育と教養教育は、教育目標を分担し補完する形で、現代社会が要請する幅広い教養とともに総合的な判断力と応用力を育成することを編成方針としている。

専門教育は、次のようにコース別の編成方針を設定している。

**図表 3-1-1 各コースの編成方針**

専攻	コース	編成方針
音楽科	作曲	作曲コースは、音によって自分を表現したい人のための「創造の場」です。卒業後も絶えず創造的に生きていく力を備え、様々な音楽ジャンルの作・編曲ニーズに応えうる知性と技術を身につけた、即戦力として活躍できる人材の育成をめざす。
	声乐	2年間に集中して基礎的な発声法、呼吸法をマスターする。大学に編入すればさらに高度な技術を修得でき、多様な専門学習を履修可能。多方面で活躍できるスキルが身に付く。
	ピアノ	楽譜をしっかりと理解し、ピアノ演奏に必要な基本技術及び音楽表現の基礎を確実に習得する。自分のセンスで応用できるスキル、常に「より良く」を目指して努力を続け、考え抜き、工夫を重ねる力を育成する。
	管楽器	2年間という限られた時間で楽器の演奏技術を習得し、演奏解釈上の知的な理解力を養う。



## 大阪音楽大学短期大学部

弦楽器	2年間という限られた時間で楽器の演奏技術を習得し、演奏解釈上の知的な理解力を養う。
打楽器	2年間という限られた時間で楽器の演奏技術を習得し、演奏解釈上の知的な理解力を養う。
邦楽	古典から現代まで、幅広い年代の音楽を通して、各楽器の基礎能力と表現力を向上。独奏をはじめ、様々な合奏形態を経験することにより創造性のある音楽技術はもちろん、楽器の歴史や洋楽的知識まで合わせて学ぶ。楽器は箏、三絃、尺八から学生の希望に合わせて選択可能。
ジャズ	様々な演奏形態を通して、ジャズ特有の表現方法やシステムなどを正しく理解し、ジャズ・ミュージシャンとして要求される基本的な技術を身に付ける。マンツーマンのレッスンや合奏の授業では、ジャズの演奏解釈やアドリブ演奏を学ぶ。
ポピュラー	ポピュラー音楽の特徴である口頭伝承形式による音楽の理解を促し、ポピュラー音楽のテクスチャーを学ぶ。また専門的な音楽知識や技術を習得し、プロのヴォーカリスト、演奏家、インストラクター、自分自身のプロデュースも含めた総合プロデュース能力を持つ人材などを育成する。
ミュージカル	舞台（ステージ）という「反日常」の世界を学ぶ。各ジャンルの現役、ベテランで、宝塚歌劇団の元演出家、劇団四季の元団員、東京で活躍する振付師など多様な講師陣が、それぞれの舞台経験と理論をベースに、時間はかかっても基本を正確に習得できるようクラスを展開する。
電子オルガン	クラシックからジャズ、ポピュラーまで幅広いジャンルを取り上げ、学生一人ひとりの志向や適性に応じて指導。電子オルガンの可能性を追求し、ソロ、アンサンブルの編曲を試みるとともに、個性的な演奏スタイルの習得を目標とする。

### <短大専攻科>

短大専攻科は、社会の音楽活動に直結した実践的な教育を目的とし、実技教育を中心とした教育課程を編成している。また、カリキュラムに、「コンサート・プロデュース」として、全専攻の学生が協力し、ミレニアムホールでの演奏会を企画・立案・公演する教育プログラムを組み込んでいる。

### 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

短期大学部学則第1条に「音楽に関する実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成する」とあるように、本学では、個人レッスンによる実技科目を中心として、専門教育科目が構築されている。この個人レッスンという教育方法は音楽の世界では当然の方法であるが、本学では、希望するレッスンを担当する教員の許可があれば、その教員のレッスンを聴講できる「オープンレッスン」制度を平成19(2007)年度第2、第4セメスターから実施している。

セメスター性の利点を活かし、専門教育科目は基礎から段階的にステップ・アップさせる仕組みが図られており、さらに平成21(2009)年度より改組を行い、第一主科目（従来のレッスン）に加えて、第二主科目（選択によるレッスン）を導入した。これによって1週間に1回（45分）の実技レッスンに加えて、30分の実技レッスン（個人レッスンあるいはグループレッスン）を受けることができることとなった。選択については、学生の志向によって専門（第一主科目）と同じもの（第二主科目）を選ぶことも、あるいは関心に応じて別のものを選ぶことも可能とした。さらにこれら第一主科目、第二主科目はいずれも2セメスターごとに変えることが可能としている。

第一主科目、第二主科目の2つを開講することにより一つの分野を深く学習することも、

複数の分野を幅広く学習することも可能になっている。音楽基礎科目においては習熟度別授業を設けるなど、積極的な工夫がなされている。教養教育科目においても、初年次教育という観点から「大音コミュニケーション入門」を導入している。

### (2) 3-1の自己評価

短期大学部・短大専攻科の各専攻・コースとも、教育目的の達成のために、目的・使命、教育目標・教育理念に基づいた教育課程を体系的かつ適切に編成しており、同時に教育方法にも教育目標・教育理念が十分に反映されている。短大専攻科の各専攻は短期大学部と教育理念・教育目標を共有しているが、短大専攻科独自の専攻別編成方針は策定されていない。

創立以来の建学の精神を現代的に解釈し、今、社会で活躍できる人材を育成する短大として発展するべく掲げた教育理念、教育目標に対応して教育課程の編成が成されている点が評価できる。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部運営会議および教授会等において、現在の11コースに加えて「ダンスパフォーマンス・コース」および「クラシックギター・コース」を平成24(2012)年度に開設する方向で検討を進めている。

## 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

**教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。**

#### <短期大学部>

教育課程は、専門教育科目、一般教育科目、保健体育科目、外国語科目、教職課程に関する科目から構成されている。それぞれの科目での学習内容が段階的に関連、進展するように、全ての科目に基準履修年次・セメスターを設定している。短期大学としては専門実技に関する必修科目の割合が多いが、他方、選択科目として幅広く学習する機会も用意されている。

#### <短大専攻科>

前項で示された教育目的を基本とし、実技関連の授業を充実させたカリキュラムを編成している。また専攻横断の科目として、社会での活動を視野に入れ、演奏会の企画から演奏、舞台裏まで全て学生が行う「コンサート・プロデュース」を開講している。これは短大専攻科の教育課程の編成方針を端的に表している科目といえる。

各専攻ごとの専門科目のシラバスには、かなり具体的な指針が記述されているが、包括的な編成方針は明文化されていない。短大専攻科運営委員会などで検討し策定する必要がある。

### 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

#### <短期大学部>

各コースを通じて、学生は卒業までの2年間にわたり、教員と学生が一对一对向かい合う第一主科目及び第二主科目の2つの「実技科目」（個人レッスン）を履修しなければならない。また個人レッスンでは、担当教員の許可のもと、他の教員のレッスンを見学できるオープンレッスン制度が導入されている。

##### [専門教育科目]

「実技科目」を核に、選択または選択必修の専攻実技と密接に関連する科目を配置し、各科目の授業内容の相互作用により、専門技能・知識の着実な習得を可能にするとともに、学生が各自の学習過程を多面的に、また総合的に認識できるようにしている。

音楽の総合的な基礎能力を養うために、「ソルフェージュ」「音楽理論」等の音楽基礎科目を必修科目として置いている他、各コースに応じて、修得すべき科目が設定されている。このうち「ソルフェージュ」及び「音楽理論」は学生各自の持つ能力を効果的に高めるため、学生の自己申告による習熟度別のクラス編成を行っている。このほか、「合唱」「副科声楽」「作曲法」「副科鍵盤楽器演習」「音楽史（世界と日本の音楽を考える）」を開講している。

コースごとの授業科目の体系と履修上の留意点については学生便覧に記され、また具体的な内容についてはシラバスに明記されている。シラバスは本法人ホームページ上に公開されており、付属図書館、学務センターにプリントアウトされたものを置いている。

##### [教養教育科目]

教養教育科目として、現代社会が要請する幅広い教養と総合的な判断力を育むための一般教育科目、国際化社会に対応するための外国語科目、基礎的な体力と身体の反応力を高めるための保健体育科目を配置している。

一般教育科目として、人間の営みと歴史を探究する「哲学」「西洋史」、人間関係と心理のメカニズムを扱う「心理学」、諸芸術と比較文化に関する「文学」、数理的・科学的な考察力を育むための「音響学」、現代社会の法制に関する理解を養う「日本国憲法」、情報化の進展に対応するための「情報処理概論」等の科目を設けている。平成20(2008)年4月から初年時導入教育としての必修科目として「大音コミュニケーション入門」(1単位)を設け、短期大学の紹介、学長特別講義、施設の見学などが実施され、大学に慣れることから始めている。一般教育科目としての最低修得単位数は7単位である。

外国語科目として、英・独・仏・伊の4ヵ国語を開講しており、いずれか1ヵ国語、2単位履修を必修としている。

保健体育科目は、1単位必修で、学生の運動能力と体力の向上を図るとともに、楽器演奏に影響を及ぼす突き指等の可能性の少ない授業内容を設定している。

#### <短大専攻科>

短期大学部専攻科規則に示されている教育目的を実現すべく、専攻科においては実技とその関連科目の充実を図るべくカリキュラムが編成されている。

ピアノを除く全ての楽器・専攻で二種の実技レッスンを設定している。個人指導の時間を充実させ多角的な教授を行い、実践的な能力を高めることを目的としている。

また、実技に関連する演習科目は各種のアンサンブルをはじめとして多彩な科目を準備し

ている。専攻科の教育目的に適ったカリキュラムの編成であるといえる。

**年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。**

年間学事予定・授業期間については、まず短大運営会議で審議の上、教授会において決定される。校地を共有する併設の大学との調整も運営会議の審議中に行われている。

本学では、前・後期の授業期間はそれぞれ 15 週としている。これに、実技試験などの定期試験を含めると 35～36 週となっている。

また、大阪音楽大学短期大学部履修規程第 3 条に「授業において休講した場合は、原則として補講をおこなう」と定められており、授業回数の 15 回は確保されている。

年間学事予定・授業期間の学生への周知は、履修ガイド (Campus Guide) に掲載し、さらに手帳サイズの行事予定表と共に配付することによって行われている。さらに、本法人ホームページ上でも在学生に対する「キャンパス・スケジュール」を掲載している。

**単位の認定及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。**

単位の認定については履修規程第 14～15 条及び大阪音楽大学短期大学部単位認定基準に次のように定められている。

第 14 条 成績評価は秀、優、良、可、不可とする。秀、優、良、可は単位を認定し、不可は単位を認めない。

なお、上記秀、優、良、可、不可は次の 100 点法基準に対応するものとする。

秀	優	良	可	不可
100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下

2. 前項の成績評価を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
3. 前項に定める GPA は、成績評価のうち、秀に 4.0、優に 3.0、良に 2.0、可に 1.0、不可に 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修登録した科目の総単位数で除して算出する。
4. 学則第 35 条の規定により単位認定された科目及び、学則別表第Ⅱ教職に関する科目については GPA の計算の対象には含めない。
5. GPA はセメスターごと、及び通算の値を算出する。

第 15 条 短期大学・大学既卒 (中途退学を含む) 入学者の単位認定については、単位認定規程に基づき、認定会議 (当該専門部会、教育部長) で審議し決定する。

進級に関しては、学則第 6 章並びに第 7 章を基に履修規程に次のように定められている。

第 17 条 学則第 6 章並びに第 7 章を基に教育上の必要から第 2 年次進級の基準を次のとおり定める。

第一主科目 (下表) 6 単位及び第二主科目 (下表) 4 単位に加え、他科目 10 単位の計 20 単位以上修得したものについて、2 年次への進級を認める。(卒業要件単位外である教職に関する科目は除く)

## 大阪音楽大学短期大学部

第一主科目	作曲 A・A、声楽 A・A、ピアノ A・A、 管楽器 A・A、弦楽器 A・A、打楽器 A・A、邦楽楽器 A・A、 ジャズ・レッスン A・A、 ポピュラー・ヴォーカル・レッスン A・A、 ポピュラー・インストゥルメント・レッスン A・A、ミュージカル・レッスン A・A、電子オルガン・レッスン A・A
第二主科目	作曲 B・B、声楽 B・B、ピアノ B・B、 管楽器 B・B、弦楽器 B・B、打楽器 B・B、邦楽楽器 B・B、 ジャズ B・B、 ポピュラー・ヴォーカル B・B、 ポピュラー・インストゥルメント B・B、 ミュージカル B・B、電子オルガン B・B

2. 進級の可否は、年度及び学期ごとの進級判定会議による当基準の運用と審議の結果報告を受けた教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

卒業・修了要件に関しては、短期大学部は学則第 28 条に次のように定められている。

第 28 条 本学に 2 年以上在学し、下記を含む 62 単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	7 単位以上
外国語科目	2 単位以上
保健体育科目	1 単位以上
専門教育科目	38 単位以上

2. 前項の 62 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 4 単位まで含めることができる。

短大専攻科では、短大専攻科規則第 7 条に「専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 26 単位以上を修得することを修了要件とする」と定められ、修了の認定は第 9 条に「1 年以上在学した者の所定の課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う」と規定している。

短期大学部の卒業判定及び専攻科の修了判定は、修了・卒業判定予備会議の議を経て、教授会において各学生の単位修得状況を卒業要件に照合して審議決定し、学長が認定する。

### 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

履修単位数の上限については、大阪音楽大学短期大学部履修規程第 1 条に次のように定めている。

第 1 条 学年を分けて 2 期の学期（前期、後期）とする。各科目の基本的な履修期間は 1 学期とし、1 年次前期を第 1 セメスター、1 年次後期を第 2 セメスター、2 年次前期を第 3 セメスター、2 年次後期を第 4 セメスターとする。

履修登録は学務事務部門よりの指定日に、上級学年より受け付ける。

1 学期での卒業要件に関する受講登録単位数の上限を原則として 20 単位とする。ただし、当該年度の前年度の GPA(Grade Point Average)に基づき、受講登録単位数の上限を次のとおりとする。

GPA	単位数
3.5以上	24単位
3.0以上3.5未満	22単位
3.0未満	20単位

**教育内容・方法に、進路の多様性に配慮した特色ある工夫がなされているか。**

卒業後の進路志向の多様化に対応する方策として、まず選択科目の充実を挙げることができる。社会活動、インターンシップ等の特別実習科目、音楽療法系、インストラクター養成系、各種マネジメント系の教育科目は直接社会を見据えた教育内容を有している。また、音楽短期大学の特色として個人レッスンの授業形態が重要視される傾向にあるが、これに関しても平成 21(2009)年以降、第一主科目、第二主科目という形により、専門以外の分野についても広く自由に学ぶことが可能になり、学生の多様性に対応していると言える。

**通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

通信教育は実施していない。

**(2) 3-2の自己評価**

専門教育科目では、それぞれ履修基準年次・セメスターを設定することにより、学習が段階的に進展する形で体系的に教育課程が設定されている。また、選択の専門教育科目にはコースごとの必修科目を含め、多様な分野の科目が開設されている。2つの主科目は学生の目的や興味に応じて様々な形で履修できるように整備されていることは評価できる。

**(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）**

実技レッスンに第一主科目、第二主科目を導入したことにより、その履修の実態や、問題点を調査し、改善を図るための検討に着手している。

**3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための取り組みが行われていること。**

**(1) 事実の説明（現状）**

**学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。**

学生の学習状況に関しては、毎セメスターのほぼ中頃に全授業担当教員を通じて出席状況調査を実施しており、欠席や遅刻が多いなどの問題を持つ学生に対しては、学生生活担当の教職員を始め、各コースの教育主任や専攻実技担当教員が個別に面談し、指導を実施するなどの対応を行っている。

また、自己点検・評価統括委員会が毎年 12 月に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、学習状況や意識調査を行い、その結果はコース主任や科目主任、さらに各担当教員に戻され、教育活動に反映されている。

就職状況の調査や資格取得のための講座はエクステンション・センターが行っているが、

就職先の企業アンケートはまだ実施していない。

### **(2) 3-3の自己評価**

学生の学習状況については、出席状況調査を Semester 毎に定期的実施し、問題のある場合には学生部長、学生生活委員会、学生生活担当職員をはじめとする学務事務部門によって、できる限り迅速な対応をしている。また、授業評価アンケートも毎年実施している。ただ、上で述べたように、学生が資格を取得するための講座は実施しているものの、学生がどんな資格を持っているのかという調査や、就職先の企業アンケートは実施できていない。

### **(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）**

授業評価アンケートについては実施しているが、この結果が学生に対してどのようにフィードバックできるかは、教員個人に委ねられている面もある。今後、Semester 制の導入に伴って、カリキュラムの見直しも今後順次進めていく中で、授業評価アンケートのフィードバックの方法など、より積極的な活用方法を検討していくことで、学生の意識などをより多角的に捉えることにしたい。資格取得に関する調査および就職先の企業アンケートの実施についての検討に着手する。

### **[基準3の自己評価]**

短期大学部・短大専攻科の教育目的・目標は、建学の精神並びに各課程の目的・使命に基づいて適切に設定されている。また、教育目的・目標の達成のために教育課程の編成方針が明確に示され、編成方針に従って教育課程が体系化されている。

音楽系短期大学における教育は、知識と技術を学生各自に身に付けさせるだけでなく、公開の場での演奏・発表を通じ社会的な活動の継続的反复により完成へと導かれるものと言える。この意味でザ・カレッジ・オペラハウスとミレニアムホールを効果的に利用し、さらに学外での演奏会の機会も設けて、教育課程の編成方針に沿った最適な教育環境を整えている。

### **[基準3の改善・向上方策（将来計画）]**

学生からの評価を教育の場にフィードバックすること、FD 活動を推進することにより、学生の満足度を向上させることが必要であり、専任教員だけでなく、今後は非常勤教員を含め全学的に FD 活動についての関心を高めていくことを考えていく。

2012(平成 24)年度に開設する方向で検討を進めている「ダンスパフォーマンス・コース」について科目設定やカリキュラム内容の具体化を図る。

**基準4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）**

**4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。**

**（1）事実の説明（現状）**

**アドミッション・ポリシーが明確にされているか。**

大学案内、本法人ホームページ、進学ガイドブック、入学試験要項等において、短期大学部・短大専攻科の目的・使命及び教育目標、カリキュラムや授業内容の紹介とともに、求める学生像についての趣旨を掲載している。また、オープンキャンパスの全体説明会や、進路説明会の他、中学生や高校生、その他音楽大学を目指す人々を対象に、体験レッスン、学校説明、コンサート、進学相談などを学外の会場で行う「This is 大阪音楽大学」では、入学希望者に望まれる学習姿勢についての説明を行い、学習目標となる音楽的水準や表現力について範例を示している。

**<アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）>**

「建学の精神を理解し、自らが《音楽文化の発信者》となることを目指す強い熱意にあふれた人を受け入れます。」

**図表 4-1-1 求める学生像**

**<短期大学部>**

学科	コース	求める学生像
音楽科	作曲	作曲の基礎的能力を有し、音に対する感受性と創造への意欲を持った者
	声楽	基礎的な歌唱力を有し、音楽に対する深く豊かな理解力と感受性を育もうとする者
	ピアノ	優れた演奏技術と豊かな感性を有し、音楽への幅広い関心を持つ者
	管楽器	楽器演奏を音楽全般に関する基礎力を身につけ、高度な技術と柔軟な音楽感覚を獲得できる将来性のある者
	弦楽器	楽器演奏を音楽全般に関する基礎力を身につけ、高度な技術と柔軟な音楽感覚を獲得できる将来性のある者
	打楽器	楽器演奏を音楽全般に関する基礎力を身につけ、高度な技術と柔軟な音楽感覚を獲得できる将来性のある者
	邦楽	伝統を継承するとともに、邦楽を広い視野から捉えなおし、時代のニーズに応える新しい音楽を創造しようという者
	ジャズ	楽器演奏を理論面に関する基礎力を身につけ、知識を深めるとともに豊かな表現力を育む意欲を持つ者
	ポピュラー	音楽表現の基礎的な技術を身につけ、個性を生かした豊かな音楽表現を育む意欲を持つ者
	ミュージカル	音楽、舞踏、演劇それぞれの領域に関心があり、相互に関連させて豊かな表現を目指す意欲のある者
	電子オルガン	優れた演奏技術を豊かな感性を有し、多様な表現の可能性を育むことに意欲を持つ者

**<短大専攻科>**

各専攻共通	専攻領域のさらなる深化を目指し、音楽への情熱や知的好奇心を満たしたいという短大課程修了者
-------	--

**アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜が適切に運用されているか。**

短期大学部の入学希望者は、高等学校音楽科等で専門的に音楽を学ぶ者、音楽教室等に通う者、吹奏楽部や合唱部等に所属しながら個人的なレッスンを受ける者など、様々な形



## 大阪音楽大学短期大学部

で音楽の勉強に取り組んでいる。こうした入学希望者の多様な学習環境を考慮し、かつ、短期大学部の求める学生像に合致した志願者を選抜するため、図表 4-1-2 に示す入学試験の種別を設け、それぞれに適切な出願資格と試験の方法を定めている。

**図表 4-1-2 平成 23(2011)年度 短期大学部 入学試験**

入試の種別と募集人員	出願資格と入試方法
公募推薦入学試験 (募集人員は 120 人)	出願資格
	次の 1~4 のいずれかに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2011 年 3 月卒業見込、または 2010 年 3 月卒業の者で、出身高等学校長の推薦を得られる者。 2. 2009 年以前に高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を卒業した者。 3. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む） 4. 大学、短期大学を卒業見込または卒業した者。
	入試方法
	1.試験科目は専門実技課題と面接。
特別推薦入学試験 (募集人員は 40 人)	出願資格
	次の 1~4 すべてに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2010 年 9 月卒業、または 2011 年 3 月卒業見込の者。 2. 出身高等学校長の推薦を得られる者。 3. 合格した場合、所定の入学手続きを行い、必ず本学に入学することを条件として出願する者（専願）。 ただし、大阪音楽大学を第 1 志望とする場合は、大阪音楽大学公募推薦入学試験への出願も可能。 4. 次の A~D のいずれかに該当する者。 A. 大阪音楽大学付属音楽院特別推薦 大阪音楽大学付属音楽院進学コース在籍者で特別推薦の適用を受けた者。 B. 高等学校特別推薦 高等学校音楽科または本制度適用認定の高等学校音楽コースに在学し、特別推薦の適用を受けた者。 C. 高等学校音楽系クラブ特別推薦 高等学校在学中に下記のコンクールの都道府県大会において金賞あるいはそれに類する賞を受賞したクラブに所属し、部員として大会に出場した者で、特別推薦の適用を受けた者。 ・全日本吹奏楽コンクール（小編成を含む） 主催：全日本吹奏楽連盟、朝日新聞社 ・全日本アンサンブル・コンテスト 主催：全日本吹奏楽連盟、朝日新聞社 ・全日本マーチング・コンテスト 主催：全日本吹奏楽連盟、朝日新聞社 ・マーチングバンド・バトントワーリング全国大会 主催：日本マーチングバンド・バトントワーリング協会 ・全日本合唱コンクール 主催：全日本合唱連盟、朝日新聞社 ・NHK 全国学校音楽コンクール 主催：NHK、全日本音楽教育研究会、日本教育音楽協会 ・ジャパン・スチューデント・ジャズ・フェスティバル 主催：日本学校ジャズ教育協会、神戸市、神戸市民文化振興財団 D. 同窓会《幸楽会》特別推薦 同窓会《幸楽会》特別推薦実技認定審査【実施日：2010 年 8 月 28 日（土）、29 日（日）】において当該コースの実技の認定を受けた者。
	入試方法
	A. 付属音楽院特別推薦：入学試験は面接のみ。 B. 高等学校特別推薦：入学試験は面接のみ。 ただし、事前に教職員を当該高等学校へ派遣し、入学希望者の実技の試聴等と面談を実施。 C. 同窓会《幸楽会》特別推薦：試験は面接のみ。

## 大阪音楽大学短期大学部

一般入学試験  A 日程 (募集人員は 33 人) 一般入学試験  B 日程 (募集人員は若干名)	出願資格
	次の 1～3 のいずれかに該当する者 1. 高等学校（本学が高等学校に準じると認める学校を含む）を 2011 年 3 月卒業見込または卒業した者。 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を 2011 年 3 月修了見込または修了の者。 3. 次の A～E のいずれかに該当する者、または 2011 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みのある者。 A. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。 B. 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。 C. 文部科学大臣の指定した者。 D. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む） E. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者。
	入試方法
	2008 年度入試より、一般入学試験は A・B の 2 つの日程に分けて実施している。 1. A 日程：入学試験科目は、専門実技課題・国語または英語。 2. B 日程：入学試験科目は、専門実技課題と面接。
留学生入学試験 (募集人員は一般入試に含まれる)	出願資格
	次の 1～3 のすべてに該当する者 1. 外国籍を持ち、外国での学校教育において 12 年の課程を修了した者（日本の場合の高等学校卒業）。 2. 授業を理解できる日本語の能力がある者（財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 2 級程度） 3. 本学が留学生としての資格を認められた者。
	入試方法
	試験科目は、専門実技課題・日本語作文・日本語会話（面接）。
募集人員の合計 200 人	

短期大学部に進学を希望する人を対象として、入学試験とは別に「短大進学実技適性テスト」を実施している。このテストは、入学試験における受験生の負担を軽減するためのものであり、本学で実施する「短大進学実技適性テスト」において、所定の成績をおさめ、認定を取得した者は入学試験の際、専門実技試験が免除となる。公募推薦入学試験・特別推薦入学試験・一般入学試験 B 日程等で行われる面接試験では、教員 2 人が 1 組となって試験委員を担当し、受験者の学習への意欲・目的、音楽的経験、高等学校の生活、本学志望の理由などを質問して適性を審査している。

また、昭和 54(1979)年度入学試験より、専門実技試験における公正さを確保するため、独自の「入室番号制」を実施している。これは、志望専攻ごとの受験者をいくつかのグループに分け、そのグループ内の入室番号（演奏順番）を抽選で決めるもので、採点は受験番号を伏せ、入室番号により行われる。受験者の氏名・受験番号は実技試験のみならず、筆記試験の採点においても伏せられ、入試判定教授会における受験者の合否判定も受験番号は伏せ、整理番号により行っている。

短大専攻科入学試験については、図表 4-1-3 に示す通りの出願資格・入試方法を定めている。

図表 4-1-3 出願資格・入試方法

平成 23(2011)年度 短大専攻科入学試験

出願資格	1. 短期大学または 4 年制大学を卒業した者、または 2011 年 3 月卒業見込の者 2. 本学において第 1 項と同等の資格を有すると認めた者
入試方法	専門科目のみを行う。
募集人員	各コースを合わせて 15 人

**教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数が適切に保たれ、授業を行う学生数が適切に管理されているか。**

短期大学部の入学定員に対する入学者の比率は、平成 18(2006)年度から平成 22(2010)年度までの 5 年間では、それぞれ 0.87、0.86、0.78、0.73、0.63 となっている。また、同じ期間での短期大学部の収容定員に対する在籍者数の比率は、0.92、0.89、0.83、0.78、0.68 となっている。次に、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の在籍者数を図表 4-1-4 に示す。

図表 4-1-4 収容定員・在籍者数

学 科	専 攻	入 学 員	収 容 定 員	在籍学 生総数	在 籍 学 生 数				男女比 率 男：女	備 考
					1 年次		2 年次			
					学生数	留年者 数 (内数)	学生数	留年者 数 (内数)		
音楽科	音楽科	270	540	365	177	3	188	10	2：8	
音楽科計		270	540	365	177	3	188	10	2：8	
合 計		270	540	365	177	3	188	10	2：8	

**(2) 4-1 の自己評価**

アドミッション・ポリシーについては、オープンキャンパスにおける公開授業や体験授業、教員・学生によるコンサート、学内の施設見学ツアー、学生寮見学ツアー、全体説明会、個別相談等を通じて、本学の教育目的や教育方法等と共に、具体的に説明している。特に、中学生、高校生、音楽大学を目指す人々を対象として各地において行っている「This is 大阪音楽大学」において、入学希望者に望まれる学習姿勢についての説明を行い、学習目標となる音楽的水準や表現力について範例を示していることは評価できる。

また、入学志願者に求められる専門分野の水準は、アドミッション・ポリシーに基づく入試課題曲等として明示されている。

これまで本学の学生の入学状況と在籍者数については、学科により定員充足率に多少の差が認められるが、短期大学全体としては平成 18(2006)年度以降入学者数が定員を下回る状態が続いており、これを受けて平成 21(2009)年度に定員減を行ったが充足率は減少傾向にある。

**(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学は実技中心の音楽専門単科大学であるため、実技審査と学科審査の評価の兼ね合いが必ずしも単純ではない。これまでの入学試験実施の経験から、現在最善と考えられる方法を採用しているが、今後課題の出題内容や評価方法を改善する検討を通じて受験生が正当に選抜されるようさらに叡智を集めていくべきであるとする。

定員割れの状況を打開するための一つの方策として、現在の 11 コースに加えて「ダンスパフォーマンス・コース」および「クラシックギター・コース」を平成 24(2012)年度に開設する方向で検討を進めている。

さらに短期大学では第一主科目、第二主科目と 2 つの実技レッスンがあり、個人の希望に応じて多彩な学習が可能であることをより周知徹底する。

#### 4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### (1) 事実の説明(現状)

##### 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では科目の選択方法や履修登録の方法について履修ガイド(Campus Guide)を発行し、学生に対して受講登録の方法及び受講から単位の認定までの流れを案内している。また、入学時及び前・後期の学期(セメスター)ごとに、授業開始前の日時を設定して専攻ごとに受講登録ガイダンスを行っている。教職員の代表者から授業内容の説明等を受け、受講登録について説明及びアドバイスを受ける。なお、受講相談日を設け、個々の学生の相談にも対応している。

受講登録はコンピュータによって処理され、追加登録や受講取り消しが生じた場合にも学生の履修状況は正確に記録される。また、復学者・留年者等卒業要件単位数が不足するおそれのある学生に対して、日時を設定して個別に履修指導を行っている。登録は、A 群科目(クラス指定のある必修科目)、B 群科目(レッスン科目)、C 群科目(選択科目)に分けて行っている。専攻科は、入学試験合格者に対して、3 月に履修に関する説明と独立行政法人大学評価・学位授与機構による「芸術学学士」の取得についての説明を行っている。また 4 月の履修ガイダンスは、専攻科代表者及び学務担当職員によって全体説明と共に各学生に対して個別に履修指導を行っている。

##### <新入学生>

新入学生に対しては入学以前に案内文書を送付し、開講科目等カリキュラム内容の説明を行って学習に対する自覚を促すとともに、①実技レッスン担当教員、②ソルフェージュ、音楽理論のスタート段階、③外国語科目(英・独・伊・仏)の選択、④教職課程の履修、について希望調査を行っている。

新入学生に対するオリエンテーションを入学式当日から授業開始までの 1 週間間に重点的に行っている。さらに平成 20(2008)年度より、初年次教育の一環として、「大音コミュニケーション入門」を開講することによりきめ細かなオリエンテーションを行っている。

毎年 4 月初旬に新入寮生全員とその他希望する新入学生を対象に、1 泊 2 日の「フレッシュマン・キャンプ」を実施している。このキャンプでは、新入学生同士のみならず、上級生・卒業生、教職員との交流を通じて、大学生活のスタートを円滑にすることに重点を置き、企画・運営のほぼ全てを上級生リーダーに委ね、参加した新入学生がその後の学生生活の中で、リーダーシップを発揮する契機となっている。

在学生に対しては新年度開始前の 3 月下旬から 4 月上旬にコース別に新年度のガイダンスを実施し、学生生活上の諸注意、カリキュラムの説明、受講登録の案内を行っている。

### ＜履修・受講＞

学生便覧、履修ガイド（Campus Guide）を発行し、カリキュラムの内容、履修規程、受講登録の方法、受講から単位の認定までの流れを案内している。その他、受講登録ガイダンスを専攻ごとに行っている。また、受講相談日を別に設け個別の相談を受け付けている。

受講登録についてはコンピュータによって処理し、個々の学生の履修状況を個別にチェックしている。また留学生、復学生、及び卒業・進級に係る要件単位が不足しそうな学生に対しては個別に履修相談を行っている。

シラバスでは各科目の授業テーマ、授業のねらい（到達目標）、各回の授業内容及び担当教員名、単位数、成績評価の方法などについて説明している。シラバスは平成 17(2005)年度より電子化し CD-ROM に収録したが、現在は本法人ホームページから閲覧できるようになっている。さらに平成 20(2008)年度より本法人ホームページ上での一般への公開も実施している。

また、本法人ホームページへは携帯電話からもアクセスできるようにポータルサイトを開設しており、学生が登録することにより休講や補講、大学からの各種の情報などについても知ることができるような体制を整えている。

授業への欠席は学業不振に留まらず、深刻な学習困難に陥る兆候である場合が少なくないので、毎年度前期及び後期のほぼ中頃に全授業担当教員を通じて出席状況調査を行っている。欠席や遅刻が多いなどの問題を持つ学生に対しては、学生生活担当の教職員を始め各専攻の教育主任や専攻実技担当教員が個別に面談し、指導を実施するなどの対応を行っている。

学習・履修に関する相談は、数人の担当職員が常駐する「学生支援センター」で常時受け付け、対応している。質問については学生支援センターにおいて受け付け、必要な場合は質問カードに記入し提出すれば、質問内容により教員・部会等から回答することになっている。

### ＜レッスン＞

レッスン担当教員は学生の希望と教員の担当授業時間数等を調整の上、年度開始時に決定するが、途中変更の希望については、学生生活担当が事情を聞いた上で学生部長・教務部長が面談し、変更が必要と認めた場合、各コース教育主任と調整の上で変更している。

さらに、本学では、希望するレッスンを担当する教員の許可があれば、その教員のレッスンを聴講できる「オープンレッスン」制度を平成 19(2007)年度後期から実施している。

### ＜褒賞等＞

学習意欲を喚起することを目的とした報奨制度として、優秀学生に対する褒賞的給付制度及び卒業時に優秀賞、社会活動賞等を選考して表彰する制度がある。

さらに専門実技の優秀な学生に対しては、オーディションなどを通じて短期大学やコース主催の演奏会に出演できるなど、正課授業の延長線上にあるものとしてハード・ソフトの両面からバックアップを行っている。

### ＜図書館＞

付属図書館は、図書・楽譜・雑誌に加えて視聴覚資料を豊富に備えており、それらを閲覧・視聴できることが大きな特徴である。所蔵資料は電子データベース化され、本法人ホ

ームページ上で検索が可能となっている。また毎年「ライブラリー・ツアー」として図書館内ガイド・ツアーを実施し、学生の図書館利用に対する援助を行っている。

#### <練習室>

学生が無料で使用できる多くの練習室を整備している（練習室数については図表 9-2-1 参照）。練習室の使用に関しては、第 1 キャンパス内の練習室は A 号館 1 階学生支援センター、第 2 キャンパス K 号館は K 号館事務室、P 号館は P 号館事務室、O 号館は O 号館事務室と、それぞれの施設に申込窓口を設置し、通常の授業時間帯の前から 20 時 30 分までの利用を可能にしている。ほとんどの練習室にはピアノが設置されており、個人的な練習やピアノを使った伴奏合わせ、その他のアンサンブルなどに活発に利用されている。

#### **通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。**

通信教育は実施していない。

#### **学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。**

音楽大学の特質として、専門実技担当教員が学習支援を含めた学生の様々な相談に対して個別に対応することが可能であるが、組織的相談体制としては、学生支援センターが相談窓口として機能する。学生支援センターに持込まれた相談は、その内容に応じて各担当教員・各教育主任・各部長に伝達され、適切に対応される仕組みになっている。学習支援に関する事項については、教育部長及び教務担当職員によって担当されるが、複合的な問題である場合には、学生部長が協働するなど柔軟な対応ができるようになっている。

授業の満足度を調査するために、自己点検・評価統括委員会によって、実技科目を含む全科目を対象とした授業アンケート調査を毎年実施し、カリキュラム編成や授業改善に活用している。

学習支援活動の充実については、組織的な FD(Faculty Development)活動を平成 20(2008)年度から実施している（基準 5-4 参照）。

#### **(2) 4-2 の自己評価**

学生への学習支援は、学生支援センター及び担当職員、教育部長・学生部長等において適切に行っている。

新入学生対象のフレッシュマン・キャンプは充実した内容になっている。平成 20(2008)年度から開講した「大音コミュニケーション入門」は、初年次教育充実の取組み全体の中で進めているが、学習支援体制の強化方策として有意義である。

学生の学習上の悩み等については、日常的に最も密接な関係にある専門実技担当教員を通して行われる場合も多く、さらにオフィスアワーも設定し、学生にとっては複数の窓口を提供していることは評価できる。

#### **(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）**

学習支援体制は専門実技指導の面に特ににおいて特に改善されている。例えば、担当教員

以外にも希望する他教員のレッスンを見学することができる。また、実技試験の評価に関する採点教員のコメントを公開し、今後の研鑽に資することができるようにしているが、講義・演習科目の学習支援についてもさらに改善の余地が残されているため、今後この分野についてFD活動において更なる検討を加えていくよう計画している。

今後、自己点検・評価活動やFD活動との連携を強化し、よりきめ細かい全学的な学習支援のあり方を追求する。

担当教員以外に相談する窓口としてオフィスアワーが設定されていることを学生および教職員に周知徹底し、積極的に活用する。

#### 4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

##### (1) 事実の説明（現状）

##### 学生サービスのための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生生活に関しては、教授会のもとに学生生活委員会が設置されている。学生生活委員会は学生部長、学長・学生部長から推薦された委員（6人程度）、学務事務部門長で構成し、学生生活全般の支援、学籍異動審議（決定は教授会が行う）、奨学金給付に関する検討、学生相談、フレッシュマン・キャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会等の問題を協議している。

また、事務組織としては学務事務部門内に学生生活担当を置いている。

##### <売店>

庄内学舎内の学生サロン「ぱうぜ」2階には文具や日用品、軽食などを扱うミニ・コンビニを設置している。また、N号館1階には(株)ヤマハミュージック大阪の売店を設置し、楽譜や楽書、管弦打楽器の付属品、消耗品等を販売している。ここでは一部合奏授業等で使用する楽器などの斡旋、販売等も行っている。また、O号館1階学生控室では昼食時（昼休憩時）に学生サロン「ぱうぜ」より弁当、軽食の出張販売を行っている。

##### <学生寮>

本学には、第1キャンパスから南東へ約1,300mの場所に、自宅通学が困難な女子学生のための、「豊南寮」がある。全室個室、フローリング、ベッド・収納棚を設置し、共有ではあるがユニットバスによる個別の浴槽及びシャワー室を備えている。全室ピアノの設置が可能であり、防音及び冷暖房設備により、寮生は22時まで練習することができる。個室でのインターネット接続も可能であるが、共用のパソコンも配備している。年度によって多少の変動があるが、ここ数年は毎年40人前後の入寮生を迎えている。かつては毎年70～80人が入寮していた時期もあるが、学生減に加えて集団生活や門限を始めとする様々な規則を好まない近年の学生気質も関係して、在寮生は減少傾向にある。

寮の自治組織として、入寮生による豊南寮運営委員会があり、定期的に学生生活委員会及び担当教職員との会合を行い、希望の聴取と大学としての生活指導を行っている。平成18(2006)年度以降は、入寮生への支援強化のために学生生活委員会に寮担当委員を置き、日常的に寮を訪問し実態把握に努めるとともに、7月と12月の年2回、寮生の親睦を深めるイベントを実施している。

<下宿>

下宿紹介を希望する学生には学生支援センターが対応している。ピアノの設置希望に応じるため、防音加工を施した平均家賃 6～7 万円程度の物件を中心に紹介している。毎年 15～20 件の下宿の紹介を行っている。

<補償>

通学時の災害補償として、自転車による通学者には学生総合保障制度に加入することを勧めており、豊南寮入寮生については加入を義務付けている。近接する幹線道路である穂積菰江線の整備により交通量が増加しており、自転車、徒歩に関わらず通学中の事故に対して注意を呼びかけている。自動車・単車による通学は、原則として認めていない。

<アルバイト>

アルバイトの斡旋・紹介は学生支援センターとエクステンション・センターが行っている。特に演奏関係のアルバイト情報についてはエクステンション・センターが提供している。

<スクールバス>

校地間の移動について、第 1 キャンパスから第 2 キャンパスまで約 1,000m の距離があり、楽器等を携帯しての移動や両校地間の環境・交通事情などを考慮し、スクールバスを運行している（月～金 8:50～20:40／土 8:50～17:10）。運行時間は概ね授業の開始及び終了時刻に合わせ、30 分から 40 分間隔で運行している。

**学生に対する経済的な支援が適切になされているか。**

経済的理由等により修学が困難な学生に対する奨学金制度としては、「日本学生支援機構奨学金」に加えて、本学独自の「大阪音楽大学奨学制度」「大阪音楽大学奨学事業財団」を運用している。この他に学外の活動に対する奨励金として「大阪音楽大学奨学事業財団奨励金」の制度がある。学生の経済状況経済的背景は年々厳しくなっており、授業料納付に困難を訴える学生が増加している。本学では、このような学生に延納制度を適用し、緊急かつ重大な困難を抱える学生に対しては特例的な奨学金貸与を行うなど、運用面でも支援を行っている。次の図表 4-3-1 に本学独自の奨学金制度の概要を示す。

図表 4-3-1 「大阪音楽大学奨学制度」及び「大阪音楽大学奨学事業財団」

大阪音楽大学奨学制度 (給付奨学金)	短期大学部	フレッシュマン給付奨学金 1年次 40万円	短期大学部1年次生の新入生の全コース生 入学後、希望者に対して専門実技などの審査成績・第1セメスターの全履修科目の成績などにより選考して給付適用者を決定。 4名に給付
		2年次 A: 85万円 B: 40万円 C: 25万円	全コース生 前年度の成績優秀者を選考して給付適用者を決定。 A: 1名以内、B: 2名以内、 C: 4名以内
大阪音楽大学奨学事業財団	奨学金	月額 45,000円 (無利息)	人物、学業、成績ともに優れており、家庭の経済的事情により修学が困難な者に貸与。 ※若干名
	奨励金	経費の一部	人物、学業、成績ともに優れたものを対象として、下記の様な経費の一部を給付 ・海外留学 ・海外・国内音楽講習会参加 ・海外・国内音楽コンクール参加（原則として入賞者） ・その他奨励事項 ※当該年度において一人につき1回限り



大阪音楽大学短期大学部

図表 4-3-2 2009 年度 奨学金運用実績

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 $a/b * 100$	月額支給総額 (c)	1件あたりの月額支給額 $c/a$
日本学生支援機構							
(第一種奨学金) 月額 30,000 円	学外	貸与	1	427	0.2%	30,000	30,000
(第一種奨学金) 月額 53,000 円	学外	貸与	19	427	4.4%	1,007,000	53,000
(第一種奨学金) 月額 60,000 円	学外	貸与	14	427	3.3%	840,000	60,000
(第二種奨学金) 月額 30,000 円	学外	貸与	5	427	1.2%	150,000	30,000
(第二種奨学金) 月額 50,000 円	学外	貸与	25	427	5.9%	1,250,000	50,000
(第二種奨学金) 月額 80,000 円	学外	貸与	27	427	6.3%	2,160,000	80,000
(第二種奨学金) 月額 100,000 円	学外	貸与	54	427	12.6%	5,400,000	100,000
(第二種奨学金) 月額 120,000 円	学外	貸与	34	427	8.0%	4,080,000	120,000
(入学時特別増額※2) 100,000 円	学外	貸与	2	427	0.5%	16,666	8,333
(入学時特別増額※2) 200,000 円	学外	貸与	0	427	0.0%	0	0
(入学時特別増額※2) 300,000 円	学外	貸与	11	427	2.6%	275,000	25,000
(入学時特別増額※2) 400,000 円	学外	貸与	0	427	0.0%	0	0
(入学時特別増額※2) 500,000 円	学外	貸与	3	427	0.7%	125,001	41,667
大阪音楽大学奨学事業財団奨学金							
(一般) 月額 45,000 円	学内	貸与	8	427	1.9%	360,000	45,000
(特別奨学金※1)	学内	貸与	1	427	0.2%	710,000	710,000
大阪音楽大学奨学制度							
大阪音楽短期大学給付奨学金 A							
(2 年) 年額 850,000 円	学内	給付	1	229	0.4%	70,833	70,833
大阪音楽大学給付奨学金 B							
(2 年) 年額 400,000 円	学内	給付	2	229	0.9%	66,666	33,333
大阪音楽短期大学給付奨学金 C							
(2 年) 年額 250,000 円	学内	給付	3	229	1.3%	62,499	20,833
大阪音楽短期大学フレッシュマン給付奨学金							
(1 年) 年額 400,000 円	学内	給付	4	198	2.0%	133,332	33,333

1 授業料不足分を貸与するため金額は個別で 1 回限りの貸与

さらに成績優秀者に対する褒賞的奨学制度の一環として、以下のような「海外留学助成金制度」及び「国内提携講座受講助成金制度」がある。

図表 4-3-3 2009 年度海外留学助成金制度及び国内提携講座受講助成金制度実績

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 $a/b * 100$	月額支給総額 (c)	1件あたりの月額支給額 $c/a$
大阪音楽大学奨学制度							
海外提携校留学助成金 (中期) 年額 600,000 円	学内	給付	0	229	0.0%	0	0
国内音楽講座受講助成金 (2 年) 年額 100,000 円	学内	給付	0	229	0.0%	0	0

< 海外留学助成金制度 >

本学が提携あるいは覚書を締結した海外の大学・音楽院への留学を希望する場合に、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れている学生より、書類審査と面接の上選考する。

### ＜国内提携講座受講助成金制度＞

この制度は、本学が提携あるいは覚書を締結した国内で実施される音楽研修・セミナー等へ夏期または春期休業期間中に受講を希望する場合、その経費の一部を助成する制度。実技成績がきわめて優秀で、その他の科目の成績が優れている学生より、書類審査と面接の上選考する。

### 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学には学生自治会があり、選挙によって選出された学生役員によって運営されている。学生自治会は、学生の要望を大学に伝えるといった日常の活動の他、大学祭の主催やフレッシュマン・キャンプへの協力といった大規模な行事で重要な役割を果たしている。また、学生自治会公認のクラブ・同好会の支援活動も行っている。クラブ・同好会の数は多いとは言えないが、学生の課外活動は演奏会等、共通の目的のためにその都度メンバーが集まるといった形のものが多いと多く、この面では非常に活発な課外活動が展開されている。学生自治会の行う様々な活動に対しては、学生生活委員会及び学生支援事務部門学生生活担当が学生自治を尊重しながら支援及び指導を行っている。

本学では学生の演奏活動、音楽文化に関わる学生の自主活動等に対して援助を行う制度を設けている。これは「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、事務的には学務事務部門学生生活担当が支援及び指導する体制を取っている。平成 21(2009)年度は、23 件の申請があり、約 256 万円（併設大学と合算）の助成を行った。この中には毎年学生が学科・専攻・コースを越えて自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」があり、毎年充実した公演を行っている。

現在、豊中市教育委員会からの要請により、併設大学の学生と共に課外活動として豊中市立の小・中学校へ赴き、音楽の授業の支援活動を行っている。これは豊中市が提唱する「音楽があふれる学校づくり」を実現するための「サウンドスクール事業」の一環であり、その背景には「音楽や図工・美術の授業が崩壊することから連鎖的に学級崩壊がおこる」という豊中市教育委員会の現状認識がある。

### ＜大学祭＞

大学祭は学生自治会を中心に実行委員会が組織され、教職員は学生の自主性を尊重しつつ学生生活委員会を中心に支援する体制をとっている。大学祭は例年 10 月末～11 月上旬の 3 日間開催しており、音楽を主体にした本学独自の手作り大学祭を目指している。平成 16(2004)年度からは後援会（保護者会）の協力を得て、保護者や教職員から寄託を受けバザーを行うなど、地域との交流も深めている。

### 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

健康相談は保健室、心的支援は「心の相談室」、生活相談は学務事務部門学生生活担当が学生の相談を受け付けている。ただし、近年の学生からの相談は、健康・心の悩み・生活上の問題が複合あるいは混在していることも多く、状況に応じて相互に連携を取りながら対応している。

### ＜保健室＞

保健室は第 1 キャンパス内にあり、ここには看護師資格を持つ専門の職員が常駐してい

る。毎月第2金曜日に校医が学生及び教職員の相談に対応している。また、保健室前には様々な健康に関わる情報を提供するために掲示スペースを確保している。毎年4月には定期健康診断を実施している。

学生の急病やけがに対処するために、応急時の体制については、O号館や第2キャンパスでは事務室内に専用のスペースを設け、ベッド、車椅子、担架を設置している。そのほか救急箱は学生支援センター、オペラハウス事務室、P号館事務室、O号館事務室、豊南寮、体育用具室、K号館事務室に設置され、AED（体外式心室除細動器）はA号館、K号館、O号館、オペラハウス及び豊南校地に設置されている。また、教職員に対するAEDの使用法等についての講習会を定期的開催している。

#### <心の相談室>

本学では専門的な心的支援について、専門カウンセラーと契約を結び、「心の相談室」として月に3回相談に応じている。この日程以外に相談がある場合は、相談者が直接カウンセラーに電話で連絡できる体制を取っている。また、教員が担当する「なんでも相談室」も週2回開設されている。

#### <ハラスメント対策>

ハラスメント対策に関しては、ハラスメント防止のための規程を制定し、相談員（教職員の中から任命された教員3名、職員2名）を置いている。相談員は常時学生からの相談を受け付けるとともに、必要な場合には調査委員会を設置して、学長に報告し、学長は適切な処置を取ることとしている。さらに処分等が必要な場合には学長は理事長に報告し、諸規程に基づき懲戒等が行われる体制を整備している。また人権委員会はセクシュアル・ハラスメント以外の諸ハラスメント及び人権侵害に対する同様の相談及び調査活動を行っている。

学生に対しては学生生活に関する冊子履修ガイド（Campus Guide）を配付し、その中で本学が持つこれらのシステムの利用方法やハラスメント等に関する意識の啓発を図っている。また教職員に対しては諸ハラスメントの予防を図るために専門家（弁護士）による講習会を実施してきた。

#### **学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。**

学生サービスに対する学生の意見については、学生支援センターと学生生活担当職員が対応している。学生支援センターは、常時数人の事務スタッフがあらゆる相談を受けるオープンな体制を取っている。学生サービスに対する学生の意見は、直接学生支援センターで受け付け対応しているが、質問カードに記載して提出することにより、教員を含め関係の部門からの回答を受取ることもできる。

#### **(2) 4-3の自己評価**

学生サービス、厚生補導のための組織は整備されている。設備面での改善は段階的に進めてきた。学生生活委員会は平成18(2006)年度より、「行動する学生生活委員会」として、学生サービスの向上を意識化し、教員と職員の協働体制を築くことで、学生の意見を積極的に汲み上げる姿勢を鮮明にしてきた。

経済的困難を訴える学生に対する経済的支援は、制度を弾力的に運用することで、でき

る限りのことを行っている。褒賞的給付奨学金は平成 19(2007)年度に制度化の作業を終え、平成 20(2008)年度から導入した。また、学生の課外活動支援も多面的かつ積極的に行っている。このように学生相談は、適切に行われているが、学生の多様化を考慮すれば、相談体制の見直しと強化が必要である。

### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスについては、施設・設備面も含めて計画的な改善・向上が必要である。喫緊の課題として現在検討中のものは以下の通りである。

- ・学生寮の環境改善について、寮生の意見を取り入れつつ学生生活委員会で検討している。
- ・学生の意見を汲み上げるとともに、それを学内に反映させる新たな仕組みを構築するには、学内の様々な組織の協働のあり方を同時に構想しなければならない。

## 4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

就職・進学に関しては、エクステンション・センターがキャリア・デザイン講座や進路ガイダンスを開催している。進路ガイダンスは、1年次の秋期に行っており、その際にハンドブックを配付し、また、「進路調査カード（兼求職票）」で将来に対する志望を調査し、進路指導を実施している。

平成 20(2008)年度に初年次導入教育の一環として開講した新入生のための新たな科目である「大音コミュニケーション入門」においてキャリア教育を実施している。又、さらに行き届いた支援をするために、平成 22(2010)年度よりエクステンション部門に「キャリア相談室」を開設し、担当職員が個別に対応している。併せて学務部門に「学生支援センター」窓口を置く等緻密な対応を行っている。

進学については3年次編入及び短大専攻科への進学希望者に対して秋期に詳細な進学ガイダンスを実施している。また、神戸親和女子大学との間に3年次編入の連携制度を新設し、進学案内と推薦を行っている。

さらに就職支援として、平成 21(2009)年度夏より、「音楽の仕事情報館」（平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」【テーマB】において採択）が稼働しており、音楽の仕事に特化した情報集約と能力育成の拠点となっている。2名の音楽の仕事コーディネーターの主導のもと、SNS「OMSBI(Ondai Music Service & Business Information)=おむすび」における情報の集約と相互交換を実施しているほか、学外において数多くの課外音楽活動を実施し、参加した学生が音楽にまつわる様々な仕事の存在とその重要性を学び、また自らの適性を見極めることが可能となっている。さらに、この「OMSBI」には様々な音楽分野で活躍する卒業生が上記の課外音楽活動に数多く参加しており、在学生に対し最新の音楽現場情報や、実際の活動における様々なノウハウを提供している。

教職課程については、毎年度始めに教職課程ガイダンスを実施している。また学生が中学校・高等学校へ教育実習に赴く場合には教職部会の教員に加え、教職部会以外の専任教員が参加して実習校への訪問指導を行っている。

## 大阪音楽大学短期大学部

さらに留学等を通じてより積極的に学ぼうとする学生のために以下のような海外の大学と提携・交流協定を結んでいる。

- ・ 啓明大学校音楽・舞台芸術大学（韓国・平成 17(2005)年）
- ・ 上海音楽学院（中国・平成 19(2007)年）
- ・ デトモルト音楽大学（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ ワイマール・リスト音楽院（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ フォルクヴァング芸術大学（ドイツ・平成 20(2008)年度）
- ・ 王立ウェールズ音楽演劇大学（イギリス・平成 20(2008)年度）
- ・ ブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院（フランス・平成 20(2008)年度）

### キャリア教育のための体制が整備されているか。

#### <教職課程>

本学は教職課程を置き、所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状が取得できる。また大学院及び音楽専攻科を修了し所定の単位を修得すれば中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができる。

#### <キャリア・デザイン>

エクステンション・センターではキャリア・デザイン講座を開催し、エクステンション事業委員や専門のキャリアカウンセラーによる相談日を設けている。また、資格を取得するための情報提供や、講座を実施している。

平成 19(2007)年度には、資格取得講座として「カワイ音楽指導グレード 4 級・5 級」「秘書技能検定準 1 級・2 級」を開講した。

#### <インターンシップ>

インターンシップは音楽関連企業や団体を中心に実施している。本学では「インターンシップ特別実習」の科目を開設している。学生の申請により、インターンシップ特別実習委員会が実習記録及び実習先企業等からの評価を基に審査を行い、卒業年次に単位を認定している。インターンシップは夏期（8～9 月）と春期（2～3 月）の年 2 回行っているが、平成 19(2007)年度は延べ 38 人、平成 20(2008)年度は延べ 46 人、平成 21(2009)年度は延べ 43 人が実習を受けた（併設大学を含む）。実習先は下記の通りである。

三木楽器、大阪アーティスト協会、いずみホール、大阪音楽大学附属音楽幼稚園、大阪センチュリー交響楽団、河合楽器製作所、ザ・フェニックスホール、清家楽器、大阪音楽大学音楽博物館、びわ湖ホール、尼崎総合文化センター、ヤマハミュージック大阪、ヤマハミュージック神戸、MIKI ミュージックサロン、ワールドストアパートナーズ、大阪城ホール文化振興部、サウンドフォンティン、さざんかホール、ラクジン、近畿ブライダルミッション、テクニコ、フルタニ産業（順不同）

実習終了後は、実習生全員とエクステンション事業委員が出席してインターンシップ報告会を行い、各自の体験を再確認するとともに、大学側も学生の意見や要望を取り入れて、次年度以降の運用に活かしている。

### ＜事実にもとづく日本語ライティング能力＞

文部科学省による平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」において「事実にもとづく日本語ライティング能力」を併設短期大学と共同申請し採択を受けた、日本語ライティング能力の開発・育成を目指す 3つのプログラムは次の通りである。

#### I. 日本語ライティング・プログラム

現場体験での 5W1H を基本とした「事実を正確な情報としての確に伝える」日本語ライティングの基礎的な実践・実習を行う。

#### II. リライト・アンド・パブリッシュ・プログラム

書き直すことの重要性に気づかせる。そのために、音楽に関わる現場体験の事実にもとづいた「音楽活動ポートフォリオ」の作成、公開等による、自己表現と客観的な評価を認識できる場を創り出す。

#### III. キャリア・デザイン・プログラム

日本語ライティング能力の応用として、キャリア相談室との協働によって、プレゼンテーション能力の向上を目指す。

なお、平成 21(2009)年度の就職決定率(就職者数÷就職希望者数×100)の実績は 90.4%である。

### (2) 4-4の自己評価

学生の就職及び進学への支援体制はエクステンション・センターを中心に組織的に行っている。同センターはそれ以外にも、在学生及び卒業生の演奏活動、社会活動、地域活動を支援している。音楽大学の学生の進路には就職と進学という一般的な進路の他に、演奏者や指導者として新たなキャリアを開発するという独特の進路があり、場合によっては自ら活動の場を切り拓くという特徴を持つ。このような活動に対しては社会的な支援が重要な要素となるが、エクステンション・センターは積極的にこの支援を担っている。このような活動を通して前述のように比較的高い就職率を上げていることは評価できる。

また、大学及び短大専攻科等への進学者が卒業生の34.3%を占めており、進学への支援体制は適切であると評価できる。

### (3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

音楽の世界における専門就職とは、企業・団体、学校や機関に所属し演奏活動や教育指導に限らず、自宅での指導、個人での演奏活動なども広い意味では就職に当たると考えられ、一般的な就職という概念では捉えきれない部分がある。しかしながら卒業生はこのような音楽業界での活動ばかりではなく、当然一般企業へ就職する者もいる。本学の教育目標である「幅広い人間力や音楽即戦力を備えた音楽人」として活躍する場を開拓しつつ、本学の目標そのものの社会性を確認するためにも、インターンシップやキャリア教育を、全学的な問題としてカリキュラムと連動させることの検討を開始している。

### [基準4の自己評価]

入学者選抜は厳正に行われており、入学定員及び収容定員の管理については適切であるが、平成 18(2006)年度以降入学者数が定員を下回る状態が続いている。アドミッション・

ポリシーについては学内外により積極的に周知し、志願者確保のための活動を展開する必要がある。

学習支援については新入学生を含む全学生に対して充実したオリエンテーション及び履修ガイダンスを実施し、学生へのサービス体制も整備されている。

学習をめぐる相談体制は整備されているが、退学者や休学者が増加傾向にあり、事後の相談体制にとどまらず、問題が深刻化する前に有効な方策を講ずることを検討する必要がある。なお、オフィスアワーについては平成 20(2008)年度から実施している。

カウンセリングやハラスメントの防止については十分に機能していると考えているが、問題意識を喚起するために講習会の開催などを恒常化する必要がある。

就職と進学に対する支援についてはエクステンション・センターが組織的・継続的に活動することにより成果が上がりつつある。またキャリア教育が実施され、資格取得の支援が行われている。卒業生を対象に実施している「音楽人材登録」制度は専門就職率向上に寄与するものである。

「音楽の仕事情報館」「事実にもとづく日本語ライティング能力」が文部科学省に採択されたことにより、キャリア支援が充実してきたことは評価できる。

### **[基準 4 の改善・向上方策（将来計画）]**

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の確保のために、広報体制、高等学校との連携を積極的に進める。海外の大学・音楽院との提携に合わせて、留学生受け入れの体制を整える。

入学前の教育については短期大学におけるカリキュラムの説明と科目やクラスの選択についての事前調査などを行っているが、入学前の授業そのものは実施していない。音楽基礎科目についての入学前の教育を受けていない新入生に対する教育に関してはカリキュラム上、進度別クラスの設定により対応している。推薦入学試験の合格通知から入学までの 4 ヶ月余りの期間を有効に活用するプログラムを設定することを含めて、入学前教育について具体的に検討する必要がある。

授業だけではなく、学生の学習・就職支援体制を構築し、学生の多様な相談に組織的に対応するべく「学生相談室」の設置を検討する。

学生の進路に関しては、学生のキャリア・デザインに対する意識を高めるとともに、今まで以上に短期大学が社会に積極的に働きかける方策を検討する。

## 基準 5. 教員（教育研究活動、教員人事の方針、F D(Faculty Development)等)

### 5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

**教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。**

大学設置基準で定められている専任教員数は、本学の場合 12 人である。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の専任教員数は 27 人、充足率 225%となり、必要な教員数を十分に満たしている。これらの教員は各コース及び一般教育科目・教職課程にそれぞれ適切に配置されている。

#### **教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。**

専任教員 27 人に対して、非常勤教員は 237 人（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）であり、非常勤教員の割合が高くなっている。これは本学が実技の個人レッスンを中心とした少人数教育を行っていることに加えて、器楽学科においては楽器ごとに教員の配置が必要なためである。

専任教員の男女別の構成については専任教員全体での男女比は、概ね 2.4 対 1 となっている。現在、外国人の専任教員はいない。

年齢別の構成については、専任教員の定年は 68 歳であり、61～68 歳の年齢層がほぼ 3 割を占めている。61 歳～65 歳代と 51～55 歳代がやや突出してはいるが、ほぼバランスがとれている。

#### (2) 5-1 の自己評価

教員数については、専任教員数、教授数ともに短大設置基準を十分に満たしている。専任教員の年齢バランスは 61 歳～65 歳と 51 歳～55 歳にピークがあり、35 歳未満の教員数が少ない。

非常勤教員の比率が高い点に関しては、先述のようにレッスンという一対一の実技教育が行われていること、多岐にわたる分野とりわけ楽器をカバーする必要があることが大きな要因である。このことは専門実技分野の多様性を保障する面も併せ持っており、積極的に評価できる。

#### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の新規採用に当たっては、専門分野・年齢構成に加えて、男女比等様々な点を考慮して計画的な採用を行うことにしている。これにより、ここ数年のうちに、バランスの取れた年齢構成となることが予想される。

非常勤教員の比率については、是正するのは容易ではないが、コースごとの学生数の動向を勘案しつつ、採用計画の検討を行う。



**5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。**

**(1) 事実の説明（現状）**

**教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。**

本学の教員の採用、昇任は法人の人事計画に基づいている。教員採用に関しては学則に基づき、人事委員会による選考、推薦の上、教授会において審議・決定する。

特に、専任教員採用については、募集する専門分野や担当科目、募集方法などが人事委員会において審議・決定される。募集に関しては専任教員・非常勤教員共、原則として公募により行われる。

**教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。**

教員の採用・昇任に関しては以下の規程を定めている。

- 1) 大阪音楽大学短期大学部人事委員会規程
- 2) 大阪音楽大学短期大学部専任教員採用選考基準
- 3) 大阪音楽大学短期大学部専任教員昇格基準

専任教員の採用については、応募者に対して、①書類審査による第一次選考、②専門分野における資質を問う第二次選考の面接（実技審査を含む）を行った上で、③大学人としての適性を問う面接及び模擬授業あるいは模擬レッスンによる第三次選考を行う。

選考に当たっては第一次から第三次を通して、当該専門分野の専任教員に人事委員会から専門外のメンバーを加えることにより、客観性と公正を期している。また、第三次選考では学長・副学長がオブザーバーとして参加する。その後人事委員会で審議し候補者を選出、人事委員会からの推薦を受け、教授会において審議・決定し、理事長が任命する。

昇任については人事委員会が、専任講師または助教から准教授への昇格、及び准教授から教授への昇格について、各専門分野からの推薦候補者を審査基準に従って審査し、推薦者を教授会へ上程し審議決定する。推薦候補者は専任講師または助教歴4年、准教授歴4年がそれぞれ必要である。これに研究業績、社会活動、教育活動について、評価基準に基づく審査を行い、短期大学部の運営活動を加味した上で、審議・決定する。

現状の採用・昇任は基本的にこれらの規程・基準に沿って人事委員会規程の採用・昇任に関する条項に基づき短期大学部独自の判断により運用している。

**(2) 5-2の自己評価**

専任教員の採用や昇任は、明確な方針と基準と手続きに基づき、適切に運営されている。専任教員の採用及び昇格については短期大学部と併設大学とではそれぞれ別組織として審査を行い、審議はその違いを考慮して行ってきたが、基準自体は共通であった。この点は改善する必要があるため、人事委員会にプロジェクト・チームを設け、平成20(2008)年10月23日に基準を改定した。

**(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

今後の学生数の増減や各コースの再編など、中長期の教員採用計画に基づき、専任教員の採用・昇任を適切に行う。

**5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

**(1) 事実の説明（現状）**

**教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

授業担当コマ数については、明文の規定はないが、併設大部を含めての担当コマ数が講義系科目担当教員は週6コマ、実技レッスン担当教員は週7コマを超えた場合は加給支給基準の対象としている。この基準を下回る教員が若干名いるが、これは役職員兼務者や専任嘱託教員の場合であり、大半の専任教員は併設大学での兼担コマ数を合わせると、前記基準コマ数以上の授業担当を行っている。

**教員の教育研究活動を支援する体制が整えられ、適切に運用されているか。**

専任教員は教育、研究、学内運営、社会連携等の業務に総じて真剣に取り組んでいる。各教員は、毎年、研究業績を所定の様式に記入し提出している。なお、音楽短期大学という性格上、実技担当教員が多く、学生と1対1で向き合う授業が中心であるため、「授業」、「研究」、「学生指導」は重なり合う部分も多い。平成19(2007)年度からは、授業補助担当者として、本学独自の「演奏員」、「技術員」が配置され、伴奏業務や合奏系授業の演奏補助、コンピュータの専門家によるデスクトップ・ミュージックの補助業務を担当してきたが、学生に身近に指導助言を行うなど、より高い技術を持ち、教育の一端を担うほどの人材が必要になってきた。そこで、平成22(2010)年度から、新たに教育助手制度を導入した。

**教育研究目的を達成するための学内経費（教育研究費等）が、適切に措置されているか。**

教育研究目的を達成するための研究費等の配分等については、各専攻及び各科目部会から選出された研究委員に加え、研究部長、図書館長、音楽博物館長、研究事務部門長により組織される研究委員会において審議している。この委員会は教員の研究のための諸問題の検討、図表5-3-1に示す研究助成制度に係る申請の募集と受諾についての審議、学長・理事長への提案、附属機関の間の共通課題の検討、研究紀要に投稿される論文等の査読と掲載の可否などを所轄する。なお、研究助成規程の改定等、研究面での重大な変更を伴う案件の決定については、研究委員会の審議・承認を経て教授会が行う。

**図表5-3-1 研究費関連の制度**

【第一区分】年間利用限度額	40万円
1) 個人研究費	6万円以内
2) 通常研究（申請）	34万円以内
3) 研究出張（申請）	20万円以内
4) 研究紀要論文執筆補助（申請）	3万円（年間利用限度額には算入しない）
【第二区分】年間利用限度額	70万円
1) 特別研究（学術分野・申請）	70万円以内 研究期間1,2,3年のいずれか
2) 特別研究（芸術分野・申請）	70万円以内
3) 特別プロジェクト研究（申請）	研究経費全額 研究期間1,2,3年のいずれか
4) 研究成果出版助成（申請）	70万円以内
5) 長期特別海外研修（申請）	250万円以内6か月以上1年以内、通算2年以内
6) 海外研修（申請）	200万円以内
	長期・補助、長期・私費、短期・特別、短期・補助、短期・私費に分類

7) 国内研修 (申請)	150万円以内
機関・特別、機関・補助、機関・私費、在宅・特別、在宅・補助、在宅・私費に分類	

同一申請者による1年間の利用限度額は第一区分と第二区分の合計110万円であり、当該年度を含めた過去5年間の利用限度額は350万円となっている。ただし、3) 5) 6) 7) は、当該年度利用限度額合計の起算時に70万円を越えるものについては70万円と読み替える。

## (2) 5-3の自己評価

専任教員の業務には、担当授業の準備、講義、採点以外にも、担当する委員会やプロジェクト・チームでの議論や審議、入試に関する業務などが挙げられる。また、研究は重要な本来の業務である。その中で、現在の実質的な授業担当基準の講義6コマ、実技7コマは適切であると評価できる。ただし、実技科目担当者は少人数教育であるため担当授業数が多くなる傾向がある。これは、実技科目については、レッスン担当者の希望を学生から受け付けていることも影響している。

研究費に関しては、明確な支給基準が制定されており、基本的には申請を行い、承認されれば研究に充当できる制度が整備され、運用されていると評価できる。

## (3) 5-3の改善・向上方策 (将来計画)

教育担当時間数については、実技系教員と講義系教員の間で大きな差がある。学生数が多い専攻の実技教員の担当時間数が増える主な要因は学生の希望をできるだけ取り入れてレッスン担当教員の決定を行っているため、ある程度やむを得ない面もあるが、専任教員採用や非常勤講師を配置する等の処置により是正することを計画的に進める。

平成 18(2006)年度をもって非常勤教育助手制度は廃止され、演奏員制度が導入された。しかし、平成 22(2010)年度より、本来の授業を補助する業務としての助手が必要であるとの認識から、新たに非常勤助手制度を導入した。また現在 TA 制度の規程を準用している RA 制度の規程の整備を予定している。

研究費について、学内の制度が適正に適用されているが、公的・民間を問わず学外からの資金の導入を積極的に進める。

## 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取り組みがなされていること。

### (1) 事実の説明 (現状)

**教育研究活動の向上のために、FD 等の組織的な取り組みが適切になされているか。**

平成 18(2006)年 7 月「FD プロジェクト・チーム」発足、平成 19(2007)年 7 月「FD 推進会議準備委員会」、更に平成 20(2008)年 4 月「FD 推進室」の立ち上げを経て、現在は FD 統括主事を置き、「FD 総括委員会」が本学における FD 活動を担っている。

基本的な課題を提示した「第 3 次 FD 活動基本計画」は平成 20(2008)年の第三者評価実施調査時のヒアリングにおける意見、質問を踏まえたものとなっている。

具体的な活動として、月 1 回開催される FD フォーラム (FD シンポジウムを FD フォーラムと改称)、FD 学生フォーラム、FD セミナーの開催、それぞれのまとめとしてのリーフレット配付を行っている。

加えて、「FD 研修会」として「ソルフェージュ模擬授業」(平成 21(2009)年 9 月 5 日)を開催したほか、各専攻独自の FD 活動の具体例が FD フォーラムにおいて報告された。

非常勤教員に対して、FD 活動案内としてのパンフレット配付、また「FD・授業改善への工夫」に関する現状調査アンケート（複数回実施）を行い、結果報告することにより啓蒙活動としている。また、平成 22(2010)年度より「FD 活動推進のための助成金制度」をスタートさせている。

**教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。**

研究委員会が月 1 回開催され、教員の研究に関する諸問題の検討、研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案、付属図書館・音楽博物館の共通課題の検討、研究紀要の発刊などについて審議している。

教員の教育研究活動に関しては、毎年業績調査が実施されている。また、本法人ホームページに教員の主要な業績が掲載されている。

平成 20(2008)年度から、研究部長を委員長とする FD 総括委員会の設置に併せて FD 推進室を開設した。平成 22(2010)年度からは FD 統括主事を置き、各専攻からの委員と共に研究部長、同事務部門長らで月 1 回開催している「FD 総括委員会」、全学的には「FD フォーラム」（月 1 回開催）などが FD 活動の促進を担っている。

「学生による授業評価アンケート」は毎年実施し、集計結果の公表、各担当教員へのフィードバック、各部会へのフィードバックを実施している。

**(2) 5-4 の自己評価**

本学では少人数授業が比較的多く、学生とのコミュニケーションは活発だと言える。

FD 活動はこれまで試験的・部分的な実施に留まっていたが、平成 20(2008)年度の FD 総括委員会の設置に伴い活発に活動を展開し始めたところである。具体的には、FD 推進室の設置、責任部署の確定、調査研究に資する人的配置、関連規程の整備、シンポジウムの企画、FD に関する教員フォーラム・学生フォーラムの創設、様々な提案をリアルタイムで発信するリーフレットの発行等である。

学生による授業評価アンケートの調査結果は授業の改善資料として十分に活用されているとは言えず、具体的な改善方策に結び付けるための仕組みを FD 活動と関係付けつつ検討している。

**(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）**

FD 活動については、非常勤教員を含む全学的な FD 活動とするために、学内の諸委員会、特に短大運営会議との連携を円滑にするための環境作りを急いでいる。アンケートなどで高評価を得た授業を公開するなどの施策が必要であると考えられる。

**[基準 5 の自己評価]**

専任教員数については大学設置基準を満たしているが、年齢構成、非常勤教員とのバランスでは改善すべき問題がある。専任教員の採用や昇任は、法人の人事計画に定められた方針に従っており、実際の採用・昇任の手続きも規程に定められた手順に厳格に従って行われていることから、適切に運用されていると評価できる。教育担当時間については、本

学の開講科目は、実技科目、演習科目が多数を占めており、これらにおいて少人数教育を実施していることから、これらの科目を担当する教員の授業数が多くなっている。

研究費に関しては、規程及び基準が明確に整備されており、申請が承認されれば定められた額が支給される。

#### **【基準5の改善・向上方策（将来計画）】**

専任教員は現在のバランスを維持しつつ、新規採用については、特に年齢構成に配慮して計画的な運用を行う。

TA制度は運用を開始しているが、RA制度の運用規程を独自に制定する。非常勤助手制度は一部の特定の科目について実施しているが、本格的な運用を図る。

FD活動の新しい展開として、講義系授業を全ての教員に公開し相互に意見を交換する取組みを開始する。さらに専門部会間や、専任と非常勤教員間で問題意識と改善への意識を共有する企画をスタートさせている。

基準 6. 職員（専任職員の配置、職員人事の方針、SD(Staff Development)等)

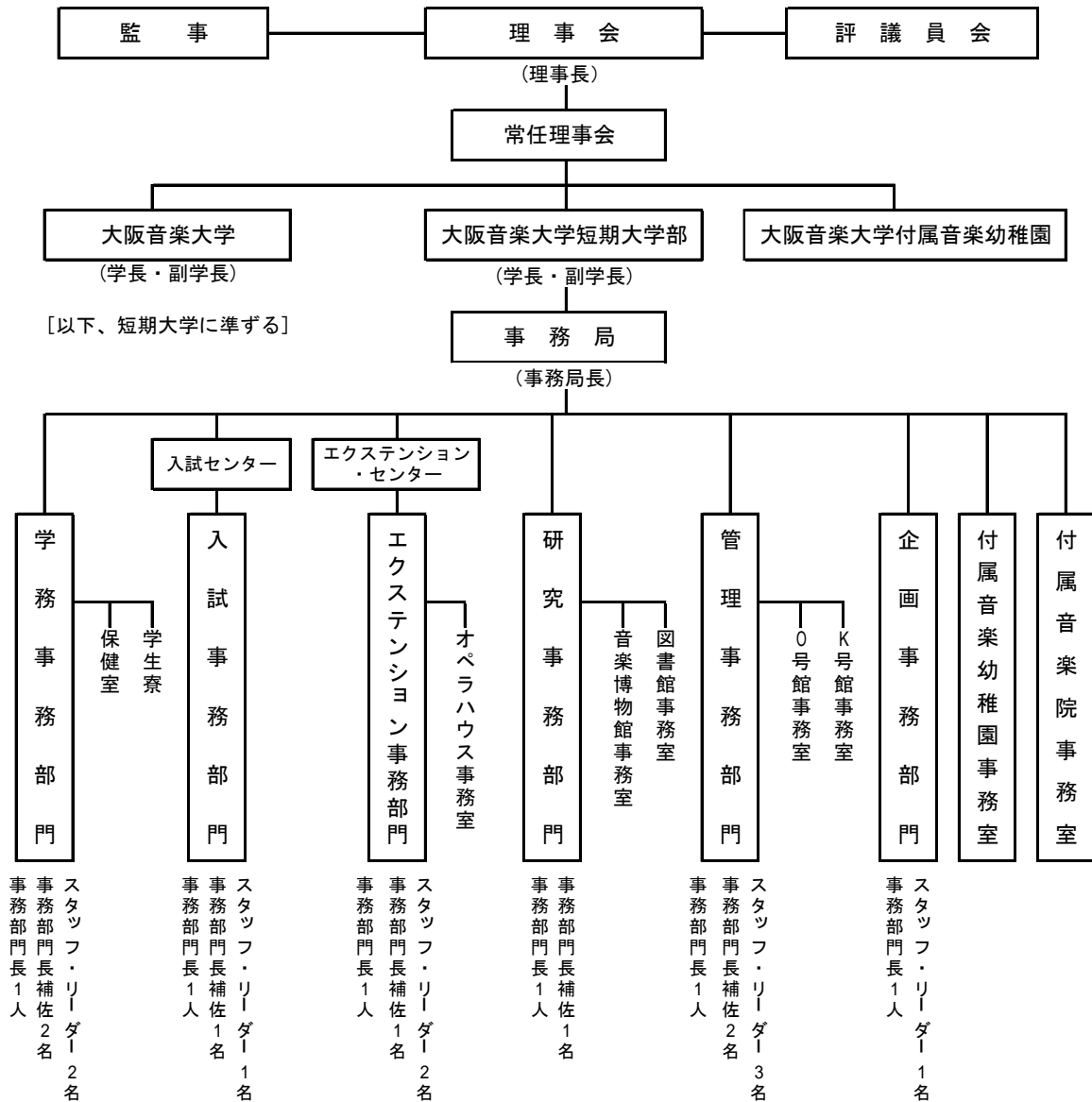
6-1 短期大学の目的を達成するための必要な組織を設置し、専任の職員を適切に配置していること。

(1) 事実の説明（現状）

短期大学の目的を達成するために必要な専任職員が確保され、適切に配置されているか。

事務組織の現状は以下の図表の通りである。

図表 6-1-1 学校法人事務局組織図 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在



なお、平成 17(2005)年 4 月 1 日に施行された改正私立学校法の趣旨である「学校法人が近年の状況に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にする」ことを主な目的として、平成 22(2010)年 6 月 1 日より事務組織を次の図表のとおり改組することがすでに確定している。

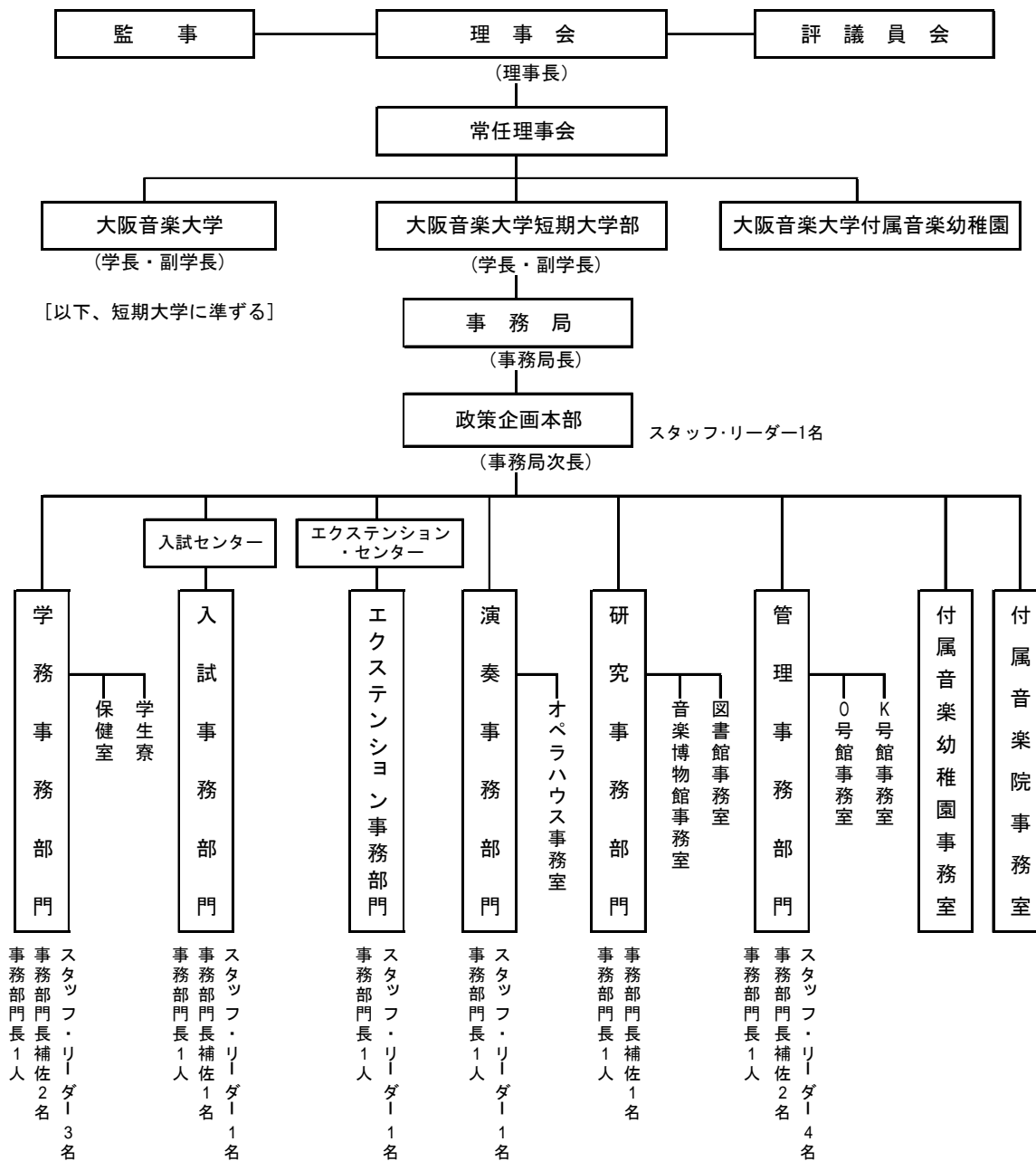
新たに置かれる政策企画本部は、当面の間、現在企画事務部門が担当している「法人業務」「広報」「自己点検・評価」「国際交流」等を学校法人の管理運営を担う理事会に近いポ

## 大阪音楽大学短期大学部

ジションから担当することになる。

また、現在のエクステンション事務部門からオペラハウスや演奏会に関わる業務を分離し、個別の事務部門として演奏事務部門を発足させる。

図表 6-1-2 学校法人事務局組織図 平成 22(2010)年 6 月 1 日以降



本法人は「学校法人大阪音楽大学組織運営規程」「学校法人大阪音楽大学事務局組織運営規程」に基づき、データ編 6-1 に示す人数の事務職員を各事務部門等に配置している。この事務局組織は併設の大阪音楽大学と共有の組織になっていることから、大学に所属する専任職員 34 名が同じ組織の中で勤務している。

学生の総合窓口である学生支援センターなど各事務部門の窓口には、これらの職員を業務上必要とされる人数を勘案して配置している。さらに大学の使命・目的である「良識あ

## 大阪音楽大学短期大学部

る音楽家を育成すること」を達成するために、演奏会業務、附属図書館など音楽面での学生支援に従事する職員を確保している。

また、平成 22(2010)年 4 月 1 日よりエクステンション事務部門内に「キャリア相談室」を置き、学生一人ひとりの目標に応じたキャリア支援を開始した。

各事務部門が取り扱う業務は次のとおりである。

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

### <学務事務部門>

教学に関する業務、学生生活・課外活動など学生に関わる業務を担当。前述の学生支援センターを含む。

### <入試事務部門>

入学試験に関する実務の他、進学相談や志願者動向等の分析、オープン・キャンパスの企画立案等を担当。

### <エクステンション事務部門>

インターンシップや就職、キャリア形成の支援を担当する他、各種の生涯学習講座を実施。さらに、オペラハウスが主催する演奏会やコンサート・センターが扱う演奏会業務を統括している。

### <研究事務部門>

教員の研究に関わる事務に加え、附属図書館、音楽博物館の業務を担当。これら以外に教育研究データベースの運用や FD 活動の支援に携わっている。

### <管理事務部門>

財務会計・施設設備・人事総務に関わる業務全般を担当。システム管理室では学内の IT 開発や管理に取り組んでいる。

### <企画事務部門>

理事会や評議員会、教授会等、法人運営や教学責任者の業務に関わる事務を担当。これ以外に自己点検・評価や広報業務を統括している。

平成 22(2010)年 6 月 1 日以降の変更点

### <政策企画本部>

学校法人が様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制とすることを目的として、現在の「企画事務部門」を「政策企画本部」に改め、「法人業務」「広報」「自己点検・評価」「国際交流」を学校法人の管理運営を担う理事会に近いポジションから担当する。

### <演奏事務部門>

現在のエクステンション事務部門からオペラハウスや演奏会に関するコンサート・センターの業務を分離し、個別の事務部門として業務を担当する。

## (2) 6-1 の自己評価

過年度の財政試算には専任教職員数が十数年先まで示されているが、近年はその根拠となる在学生数が計画を大きく下回っていること等から、財政試算そのものに修正が加えられている。このことから、必要な職員の確保に関しては、今後の学生数の推移や将来の事



業展開を視野に入れて、慎重に検討する必要がある。学内 LAN 等の活用により、職員のデスクワークは省力化・効率化が図られてきたが、平成 22(2010)年 6 月 1 日より新たに置かれる「政策企画本部」の名称に象徴されるように、広報活動や国際交流など一定の専門性が求められる業務に対応できる職員の確保や育成が今後の課題である。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学が社会から求められる機能や役割が多様化する中で、これまでのところ専任職員のみでは不足するマンパワーを派遣職員やパートタイム職員など多くの非正規雇用者に求めてきた。この傾向を直ちに改めることはできないが、本来これらの職員は臨時的・一時的な存在であり、コンプライアンスの面からも専任職員が担当する業務とはより明確に領域を区分する。

## 6-2 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

前述のとおり学校法人全体の財政計画に下方修正が生じていることから、事務局会議（事務局長、事務部門長）は多くの場合、退職者を補充するための採用活動を常任理事会の承認を得て行っている。

また、役職者（スタッフ・リーダー、事務部門長補佐、事務部門長、事務局長）の任期は 4 年とされており、昇任・異動は基本的にこの間隔で行われている。

規程によりこの定例異動は毎年 6 月 1 日付けで行うこととしており、平成 22(2010)年 6 月 1 日には事務局組織の改組により、これまで空席であった役職の「事務局次長」に職員が配置されることが確定している。

#### 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動に関する規程は次の通りである。

「就業規則」 第 4 章 第 1 節（採用） 第 2 節（異動）

「大阪音楽大学事務局組織運営規程」

第 15 条（任期） 第 16 条（任用） 第 17 条（適任者の選任）

「学校法人大阪音楽大学 専任事務職員採用規程」

「学校法人大阪音楽大学 専任事務職員異動規程」

「学校法人大阪音楽大学 専任嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学 非常勤嘱託職員規程」

「学校法人大阪音楽大学 アルバイト職員規程」

「パートタイム職員規程」

平成 19(2007)年度に事務局組織運営規程、および専任職員に関する採用規程、異動規程が定められ、採用試験や事務局会議ではこれらを遵守している。常任理事会における決裁

事項を含め、規程は適切に運用されている。

## (2) 6-2の自己評価

職員人事については事務局会議が採用候補者や異動案等を策定し、常任理事会がこれを審議・決裁することが学内規程により定められているが、「学校法人が様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制」を考えた場合、今後必要に応じて下意上達型ではない採用・昇任・異動の方針を新たに検討する必要がある。

## (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

今後人事制度（等級制度）の議論を深める中で、各階層別の職員像や業務に求められる能力をより具体化する検討を学内で推進する。また、その中で事務局組織のあり方や適正な職員数について方向性を見出す。

## 6-3 職員の資質・能力向上のための取り組み（SD等）がなされていること。

### (1) 事実の説明（現状）

**職員の資質・能力向上のための研修、SD等の取り組みが適切になされているか。**

平成21(2009)年2月に事務局会議の下に「SD検討チーム」が置かれ、事務局組織としてSD活動に具体的に取り組むこととなった。このチームのミッションは、①SD推進が求められている背景や要因を詳しく調べ学内に周知すること、②今後特に重視されるであろう大学職員の資質や能力について詳しく報告すること、③本学の特色を踏まえた上で事務局組織が取り組むべきSD活動を具体的に提案することであり、各地で開催されるセミナーへの参加や学内向け広報紙の作成等を通じて、SDへの問題意識を高めることに努めている。

これに先立ち、平成20(2008)年10月よりSD活動の第一歩として「資格取得の支援」を開始しており、職員には申請により受験料や講習会への参加費用が大学から支給されることとなった。現在のところ「スチューデントコンサルタント」や「第二種衛生管理者」の資格取得につながっている。

また、平成21(2009)年6月からは、事務職員が業務に活用できる知識や情報の他、視野を拓げるために知っておくべきことがらを提供することを目的に「SD講座」を開講している。業務に関連する一つのテーマを選び、その分野に最も詳しいと思われる担当者が業務上のポイント等を報告、説明することとした。行事予定の関係から頻繁に開講できないが、これまでに「18歳人口の推移と入学試験の動向」「大学広報の現状」「OPACとデータベース活用」等をテーマとして取り上げ、いずれも活発な質疑応答につながる結果となった。

さらに、過年度から継続している取り組みとして、毎年9月1日を全館閉鎖とし、職員研修を実施している。近年では「窓口対応の効果的なすすめ方」「クレーム対応の技術」「コミュニケーション研修」等をテーマとして外部から講師を招聘し、派遣職員・パートタイム職員・業務委託者を含む100名以上の職員が毎年これに参加している。いずれも民間のコンサルティング会社等が外部で開催しているセミナーを本学に合わせてカスタマイズし

た内容であり、各職員の知見を広げている。

### **(2) 6-3の自己評価**

平成 20(2008)年度より SD に関する取り組みを開始しており、主として若年層の職員がこれによく応えていることもあり、理解は深まったと自己評価する。しかしながら、現在の SD 活動は萌芽的な段階にあり、試行錯誤も少なくない。また、資質・能力の向上に集団的に取り組む場合は、スケジュール調整が困難なことが多い。

現在、職員研修や能力開発の予算管理は企画事務部門において適切に行われているが、内容の検討は「事務局会議」や「SD 検討チーム」で項目ごとに行なわれているため、今後はこれを大学の中で統括する仕組みが必要である。

### **(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）**

大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、本学の職員数は減少傾向にあり、将来はより少ない人数で多様なサービスを提供できる体制とする必要がある。したがって、各職員に求められる資質・能力には学生支援や会計、音楽等の専門性に加え、共通項として何らかのマネジメント力が不可欠であり、今後は特にこの分野を重視した研修に力点を置く。

### **[基準6の自己評価]**

専任職員は減少傾向にあるが、本学は音楽の単科大学として一定の専門性を持つ職員を各事務部門に配置しており、このことが教育研究活動に貢献していると自己評価する。また、平成 22(2010)年 6 月 1 日には事務局組織に一部改組が生じることが確定しており、これをより積極的な教育研究の支援につなげることを目指している。

SD は取り組みの重要性を周知する段階はすでに終わっており、今後は具体的な成果を上げるために努力する必要がある。

### **[基準6の改善・向上方策（将来計画）]**

大学の事務組織には様々な分野の業務があるが、専任職員である限り何らかのマネジメント力が求められる。すなわち、特定分野で能力を発揮しながらも、様々な雇用形態の職員に業務の説明や指示をすることが要求される。今後の SD の取り組みはこのような観点から行う。

また、平成 23(2011)年度に新人事制度として等級制度が実施される予定になっていることから、各職員に対して現行の役職経験年数等に基づく等級への格付けを行い、これを事務局組織の活性化につなげる。

**基準7. 管理運営（短期大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）**

**7-1 短期大学の目的を達成するために、短期大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。**

**（1）事実の説明（現状）**

**短期大学の目的を達成するために、短期大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。**

**1) 短期大学の目的**

学校法人大阪音楽大学寄附行為前文に「この学園は、大正4(1915)年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学短期大学部に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである。」と定め、学校法人全体が基準Iにおいて示した建学の精神を基に行われるべきものであることを定める。また建学の精神を短期大学教育において実現するために大阪音楽大学短期大学部学則はその第1条において「本学は音楽に関する実際的な専門領域に重きを置く大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする」と定める。

**2) 学校法人大阪音楽大学の管理運営体制**

学校法人の業務は、最高議決機関である理事会が決定する。理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」（寄附行為第18条第1項）。この規定に基づき理事長は、学校法人を代表して、その業務を統括し、執行している（寄附行為第7条第2項）。理事会は学校法人の最高議決機関であるが、予算、借入金、事業計画、その他の重要事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない（寄附行為第23条）。また私立学校法に基づく、法人の解散及び解散時の残余財産の帰属・法人の合併に関しては評議員会の議決を必要とする。

理事会の議事は、法令及び寄附行為に定める場合を除き、理事総数の過半数で決する。また、寄附行為の変更には理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する。理事長はその職務を円滑に遂行するために「副理事長」を置くことができる。また「常任理事」を任命する。

理事会は平成19(2007)年度7回、平成20(2008)年度5回、平成21(2009)年度4回開催し、寄附行為の変更、予算、決算、補正予算、事業計画、設置学校等の組織改編に関する届出、重要な規程の制定や変更、寄付金の募集などについて審議・決定を行い、学校法人の最高議決機関として機能している。また評議員会は平成19(2007)年度3回、平成20(2008)年度3回、平成21(2009)年度3回開催し、事業計画、予算、決算をはじめとして、諮問事項等について審議を行っている。

また寄附行為により、理事会において決定した法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するため理事総数の2分の1を超えない理事長及び常任理事によって構成される常任理事会を置いている（寄附行為第18条）。現在常任理事会は理事長及び理事長が任命した4人の常任理事により構成され、月2回開催を基本として、年間に25回以上開催され、理事長を中心にして、法人内部の運営に関して業務執行を牽引する役割を担っている。

監事は予算及び業務執行の内容、執行の経過について監査を実施し、その結果を理事会

及び評議員会に報告している。監査の取り組みとしては、理事長から監事に対しては、理事の執務状況当該年度の事業計画案・予算案、前年度の事業報告・決算内容等学校法人の業務を説明し、これを受け、監事からは理事長に対し毎年度末に、これらの事項に対する監査報告書が提出されている。なお、平成21(2009)年度において監事から指摘を受けている改善事項はない。

なお監事は寄附行為上、常に理事会に出席し、学校法人の業務全般に関する理解を深めるとともに、必要に応じ見解を述べる事としているが、全ての理事会に出席している。

### 3) 大阪音楽大学短期大学部の管理運営体制

学長は、教育理念の確立、育成すべき学生像の明確化、研究体制の充実など、教育研究活動全般の推進について、執行部を形成する副学長、教育、学生、演奏等の各部長の補佐を受けながら、中心的な役割を果たしている。学長のリーダーシップによって提起された基本的方向性に基づく教育、研究に関する様々な事項は、教授会の了解のうえで、まずプロジェクト・チームなどによってさらに精査、検討された案として具体化される。これを執行部と教育主任によって組織された「運営会議」で徹底審議を加えた上で教授会に提案し、審議を経て決定するという手順を踏んでいる。

学長の主導による提起事項は、各種の会議、または学長主導のプロジェクト・チームによって検討・審議され、適切な決定がなされている。

学長は平成 22(2010)年度開始に当たり、専門科目の再構築・初年次導入教育の徹底・キャリア支援履修システムの整備・FD 活動の推進・入試改革・人間形成科目の充実等の改革課題を掲げ、現在、教授会と運営会議が審議中である。

短期大学部教授会の審議事項は下記の通りである。(学則第 49 条)

- (1)学則の制定および改定に関する事項
- (2)授業および研究に関する事項
- (3)学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4)試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5)学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6)他短期大学または大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7)その他短期大学に関する重要な事項

#### 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

##### 1) 法人役員等の選任

役員及び評議員の選考及び任用に関しては全て寄附行為に明確に規定している。

理事長は理事の中から理事の互選により選出され法人を代表する。

副理事長を置くときは理事会の同意を得て理事長が選任する。

理事の定数は10～15人である。その構成は①学長、②評議員互選理事2人、③本法人に關係のあるもの又は学識経験者の中から評議員会の意見を聞いて理事会が選任する理事、より成る。

監事は 2 人とし、評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

常任理事は理事長・副理事長を含め理事の総数の 2 分の 1 以下の定数で理事長が理事会

の承認を得て任命する。

評議員の定数は 21～31 人であり、理事会が専任区分に基づき選任する。評議員の選任区分は、①)本法人の職員から選任された者 7～12 人、②)本法人の設置する学校の卒業生で年齢 25 年以上の者のうちから選任された者 5 人、③)学長及び理事長、④)本法人に関係ある者又は学識経験者 7～12 人、と寄附行為において明文化している。

## (2) 7-1の自己評価

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適正に業務を行っている。役員及び評議員の選出は寄附行為に基づいて厳格に行っている。

また理事及び評議員の構成については、外部有識者の登用を積極的に行っていることは開かれた学校法人運営として評価できる。

学校法人の役員・評議員の定数については、平成18(2006)年3月に寄附行為の改正を行い、設置学校の種類や学生数等の法人の規模を勘案し、理事定数は15人から10～15人に変更した。評議員の定数は31人から21～31人に変更した。平成22年5月1日現在、理事総数は11人、評議員総数は24人である。全役員のなかで本法人の役員・教職員及びその経験者以外の外部理事は3人、外部監事は1人、外部評議員は9人であり、外部からの理事、監事、評議員の登用を積極的に行っている。

本法人の管理運営全般にわたって、その意思決定から執行に至るまで、寄附行為に基づいて適正に行っている。法人の重要事項は必ず理事会の審議、議決を経て行っている。またその執行については理事長のリーダーシップの下で常任理事会が中心となって行っている。

短期大学の管理運営は、学則の定めるところにより学長がリーダーシップを発揮し、教授会による学則上の決定事項を教学執行部とともに執行している。また各種委員会を整備し、学内における審議の活発化を常に図っている。

## (3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

法人の管理運営は、理事長のリーダーシップを中心に、理事会及び評議員会により重要事項について審議を行っている。理事会、評議員会は現在その役割を適切に果たしている。開催回数は年度によっては少ない場合があるが、理事会は四半期に1回以上開催している。監事は私立学校法及び同会計基準に基づき会計監査を適正に行うとともに、毎回理事会に出席しているが、財務及び業務全般について全学的な改善案を具申できる体制と環境をさらに整備することを検討する必要がある。短期大学の管理運営体制については、すでに稼働中の、学長を中心にした教育・研究の全般的な改革プロジェクトの推進を図る。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事長は法人管理部門の長として法人を代表する権限と責任を有している。学長は短期大学を統括し、学則に基づいて短期大学運営を行う。管理部門と教学部門については下記

のように相互の連携を保っている。

学長は教学部門の最高責任者であると同時に寄附行為の定めにより常に理事となり、さらに常に常任理事となっている。この意味で法人と教学の間での重要な橋渡し役を担っている。学長を中心にして副学長、教育部長、学生部長、研究部長等が教学執行部体制をとり、教育・研究・社会連携の運営を進めている。またこの執行部と各学科・専攻・共通科目主任、入試センター長の参加により「運営会議」が月例的に開催されている。

管理部門と教学部門の連携を図るために理事会と教学組織との意思疎通を図るために「執行部連絡会議」を設置してきたが、平成21(2009)年度より「執行部連絡協議会」と改称し、必要な場合は学内各審議機関に提案する機関とした。協議会は原則として月1回定例的に開催している。会議の統括及び議長は事務局長が担当している。「執行部連絡協議会」には理事長、学長、常任理事、事務局長、事務局次長、各部長・館長・センター長、各事務部門長等の理事会及び教学執行部が参加し、相互の連携、意見交換、情報交換及び連絡調整を行い、このため管理部門と教学部門の連携は円滑に行われている。

## (2) 7-2の自己評価

本法人の管理運営は、法人の理事長と教学の学長のリーダーシップと権能を明確にするとともに、相互の連携を図っている。平成22(2010)年現在理事長と学長は兼任している。兼任しない場合も、学長は寄附行為上必ず理事となることと定められている。「執行部連絡会議」は月1～2回定期的に開催され、管理運営と教学運営の連携を図っている。

## (3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

管理運営部門と教学部門の連携のあり方に関しては特に問題を生じていない。今後ともこの組織体制を維持・継続すべきであると考えている。今後は事業計画の策定・実施・点検を通じて、この連携体制を管理運営の活性化のために積極的に活用する。

### 7-3. 自己点検・評価のための恒常的な実施体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ短期大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

#### (1) 事実の説明(現状)

**教育研究活動をはじめ短期大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。**

##### 1) 自己点検・評価活動の経緯

本学の自己点検・評価組織は平成5(1993)年5月の「自己点検・評価委員会」設置に始まる。委員会における予備的な討議を経て、平成10(1998)年に「学生による授業アンケート」及び「教員による授業アンケート」を実施した。平成14(2002)年12月には「大阪音楽大学短期大学部授業アンケート報告書」を発行した。この後、自己点検・評価活動は、学生による授業アンケートと自己点検・評価活動に分化し、「自己点検・評価統括委員会」の下に統一的に展開してきた。

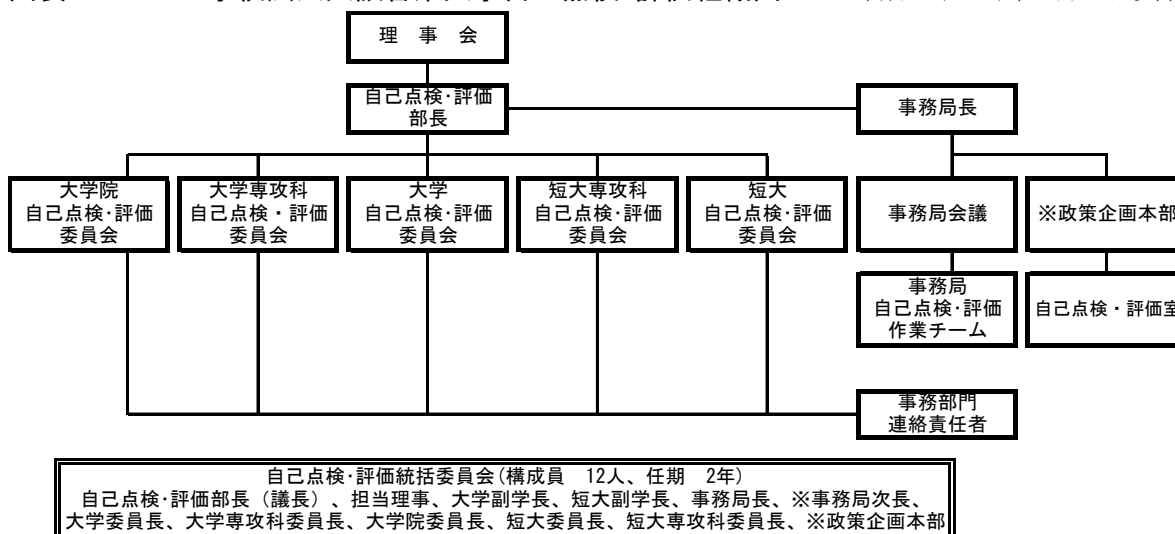
##### 2) 自己点検・評価組織

全学の自己点検・評価組織は下記の構成となっている。

## 大阪音楽大学短期大学部

図表 7-3-1 学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織図

平成 22(2010)年 6 月 1 日以降



自己点検・評価統括委員会 任期 2 年

自己点検・評価部長、担当理事（議長）、短大副学長、大学副学長、事務局長、事務局次長、短大委員長、短大専攻科委員長、大学院委員長、大学委員長、大学専攻科委員長、政策企画本部

○短期大学自己点検・評価に係る体制

短大自己点検・評価委員会（委員長、委員）

短大専攻科自己点検・評価委員会（委員長、委員）

事務機構（事務局長、事務局次長、事務部門連絡責任者、自己点検・評価室）

### 3) 第三者による学習・教育目標の検証

認証評価機関による認証評価を受審するための組織的な取り組みを行う。

#### 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ短期大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検は、建学の精神に基づく教育目標・教育研究・学生生活・社会的活動・管理・運営等の基本的事項について自己点検・評価を行い、客観的な評価、教育研究への還元、及び社会への説明責任等による自己点検・評価の充実を目指している。

自己点検・評価の活用については「短大運営会議」を通じて、アンケート結果の通知や検討、個々の教員へのフィードバックなどを行っている。

運営会議及び平成 16(2004)年度に発足した「教育改革プロジェクト・チーム」は、自己点検・評価を検討した結果、平成 18(2006)年度に、教育課程の見直し・改善を実施すべく「ワーキング・グループ」を発足させた。また自己点検・評価及び学生による授業評価の活用を図る審議の中から FD 活動が組織化され、準備活動を経て平成 19(2007)年度より全学的な規模の「FD フォーラム」が設置され、活動している。

#### 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

全ての報告書は「ホームページ」及び学内 LAN 上に公開している。また各報告書を刊行



物として発行している。報告書は、文部科学省、日本私立短期大学協会、短期大学基準協会、日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、その他関係諸機関等に送付している。

自己点検・評価活動を大学の運営に反映させるために、「大学運営会議」及び「FD 総括委員会」との間で連携が図られている。このような連携による成果の一つとして成績評価に関する検討が行われ、平成 19(2007)年度履修規程において成績評価の見直しを行った。またこのような成績評価の厳格化を通じて、平成 21(2009)年度より短期大学部履修システムの中に GPA (Grade Point Average) 制を導入した。

### (2) 7-3の自己評価

本学は7年に2回の自己点検・評価報告書の作成を行うこととしている。これに基づいて、短期大学部は平成18(2006)年3月に「大阪音楽大学短期大学部の現状と課題 自己点検・評価報告書2002-2004年度」を、また短期大学部専攻科は平成18(2006)年7月に「自己点検・評価報告書-教育の現状と課題2001-2004」を作成し、公表した。また平成17(2005)年に卒業生アンケートを実施し、その報告書を「ホームページ」に公開している本学は7年に2回の自己点検・評価報告書の作成を行うこととしている。

自己点検・評価活動を大学の運営に反映させるために、「短大運営会議」及び「FDフォーラム」との間で連携が図られている。

### (3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価の実質化のために、FD 活動のための組織を確立し、具体的な計画を立案・実施することをすでに決定し、活動に入っている。

第三者評価に関しては、本学は平成 19(2007)年に(財)短期大学基準協会による短期大学機関別評価を受審し、適格認定を取得した。

### [基準7の自己評価]

短期大学設置者である学校法人と教学組織の短期大学について、両者ともその管理運営体制が整備され、密接な連携を保ちながら適切に機能している。現在、両者の代表者である理事長と学長は兼任であり、さらには代表組織である理事会と教授会は、意志決定機関及び執行機関として相互に連携しており、かつ適切に運営されている。

自己点検・評価活動については比較的早くから委員会活動を展開してきたが、学校教育法に基づき学則による自己点検・評価の義務づけと実施体制の確立を経て自己点検・評価報告書の作成と公開を進め、短期大学の運営に反映している。さらに、認証評価機関による第三者評価の適格認定を受けたが、その後も短期大学が一体となって点検・評価・改善に取り組んでいる。

### [基準7の改善・向上方策(将来計画)]

開学以来、理事会と短大教授会は良好な連携関係を維持しながら、管理運営および教学業務を遂行してきた。今後も、これまでの連携を維持しつつ、「執行部連絡会議」のより一層の活用を図り意思疎通を行う。

今後の自己点検・評価活動においては、管理運営側および教学側ともに自己評価及び外

## 大阪音楽大学短期大学部

部評価をさらに推進し、評価結果の積極的活用を図る組織体制を明確化し、法人と短期大学、短期大学と大学が一体となって具体的な改善を図る。

## 基準 8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

**8-1 短期大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。**

### （1）事実の説明（現状）

**短期大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。**

本法人は短期事業計画に基づく 4 ヶ年の短期財政計画、及び中期 8 ヶ年の財政試算を策定し、予算編成の根拠としている。これらの計画や試算の中で学生数の推移を分析し、今後の学生生徒等納付金収入を算定するための基礎資料を作成している。同様に補助金や資産運用等についても、過年度実績を参考に今後の収入を予測している。さらに毎年、収支計算書類の監査が終了した時点で算定結果を補正し、精度を高めている。このような資料作成により、複数年度にまたがる視点から財源を確保するための方策を立てている。

支出については、収入予算の枠内で編成することを原則とし、平成 21(2009)年度末の決算では繰越支払資金が減少したものの、消費収入超過を計上した。このように収支のバランスを考慮する中で、奨学制度の充実、施設・設備の改修、各種演奏会の開催など、教育研究目的を達成するために可能な限り予算を充当している。

**適切に会計処理がなされているか。**

本法人の会計は「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」と平成 21(2009)年 3 月に制定された「資産運用規程」に従って処理している。

予算執行の実務はすべてシステム化されており、予算成立とともに事業項目、予算枠など新年度のデータ入力作業を行い、年度の更新とともに各事務部門の端末から予算執行票の起票が可能な状態としている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、各事務部門の担当者が、見積書・稟議書・納品書・請求書等を精査の上、システム上から事業目的、勘定科目等を入力することでまず予算執行票を起票する。次に所属事務部門長がこれを承認する。執行票は管理事務部門長の元に集約され、同部門の担当者が業者への支払い手続等を行い、最後に会計伝票を作成する流れとなっている。

**会計監査等が適正に行われているか。**

本法人は有限責任監査法人トーマツと契約を結び、平成 21(2009)年度は、平成 21(2009)年 11 月 30 日に監査計画概要書を受け、延べ 59 日間、会計監査等を受けた。期中の会計処理、決算、予算、棚卸し等資産管理、帳簿と現金の照合などが主な監査の対象であるが、これ以外に業務処理上の具体的な指導も受けている。

毎年、有限責任監査法人トーマツによる決算監査終了後に行われる監査実施報告の際には監事も同席し報告を受けることとしている。近年では資産運用において、保有する有価証券（仕組債）の時価が下落している状況に対して、これらに大きく左右されにくい金融商品とその割合を考慮するよう示唆を受けた。

平成 22(2010)年 4 月 29 日に、平成 21(2009)年度の「独立監査法人の監査報告書」及び

## 大阪音楽大学短期大学部

「監査実施報告書」を受理し、適正に会計処理されている旨の報告書を得ている。

### (2) 8-1の自己評価

平成 21(2009)年度末の決算では帰属収支差額（帰属収入－消費支出）が 4,800 万円の黒字、及び基本金組入後の消費収入超過が 3,700 万円となった。

消費収支の収入構成を財務比率の観点から考えた場合、学生生徒等納付金比率 75.9%（学生生徒等納付金／帰属収入）が平成 20(2008)年度の全国平均値よりも高く、寄付金比率 0.1%（寄付金／帰属収入）、補助金比率 7.4%（補助金／帰属収入）はそれを下回る。また支出構成では人件費比率 62.4%（人件費／帰属収入）が全国平均値を上回る。

これらの数値には本学が実技レッスンを中心とする個人指導や少人数教育に重点を置いていること、大きな収益事業が無いこと等が影響していると考えられる。近年では志願者数と入学者数の激減により学生生徒納付金収入が減少し、帰属収入にも大きな影響を及ぼしている。現在まではかろうじて収支のバランスを保っているが、今後はより人件費等支出の削減に努める必要がある。

また資金収支計算書を組み替えてキャッシュフロー（得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れ）ベースにした場合、現在資金ショートや自己資本取り崩しの緊急性は低いと判断され、財務は健全であると評価できる。

**図表 8-1-1 教育研究活動のキャッシュフロー(CF)を基礎とする経営状態の区分**

●教育研究活動のキャッシュフロー(CF)		
収入	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
学納金収入	3,073,502,872	3,221,574,096
前受金収入	170,350,000	198,750,000
前期末前受金	198,750,000	215,980,000
手数料収入	23,380,000	26,383,400
一般寄付金収入	0	0
補助金収入	300,024,473	312,385,944
資産運用収入	185,345,448	151,892,240
事業収入	140,523,850	139,023,321
雑収入	323,033,066	362,053,626
計	4,017,409,709	4,196,082,627
支出		
人件費支出	2,580,163,801	2,743,504,392
教研費支出	775,112,604	837,648,540
管理経費支出	318,610,668	325,722,837
借入金利息支出	3,831,800	4,598,160
計	3,677,718,873	3,911,473,929
収入－支出	339,690,836	284,608,698
「教育研究活動のCFは2年連続黒字である」		
●外部負債		
	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
長期借入金	49,980,000	66,640,000
長期未払金	72,536,016	14,374,710
短期借入金	16,660,000	16,660,000

## 大阪音楽大学短期大学部

未払金	66,965,203	53,006,546
学校債	0	0
手形債務	0	0
計	206,141,219	150,681,256

「返済に10年以上要する外部負債は無い」

### ●運用資産

	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
現金預金	728,567,624	1,009,863,739
長期性預金	500,000,000	500,000,000
退職給与引当特定資産	1,495,511,022	1,479,915,537
減価償却引当特定資産	600,000,000	600,000,000
有価証券	1,971,191,666	1,498,116,000
計	5,295,270,312	5,087,895,276

### ●帰属収支差額

	平成 21(2009)年度決算	平成 20(2008)年度決算
帰属収入	4,050,510,976	4,228,835,958
消費支出	4,002,377,183	4,825,577,600
収入－支出	48,133,793	596,741,642

2008年度決算 支出超過 14.11%

2009年度決算 収入超過 1.19%

2008年度の支出超過は世界経済の不況による保有有価証券の評価損を計上

会計処理は全てシステム上での作業であり、これが事務の省力化につながっている。また日々の業務において勘定科目や伝票の起票などに関して不明な点がある場合は、ただちに有限責任監査法人の公認会計士に相談し、学校法人会計基準に準拠した指導を受ける体制が整っている。

### (3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

財務比率において明らかな通り、本法人にとって学生生徒等納付金収入の確保、すなわち入学者を安定的に確保することが最も重要である。このために広報活動やアドミッション事業をさらに活発に展開する予定である。また、財務基盤強化に寄与し、独自の新規事業を展開することを目的に、平成 17(2005)年 3 月 3 日、本法人の 100%出資により「株式会社テスト」を設立した。これまでの事業は本法人の施設管理や物品購入等に限っていたが、平成 21(2009)年度から音楽人材の派遣など音楽を軸とする新たなビジネスへの展開を検討している。

今後、教育研究環境を維持、向上させる目的で複数年次にわたる施設改修を計画している。このために各年次の収支において無理のない資金の確保を試算中である。

### 8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

#### (1) 事実の説明（現状）

##### 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法に従い計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）、財産目録、

事業報告書、監査報告書は希望者に対して常時閲覧可能な状態としている。

また、決算終了後に財務の概要を学生に配付している。教職員には「大阪音楽大学学内報」の中で財務情報を公開している。双方ともデータの記載だけではなく、一般的に分かりにくいと言われる学校会計の平明な解説を試みている。

平成 16(2004)年度の決算より、計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）と決算概要を説明する「決算説明」を学校法人大阪音楽大学公式ホームページに掲載している。さらに、平成 21(2009)年度の決算報告には資金収支と消費収支の内訳表も公開した。

## **(2) 8-2の自己評価**

法令に従い財務情報が概ね適切な方法で公開している。また、本法人ホームページ上に公開しており、積極的に財務情報を公開していると評価できる。

## **(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）**

ステークホルダーへの説明責任を果たす目的で、企業会計とは異なる学校会計を理解しやすくするため、その説明の内容をさらに工夫する。

## **8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

### **(1) 事実の説明（現状）**

**教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金などの外部資金の導入や収益事業の努力がなされているか。**

本法人は平成 17(2005)年 10 月 15 日に創立 90 周年を迎えたことを記念して、学生の国際交流や国内外の研修制度に役立たせる目的で「大阪音楽大学教育振興資金」の募集を開始した。特定公益法人の認定を事業開始前に取得し、平成 22(2010)年 10 月 14 日までの 5 年間にわたって総額 5,000 万円の寄附金を集めることを目標としている。

本法人の主な収益事業として、受験講座、大阪音楽大学付属音楽院が開講する講座、大阪音楽大学付属音楽幼稚園が課外で行う音楽実技の指導などが挙げられるが、いずれも教育活動の延長上にあり、収益性は高くない。

本法人の大学と短期大学部が共同で申請した 3 年間に亘る取組（「音楽の仕事情報館」構築による学生の音楽仕事力育成と就職支援）が、平成 21(2009)年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）」として採択された。

また、先に記したとおり、平成 21(2009)年 3 月に「資産運用規程」を制定し、規定に従ってデリバティブ預金・仕組債などの金融商品によって積極的に資産運用を行っている。したがって、資産運用収入は増加したが、昨今の円高株安により多額の含み損を抱える結果となってしまったので、今後はリスクをコントロールしつつ効率のよい資産運用を行いたい。

### **(2) 8-3の自己評価**

決算において資産運用収入が帰属収入に占める比率は低いが、平成20年度・21年度はか

なり積極的に運用を行ったことで収入が増加した点は評価できる。ただし、同時に多額の評価損を計上しているため、今後はリスクとリターンのバランスを考慮して金融商品を選定する必要がある。また、寄附金の募集は本法人にとって初めての試みであり、寄附の総額は目標の4割程度に止まっている。今後さらに広報活動に力を入れる必要がある。本学の現状からは学生生徒等納付金比率の高い財務体質から脱却は望めないが、競争的資金の獲得を含め、今後新たな収入を開拓する必要がある。

### **(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）**

資産運用の対象となる様々な金融商品の中には流動性が低く、現金化が困難なものも含まれる。運用に際しては単にクーポンだけではなく、資産構成を十分に考慮に入れる。また本法人の100%出資により発足した「株式会社テスタ」が音楽という専門領域や施設・設備を活かし、新たな事業を展開できるよう法人としても側面的な支援を行う。

### **[基準8の自己評価]**

平成21(2009)年度決算における消費収支差額は若干の収入超過となり、収支バランスは保たれているが、学生生徒等納付金比率の高い財務体質となっているため、安定して学生生徒等納付金を獲得していけるよう努める必要がある。また可能な限り寄附金や資産運用、収益事業などによる収入の比率を高めるために新たな方策を講じる必要がある。

学内の会計処理や情報公開は、学内の情報インフラが整備されたこともあり、システム上の処理、本法人ホームページへの公開がスムーズに進行した。

会計監査の体制は適格で法令の基準を十分に満たすものであるが、学内における監事の権能をさらに強化する必要がある。

### **[基準8の改善・向上方策（将来計画）]**

学生生徒等納付金収入を補完する新たな資金の確保が同時に求められているが、本法人の財務状況を改善するためには、入学者を安定的に確保することが第一義である。このために、既存の広報活動、アドミッション事業を一元化し、法人全体としての視野に立って効果的に積極的な展開が必要である。

支出の面では高い人件費比率を是正する必要があるが、単に抑制を打ち出すのではなく、業務の効率化を同時に進めながら、労使合意の新たな人事制度のもとで報酬制度の導入に向けた検討を開始する。

**基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）**

**9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。**

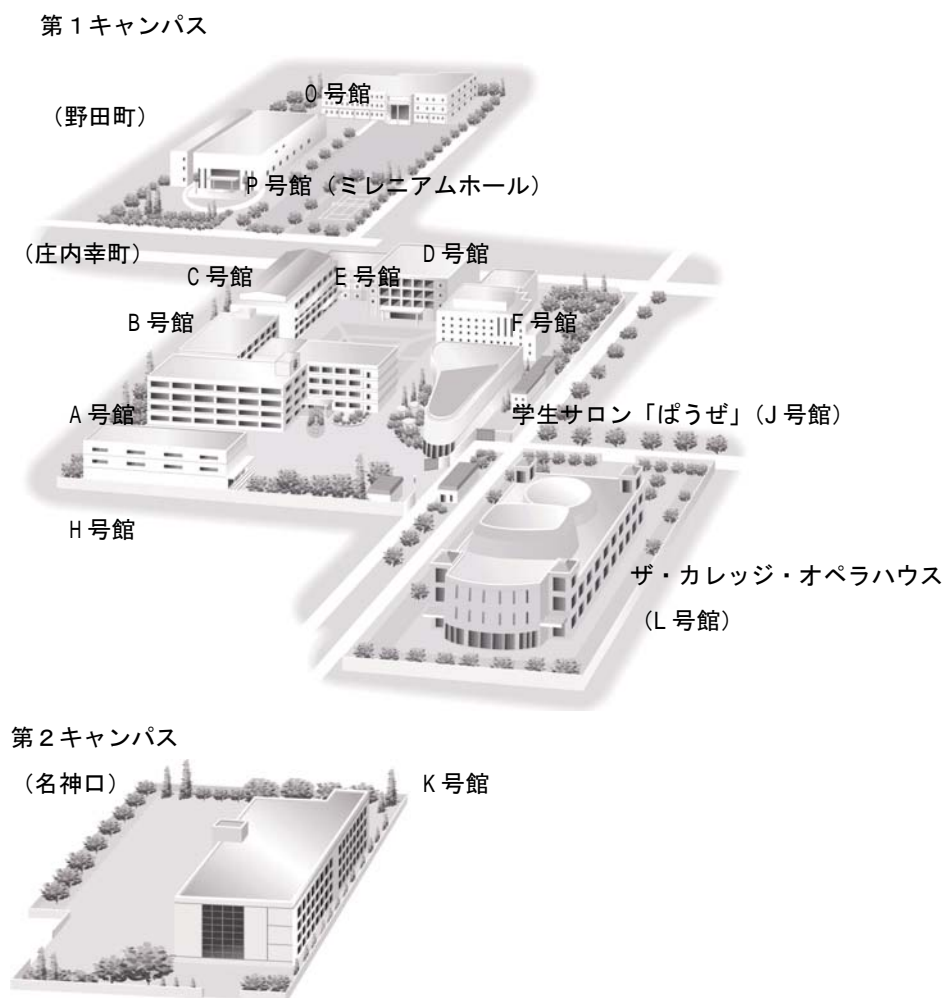
**（1）事実の説明（現状）**

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

学校法人大阪音楽大学が設置する大阪音楽大学（音楽専攻科と大学院を含む）および大阪音楽大学短期大学部（専攻科を含む）は校地を共用しているため、以下、基準 9 に関する記述には、大阪音楽大学と大阪音楽短期大学部が含まれる。

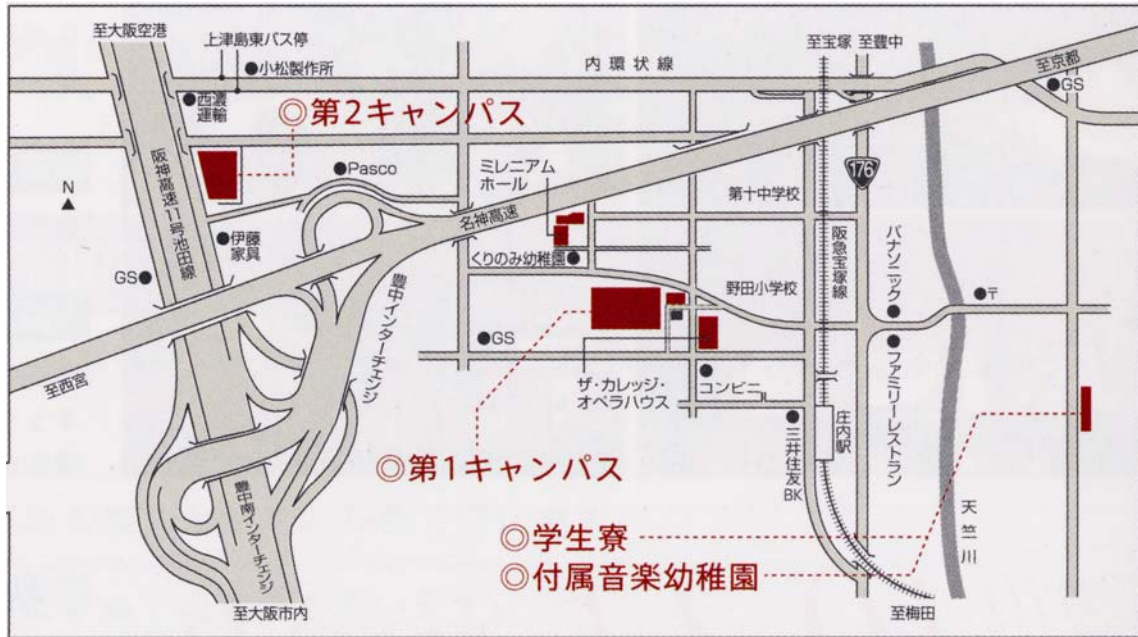
図表 9-1-1 及び図表 9-1-2 に示す通り、庄内幸町、庄内西町、野田町に広がる第 1 キャンパス、名神口の第 2 キャンパスに加え、豊南町の校地は女子学生寮と付属音楽幼稚園の敷地として利用されている。さらに、これらの校地からおおよそ 20 km 北に位置する箕面市下止々呂美の山間部にも校地があり、課外活動やクラブ等の合宿での使用を想定した箕面学舎を置いている。

図表 9-1-1 <キャンパスマップ>





図表 9-1-2 <周辺地図>



本学は大阪・梅田から電車で10分の庄内駅周辺に位置しており、この立地条件は「ザ・カレッジ・オペラハウス」や「ミレニアムホール」、あるいは学外の主要なコンサートホールにおける各種演奏会開催など、専門分野の教育研究活動において有利に作用している。

- 第1キャンパスへは
- 大阪・梅田から阪急電車宝塚線（普通）で4つ目、庄内駅下車。西出口より北西へ約700m。
  - 新幹線 新大阪駅から車で約15分。
  - 大阪空港（伊丹）から車で約15分。
  - 大阪空港（伊丹）からモノレール（大阪空港～蛍池）— 阪急電車（蛍池駅から梅田行き普通）を經由して約30分。
  - 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約5分。
- 第2キャンパスへは
- 第1キャンパスから北西へ約1000m。（第1キャンパス H号館西口からスクールバス運行）
  - 名神高速道路・豊中インターチェンジ、阪神高速道路・豊中南インターチェンジから車で約2分。
- 附属音楽幼稚園と学生寮へは
- 阪急・庄内駅から東へ約1200m。

本学の主たる教育研究活動の場である第1キャンパス、第2キャンパスにおける校舎の概要は以下のとおりである。

### 第1キャンパス

（庄内幸町）

A号館 学生支援センター、エクステンション・センター、事務局、教室、レッスン室

## 大阪音楽大学短期大学部

会議室、教員集会室、職員集会室、応接室、保健室、学長室等

B号館 教室、レッスン室

C号館 図書館、教室、演習室、レッスン室

D号館 試聴室、視聴覚室、教室、演習室、レッスン室

E号館 練習室、クラブ用部室

F号館 演習室、教室、レッスン室、練習室

G号館 学生自治会室、練習室

H号館 教員研究室

J号館 学生サロン「ぱうぜ」

N号館 コンサート・センター、入試広報センター  
(庄内西町)

L号館 ザ・カレッジ・オペラハウス

M号館 同窓会《幸楽会》事務室、売店  
(野田町)

O号館 演習室、教室、レッスン室、研究室、練習室

P号館 音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」、大学院研究室、演習室、レッスン室、練習室

### 第2キャンパス

(名神口)

K号館 音楽博物館、録音スタジオ、屋内体育施設、教室、演習室、レッスン室、練習室、食堂、教員控室、研究室

本学の主要な施設の概要は次のとおりである。

#### <運動場および体育施設>

併設教育機関と共有する運動場及び体育施設として、第1キャンパス・野田校地内にテニスコートを整備している。第2キャンパス・K号館4階には1,615.03㎡の屋内体育施設があり、主に体育の授業で利用されている。K号館の屋内体育施設は体育の全授業を開講していることから稼働率が高い。ただし、第1キャンパスから約1,000mの距離があり、スクールバスの利用も可能であるが、移動時間を考慮した授業運営が必要である。

#### <付属図書館>

付属図書館は総数約13万3,000点の図書・楽譜と、約50,000点のCD、DVD等の視聴覚資料を所蔵している。平成19(2007)年度までに、図書・資料等の必要なデータの遡及入力をほぼ完了し、これらの目録をOPAC(On-line Public Access Catalog)で検索することが可能となった。このデータベースは人名・曲名による検索が可能で、閲覧者の様々な要求に答えている。

開館時間は月曜日～金曜日 9:20～18:00、土曜日 9:20～13:30 を基本としており、館長の他、専任職員5名(内、図書館司書資格を有する者1名)、その他の職員10名(業務委託者1名、派遣社員3名を含む)を置いている。

#### 図書館の利用範囲と蔵書数

付属図書館の利用範囲は図書・楽譜・新聞・雑誌(バックナンバーを含む)の館内閲覧、

## 大阪音楽大学短期大学部

図書・楽譜の館外貸出し、図書館資料の文献複写（著作権法に基づく）、LP・CD・カセットテープの試聴（試聴室 D 号館 1F）、DVD・LD・ビデオの視聴（視聴覚室 D 号館 1F）となっている。また本図書館は私立大学図書館協会、音楽図書館協議会(MLAJ)に加盟しており、教職員、学生はこれらに加盟する各図書館において閲覧、調査、貸出などのサービスを受けることができる。次の表に付属図書館の蔵書数を示す。

図表 9-1-3 図書館蔵書数一覧

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

	和書		洋書		学術 雑誌	楽譜*	視聴覚資料		
	一般書	音楽書	一般書	音楽書			音響	映像	その他
冊(種)	34,189	33,475	19,471	46,002	54(種)	43,153	42,763	6,137	1,110
	67,646		65,473				50,010		

全て併設の大阪音楽大学と共用 \* 和書・洋書の音楽書中に楽譜(43,153冊)が含まれている。

### 利用状況

付属図書館では音楽書、一般書、楽譜、視聴覚資料が活発に利用されている。下表に図書館の利用状況として、平成 19(2007)～21(2009)年度の入館者数の一覧を示す。

図表 9-1-4 平成 19(2007)～21(2009)年度 図書館の入館者数

(人)

年度	施設区分	教職員	学生	その他	合計
2007 年度	C 号館	5,034	37,508	1,795	44,337
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	8,043	32,634	1,174	41,851
2008 年度	C 号館	5,229	35,580	1,408	42,217
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	8,430	31,783	1,175	41,388
2009 年度	C 号館	5,274	31,758	1,612	38,644
	D 号館 (試聴室・視聴覚室)	7,562	25,329	0,934	33,825

併設の大阪音楽大学を含む

### <音楽博物館>

平成 14(2002)年 4 月 1 日、音楽研究所(音楽文化研究室、民族音楽研究室)と楽器博物館を統合して音楽博物館に改称した。この施設は第 2 キャンパスの K 号館 4 階に位置しており、開学以来の音楽研究の成果をアーカイブ化すること、さらに音楽資料を総合的に収集、研究することを目的とする独自の博物館である。開館時間は月曜日～土曜日の 10:00～16:00 を基本としている。

研究領域は主として「世界の楽器と音楽」「関西の西洋音楽」「関西の伝統音楽」の 3 分野である。楽器に関してはサントリー株式会社より寄贈を受けた弦楽器コレクション計 76 点に世界的に貴重な資料が含まれていることから、これも常設展示の一部としている。

さらに平成 16(2004)年 4 月には創立者である永井幸次の展示コーナーを設け、関西における洋楽教育の先駆者であった幸次の年譜、自作曲の楽譜、愛用のオルガン等を公開している。

また平成 17(2005)年度より、音楽博物館が所蔵する資料のデータベース化を行っており、平成 21(2009)年度に「ホームページ」上で公開した。

図表 9-1-5 音楽博物館 所蔵資料の内訳 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

楽器	1,754
楽器以外の立体資料	818
視聴覚資料	17,112
書籍・逐次刊行物	19,368
書籍以外の文献	2,961
関西洋楽史資料	274,000
大阪音楽大学校史資料	38,261

図表 9-1-6 平成 19(2007)～21(2009)年度音楽博物館入館者一覧 (人)

年 度	学 生	教職員	授業参加	一 般	グループ見学	催事参加者	合計
2007年度	494	132	521	675	740	454	3,016
2008年度	642	159	640	750	976	539	3,706
2009年度	396	182	477	1,346	875	450	3,726

入館者数「学生数」、「教職員」、「授業参加」には併設の大阪音楽大学を含む。

### <L号館 ザ・カレッジ・オペラハウス>

ザ・カレッジ・オペラハウスは平成元(1989)年、創立 70 周年記念事業の一環として竣工した日本初のオペラハウスである。

年間を通じて、専属の管弦楽団や合唱団によるオペラ、定期演奏会、室内楽など様々な催しを行っている。この内オペラについては、7 月のサマーオペラ「モーツァルト・シリーズ」、および平成 13(2001)年 11 月から新たにスタートした「20 世紀オペラ・シリーズ」の年 2 回公演が定着している。

またオーディションによって選ばれた学生による「ザ・コンチェルト・コンサート」「ピアノ・グランド・コンサート」「学生オペラ」などの演奏会も活発に開催され、学習成果の発表の場となっている。

図表 9-1-7 ザ・カレッジ・オペラハウス概要

敷地面積	建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積	後ろ舞台
3,609㎡	2,256㎡	5,489㎡	地上7階・地下2階	1.2～1.4秒(満席時)	756席*	580㎡	48㎡

\* オペラ公演時は 652 席

### <P号館 ミレニアムホール>

ミレニアムホールは、学生の自主的な利用に供し、かつ、学生自身が音響や照明等の機器を操作し、実践を通して舞台機構を学習することを目的として、平成 12(2000)年 9 月に完成した音楽ホール型の大教室である。この施設は第 1 キャンパス(野田町)の P 号館内に位置し、二重屋根と二重壁により外部の騒音を遮断する構造を有し、また空調の消音化、音響設計の工夫により本格的な音楽ホールとしての役割を果たしている。学生による自主演奏会、授業延長上の発表会、教員の研究発表の他、公開講座としてのレクチャーコンサートなど年間を通じて稼働率の高い施設である。

図表 9-1-8 ミレニアムホール概要

建物面積	延床面積	階数	残響時間	客席数	舞台面積
1,588㎡	2,601㎡	地上 3 階	1.7秒	302席(内可動62)	106㎡

<情報サービス・IT環境>

学内数か所に学生用のコンピュータを設置し、授業の準備、図書館の資料検索、就職情報の閲覧などに有効活用されている。とりわけ、学生サロン「ぱうぜ」には、インターネット接続が可能な端末を 17 台配置しているが、学生の利用頻度が非常に高いため今後の増設を検討している。

図表 9-1-9 情報機器等の設置状況

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

教室	機器の概要
F109 ML 教室	電子ピアノ 14台、制御用 PC
F212 コンピュータ演習室	Win37 台、プロジェクタ、スクリーン
F213 コンピュータ演習室	Win21 台、プロジェクタ、スクリーン
K118 DTM 演習室	Mac24 台、教員用 Mac1 台、プロジェクタ、スクリーン、MIDI 音源、MIDI 鍵盤、MIDI、MIDI 鍵盤、MIDI、MIDIピアノ
K 号館 1 階コンピュータ・ルーム	Win11 台 Mac1 台 MIDI音源、MIDI鍵盤
K504 MIDI テクノロジー演習室	Win20 台、教員用 1 台、MIDI音源、MIDI鍵盤
F313 ML 教室	電子ピアノ 21 台、制御用 PC
K120 ML 教室	キーボード・シンセサイザー41 台
K 号館第 2 サロン	Win12 台
学生サロン「ぱうぜ」	Win17 台（インターネット接続可）
O 号館 1 階サロン	Win6 台
学生寮	Win10 台

併設の大阪音楽大学と共用

<学生寮>

庄内学舎から南東へ 1,300m、徒歩約 20 分の場所に、自宅通学が困難な女子学生に対して、学生寮「豊南寮」を設置している。毎年約 70～80 名（併設の大阪音楽大学を含む。）の入寮者を迎えるが、希望者が多数の場合は書類審査によって入寮者を決定している。平成 14(2002)年度には老朽化を解消し、環境を現在の学生の生活スタイルに合わせるために全館のリニューアル工事を完了。全室をフローリングの個室に改修し、ベッド、収納棚を備え付けた。また共用のシャワー室を整備し、個人用のユニットバスを設置した。

本学は寮内へのピアノ持込を可能とし、防音及び冷暖房を完備することで、22 時までの練習を許可している。過年度は毎年約 70～80 名（併設の大阪音楽大学を含む）の入寮者を迎えていたが近年は入寮者数が減少傾向にあり、空き室の練習室への転用など、施設を有効に活用している。基本的に昼夜とも警備員と職員が常駐し、不審者の侵入に備えるとともに、在寮生の急病などに対処している。概要は次の図表のとおりである。

図表 9-1-10 学生寮の概要

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

名 称	大阪音楽大学豊南寮	
所在地	〒561-0814 豊中市豊南町東 1-5-1	
本学との距離	徒歩にて約 20 分	
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建：3 棟、3 階建：1 棟、食堂（平屋）1 棟	
入寮定員	191 名（個室）	
室の広さ・数	大	6 畳・・・・・・・・・・13 室
	小	4 畳・・・・・・・・・・178 室
入寮費	70,000 円（入寮時のみ）	
寮 費	小室：年額 342,000 円 大室：年額 372,000 円	
設 備	食堂（兼談話室）、浴室（個別浴槽と温水シャワー）、洗濯場、洗面室、物干場、冷暖房完備	
食 事	食費 年額 147,000 円消費税込（全員納入制） （朝・夕食 200 日分、4 期分納）	
楽器の持込	ピアノ（アップライトのみ）持込可 防振台は大学で用意	
管 理	寮担当職員 4 名 警備員 1 名（幼稚園警備を兼ねる）	

### 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備は管理事務部門が統括し、営繕業務を委託している業者と連携を取りながら、授業用の機器機材等の設置や日常のメンテナンスなどを支障なく実施している。また学外の専門家からコンサルティングを受け、法定点検などの他に日常的に不具合の発生などを細かくチェックし、改修工事に関する計画を立案するなど校舎の維持管理に努めている。教育研究用の情報機器に関しては、システム管理室が授業担当教員の意向や学生のニーズを把握し、機器の選定や設置、維持管理を行っている。

ザ・カレッジ・オペラハウスについては、舞台機構の専門家を職員として配置し、演奏会等の際には施設設備や警報機器に問題がないかどうか、万全の点検を行っている。また広く社会へ公開する催し物の場合は、非常時の避難誘導に備え、ホール内の扉ごとに人員を配置している。

音楽博物館では資料保全の目的もあり、専任教員および技術員が専門的な見地から、温度や湿度の管理を含め、施設設備の状況について細心の注意を払っている。

### （2）9-1の自己評価

第 1 キャンパスは、大阪市に隣接する豊中市の南部に位置し、交通アクセスは良い。また第 2 キャンパスへはおよそ 1,000m の距離があるが、スクールバスでの移動も可能である。この 2 つのキャンパスの周囲には住宅の他に商業施設や工場などが密集していることから、自然環境不足は否めない。箕面市の山間部に位置するセミナーハウスがこれを補完できるが、距離的な問題もあり、近年の利用者は極めて少ない。

学修や研究の成果を演奏で発表することは音楽大学の特質である。この意味において、ザ・カレッジ・オペラハウスおよびミレニアムホールは、選抜学生による演奏会や、学生の自主公演などに活発に利用されており、教育研究にとって極めて有効性の高い施設である。

音楽博物館に関しては、コレクションの充実を進める中で、特別展示、ミュージアム・セミナー、ミュージアム・コンサート等を開催するなど、利用環境は順次整備されている。

また、グループ見学の場合は館内ガイド・ツアーを随時実施するなど、利用の促進にも努めている。今後は学生の見学や講習会等への参加、レファレンスサービスの利用を増やし、一層の活用を促すことが教育上の課題である。

情報機器についてはインフラ整備を事務系 LAN から着手したこともあり、教育研究に関する環境整備は後発となった。今後、MIDI の活用など、音楽分野でのコンピュータ環境を一層整備し、映像分野との連携も視野に入れる必要がある。

### (3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

キャンパスは都市部に位置しており、校地の拡張、校舎の増設は困難な状況にある。したがって今後は、年次計画によるリニューアル工事等により既存の施設の経年劣化を可能な限り防ぎ、教育研究環境の質を維持、発展させる。

また平成19(2007)年度に実施したB号館のレッスン室の改修に見られるように、単に外観の維持に留まらず、各教室のサイズや機能性を見直すなど、現代の大学へのニーズに応える環境を整備する。

## 9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

### (1) 事実の説明(現状)

#### 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

本学は法令に定められた耐震診断を受診し、利用方法の見直しを検討中の一部校舎を除き、各校舎の耐震補強工事を完了している。アスベストについては各校舎等を調査の結果、空気中の濃度に全く問題はなかったが、一部の教室や倉庫において石綿の吹き付けが確認されたことから、これらの除去・囲い込み工事をただちに完了させた。

防災の面では、所轄消防署の指導を受け、毎年2回職員を中心に消防訓練を実施している。平成18(2006)年には「自衛消防隊規程」を制定し、火災発生時の通報連絡、避難誘導、消火など事務職員の役割分担をルール化した。教職員と在寮生には校地ごとに編集された「防災のてびき」を配付しており、校舎の特徴などを踏まえた上で消火栓や避難器具の使用方法などを周知している。

第1キャンパス、第2キャンパス、および豊南校地には防犯対策として守衛室を設けて警備員を配置し、学内巡回により不審者・不審物の発見や事故防止等に取り組んでいる。特に学生寮がある豊南校地では警備員を24時間常駐とし、寮内には職員が昼夜交代制で在室している。また、第1キャンパス、第2キャンパスにおける自動車の出入口に監視カメラを設置し、映像を一定期間保している。

バリアフリーの面では、障害者用トイレの新設、段差部分の一部スロープ化、点字ブロック敷設など、徐々にではあるが取り組みの範囲を拡大している。K号館のエレベーターは障害者の来館を想定し、過年度に補助金を得て改修したものである。また平成19(2007)年度には補助金を得て点字ブロックの敷設範囲を拡大した。

### (2) 9-2の自己評価

耐震補強は、今後の利用計画などの都合で1校舎のみ工事が完了していないが、アスベ

ストに関しては全て措置済みの状態となった。また、所轄の警察署が地域で展開する防犯運動に大学として協力していること等から、防犯や防災の意識は高まっていると考えられる。施設設備の安全性は概ね確保されており、日頃から教職員に対して不具合を速やかに報告するよう呼びかけ、事故防止に努めている。

### (3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

現在のところ電気、ガス、水道などのライフライン系に特に問題は生じていないが、経年劣化が想定される部分もあり、今後は安全性の確保を第一に十分な保守点検を行う。また、大阪音楽大学短期大学部は平成 22(2010)年度も視覚障害の学生を受け入れており、点字ブロックの敷設エリアを各校地・校舎に拡大するなど、今後バリアフリー対策を一層充実させる。

## 9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

**教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。**

#### <教室の設備>

本学は音楽大学としての特質から、講義科目や演習科目においても視聴覚教材を使用する授業が多い。このため、これらに使用される教室のほぼ全てに AV 機器（CD・LP・DVD プレーヤー、VTR、大型モニター）およびグランドピアノを設置している。

ピアノ専攻生以外に選択科目として開講されている「副科鍵盤楽器演習」では、ML(Music Laboratory)システムを備えた F313 教室を過年度より使用している他、平成 21(2009)年度には F109 教室を全面改修し、新たに ML システムを導入した。

舞踊系科目の「ダンス I・II」が平成 18(2006)年度から開講されたことに伴い、F214 教室を専用の仕様（鏡張りの壁面、衝撃吸収性フローリング材の床）に改修した。

F434 教室にはスポットライトや調光卓など簡易な照明設備や音響設備があり、演劇公演や演奏会に対応している。

K118 教室は「デスクトップ・ミュージック演習」や「コンピュータ音楽研究 I・II」等の授業に用いられており、平成 20(2008)年 3 月にはコンピュータや MIDI 音源等、使用する機器のほぼ全てを更新した。最新のリモート・デスクトップ技術を用いて、指導教員は学生のコンピュータを随時モニターしながら、個別に指導することが可能となった。

P 号館内にある音楽ホール型大教室「ミレニアムホール」は、独自の音響・照明システムにより舞台機構の学習も行えるように工夫されている。施設の運用は学生の自主演奏会での使用を中心としている。

合唱や合奏など、大人数で使用する演習室や中規模のアンサンブル用演習室の一部では演奏会形式の授業や自主演奏会などの設営が可能である。また、O101 教室、O202 教室には懸架式のマイクロフォンを備えた録音設備を常設している。

#### <練習室>

学生の自学自習及び演奏活動を支援するために、第 1 キャンパス、第 2 キャンパスに合



## 大阪音楽大学短期大学部

計合 179 室の練習室を確保している。その内訳を次の表に示す。ほとんどの練習室にピアノを設置しており、専攻に応じてパイプオルガン、電子オルガン、シンセサイザー、チェンバロ等を設置している。

O 号館に管弦打楽器専攻生のための専用練習室を設けている。合同で練習する機会が多いため、全ての練習室が室内楽の編成に対応し、防音設備と個別の空調設備を備えている。また学生が個人的に所有することが容易ではない特殊な楽器を館内の楽器楽譜室に保有し、日常的な使用に供している。さらに大型楽器を運搬するためのエレベーターを 1 基設置し、授業や練習の準備に役立てている。

図表 9-2-1 各施設における練習室数 平成 20(2008)年 5 月 1 日現在

	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	小 計
E 号館	—	—	8	—	—	8
F 号館	4	—	9 (4) <sup>1</sup>	28	9 (2) <sup>2</sup>	50 (6)
G 号館	—	5	5	—	—	10
K 号館	24	—	5	—	2	31
O 号館	2	8	20	—	—	30
P 号館	— <sup>3</sup>	25	25	—	—	50
合 計	—					179 (6)

<sup>1</sup> F 号館 3 階には合計 9 室の練習室があり、その内の 4 室は、併設の大阪音楽大学大学院生専用の 2 室と同音楽専攻科の学生専用の 2 室となっている。他の練習室は併設の大阪音楽大学と共用している。

<sup>2</sup> F 号館 5 階には合計 9 室の練習室があり、その内の 2 室は本学専攻科の学生専用となっている。他の練習室は併設の大阪音楽大学と共用している。

<sup>3</sup> P 号館の 1 階は併設の大阪音楽大学大学院ゾーンであり、各教室は大学院生の自習や練習にも使用することができる。

### <学生サロン「ぱうぜ」>

第 1 キャンパスには、グランドピアノの形を模した建物の学生サロン「ぱうぜ」がある。1 階に食堂、2 階にコンビニエンス・ストア、ベーカリーなどを配置し、平成 7(1995)年の竣工以来、学生の食事や憩いの場として活用されている。また 2 階にはグランドピアノを設置し、サロン・コンサート形式の演奏会の開催が可能である。前述の通り、この「ぱうぜ」ではインターネット接続が可能なパソコンを学生に開放しており、稼働率は極めて高い。

第 2 キャンパスの K 号館にも学生用の第 1・第 2 サロンを設けており、第 1 サロンは主に食堂として利用されるほか、ライブハウスとしての活用も可能である。

### <機器・備品>

学内にはグランドピアノや電子オルガン、チェンバロ等の鍵盤楽器が約 800 台、クラリネットやヴァイオリン、ティンパニ等の管・弦・打楽器が約 500 点、箏・三絃等の邦楽器やリコーダー、古楽器等の合奏・アンサンブル用の楽器が約 850 点用意されている。合奏等で使用する大型の管楽器や弦楽器、ハープや打楽器などはそれらを専攻生に無料で貸与している。また専攻生以外にも副科用の楽器を用意し、有料で一年間貸し出している。貸出用楽器のメンテナンスは必要に応じて外部に委託し、保全に努めている。

ピアノの調律は 1 台につき数か月に一度の割合で定期的に外部委託で行っている。これ以外の各教室の機器整備は管理事務部門の職員が担当しており、教員や学生のニーズに応じて整備計画を立案している。限られた予算の中で最適な状態を維持するように努力して

いる。

#### ＜ICT (Information and Communication Technology)環境＞

近年、各大学で学生が「ホームページ」上でシラバスを閲覧し、教務上の諸手続を行うなど、学生向けの ICT 環境が急速に広がっていることを受け、本学も平成 19(2007)年 4 月よりインターネット上にシラバスと休講・補講の情報について掲載を開始した。平成 20(2008)年 3 月からはシラバスの閲覧に伴う ID やパスワードを不要にし、シラバスの完全公開に踏み切った。

同じく 3 月から、ID やパスワードが必要であるが図書館の蔵書検索も「ホームページ」からのアクセスが可能となった。さらに同年 4 月からは、学生への情報伝達をより確実にするためポータルシステムの運用を開始し、授業や行事等の情報を提供した。このポータルシステムの導入とともに、平成 20(2008)年度より 3 年間の予定でサーバの増設やセキュリティ強化などインフラの整備を進め、平成 22(2010)年度からは受講登録をこのポータルシステムを通じた Web 登録に変更した。

#### (2) 9-3の自己評価

昼食時には学生サロン「ぱうぜ」は多少混雑するが、学生数の変化もあり、それ以外の時間帯ではミーティングやライブ等、多目的に活用されている。また、教室やレッスン室の中で設備が必ずしも十分だとは言えない施設に関しては、改修工事などにより順次充実を図ってきた。このように快適さという観点から施設設備を考えた場合、一部に改善の余地が残るものの、基本的に良好な状態にあると考える。

#### (3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

過年度より学生からの要望に基づきトイレの改修工事（シャワー式等）を順次行ってきた。また、多くの学生に貸与している個人ロッカーを順次新しいものに更新している。アメニティの向上という観点からこれらの改善は今後も継続して行うと同時にキャンパスの周囲に自然環境が少ないことから、花壇や鉢植えの草木を増やすなど、キャンパスの緑化を推進する。

#### [基準9の自己評価]

図表 9-1-1 および 9-1-2 で示した通り、キャンパスは庄内幸町、庄内西町、野田町、名神口の 4 つのゾーンに分かれた状態であり、郊外型大学の広いキャンパスが持つアメニティや機能性には及ばない部分も多い。しかしながら、本学は少人数教育を中心とする音楽の単科大学であり、その教育研究目的を達成するための施設設備は適切に整備され、状態は基本的に良好であると認識している。

#### [基準9の改善・向上方策（将来計画）]

一般的に音楽系の専攻分野は視覚障害を持つ学生を受け入れる機会が多いことから、バリアフリー化に関しても点字ブロックのみならず、学生の希望を参考として整備を進める。ICT 化の取り組みに関しては、附属図書館・音楽博物館以外が保有する音楽関連資料のデータベース化、学内外への公開を平成 21(2009)年度に実現したところであり、今後もその

更新作業を継続する。

また、各教室や演習室において授業に PC を活用したいという希望が増加傾向にあり、今後プロジェクタを順次設置し、PC データをスクリーン上に投影できるように整備する。

## 基準10. 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）

10-1 短期大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

### （1）事実の説明（現状）

短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

#### <施設の開放>

本学は「新音楽新歌剧ノ発生地タラン」ことを掲げた建学の精神を実現するために、様々な物的・人的資源を社会に提供するための努力を積み重ね、多くの社会連携事業を展開している。大学の施設関係の開放については、音楽博物館を通年一般に公開している。また、公演、コンテスト、学会、講演会等に、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホール、教室などを開放して、教育研究活動と社会連携活動を両立させている。さらに、付属図書館では、市民の音楽及び音楽情報へのニーズの高まりに応じて、大学間の相互利用サービスに加え、卒業生・一般市民に閲覧サービスを提供している。

#### <公開講座>

本学は音楽大学として持つ様々な人的・物的資源や施設を活かした公開講座を数多く開催している。本学に於ける公開講座はすでに20年以上の歴史を持ち、近年は児童・生徒から熟年層に至るまで、音楽学習の基礎的なものから、教養的な興味を満たすための講座まで幅広い内容で開講している。これらの講座には、本学及び併設音楽学部による主催のものと同本学と行政の共催により開催しているものがある。

平成12(2000)年に完成した「ミレニアムホール」を利用した「ミレニアムホール特別講座」はレクチャーコンサートの形式を取り、平成17(2005)年より始められた「カレッジ・オペラ講座」は、内容をオペラに特化して「オペラ物知り講座」「一般社会人のためのオペラ講座」「高校生のためのオペラ講座」などをテーマに開催されている。

行政と共催の講座は年々盛んになり、現在は「古今東西音楽考」（大阪府立文化情報センターと共催）、「公開講座フェスタ」（阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット/33加盟と共催）、「音楽・心の旅」（豊中市立中央公民館と共催）、「音楽の宝石箱」（高槻市立生涯学習センターと共催）、「はびきの市民大学講座」（羽曳野市市民人権協働ふれあい課と共催）の5講座が行われている。関西圏の諸地域と結びついたこれらの講座は、多くの参加者を得て、本学の社会連携の代表的な事業となっている。

#### <指導者研修>

K号館開館後、昭和56(1981)年に学校教員や音楽指導者を対象に発足した「指導者研修」は、本学の社会連携活動の中でも重要な位置付けを持つものである。この事業は、一般の参加者対象のものであるが、平成16(2004)年より大学コンソーシアム大阪の呼びかけに応じ、大阪府教育センターの「大学等オープン講座」としても実施している。

指導者研修については「打楽器」「指揮法」「合唱」「幼児音楽」「和楽器」「ピアノ」「リコーダー」「ソルフェージュ」「様々な身体表現」などの講座が、多くの参加者を得て開催されている。また平成21(2009)年度より導入された教員免許更新制に対して、これら指導者研修の中で得られたノウハウを活かして、更新制に係る講習会を社会的な責務ととらえ積極的に受講生を受け入れている。指導者研修の水準をさらに高め、学外で定期的

に開催することを目的として、平成16(2004)年に「サテライト・マスタークラス」を開始した。この講座は大阪市中心部に会場を設定し、吹奏楽と合唱の二つの分野にわたって、第一線で活躍する講師が、高度の専門知識・技術の習得を教授する講座として定着している。

#### ＜ザ・カレッジ・オペラハウス＞

ザ・カレッジ・オペラハウスは、学内講堂として各種の演奏発表会場として利用されるだけでなく、社会に向かって多様な発信を続けている。ハードとしての会場の利用はもちろんであるが、特筆すべきはオペラハウスが有するプロの演奏団体である「オペラハウス管弦楽団」及び「オペラハウス合唱団」の活動である。これらは主催公演を中心に対外的にも評価される演奏に取り組むと同時に、外部よりの依頼演奏も幅広く積極的に受けている。

本学の創立 90 周年記念事業として平成 17(2005)年に、本学制作のオペラ「沈黙」が、新国立劇場によって進められている地域招聘プロジェクトの第 1 号として招かれた。またザ・カレッジ・オペラハウスで上演された同オペラが第 60 回記念文化庁芸術祭大賞を受賞した。

#### ＜付属音楽院＞

付属音楽院は会員制音楽教育機関であり、幅広い年齢層の人を対象とし、また、目的も専門性を極めたい人、趣味で音楽を学びたい人、音楽・芸術大学への進学をめざす高校生、将来豊かな子どもたちまでと多岐にわたって「音楽生涯学習の場」を提供するために、平成 15(2003)年に開設された。

教養講座には器楽、声楽、DTM（デスクトップ・ミュージック）、指揮・作曲／編曲、ダンス・鑑賞といった講座が用意されている。

こども音楽教育講座は、昭和 32(1957)年に設立された、音楽院の前身である付属音楽学園からの音楽教育のノウハウを活かして、こどもの情操教育を目的とした様々なクラスを開講している。

進学講座は音楽大学への進学を希望する高校生のための特別なコースであり、専門講座は専門教育を終えた人や、すでに演奏活動をされている人を対象に、更なるスキルアップをめざす講座である。

また、この他にも特別講座、各種イベント、コンサートなどのプログラムを提供している。

#### ＜音楽人材紹介＞

本学卒業生を、演奏者や指導者など音楽人材を求めている所に紹介するためのシステムであり、本法人ホームページ上で公開している。平成 20(2008)年 5 月現在で 795 人（併設大学卒業生を含む）の登録がある。

#### ＜音楽博物館の一般公開＞

楽器展示と楽器に関する書籍、視聴覚資料は学外にも公開している。また、年 2 回のミュージアム・セミナー、年 2 回のミュージアム・コンサートも企画し、一般に公開している。個人向けと団体見学者向けにガイド・ツアーも随時行っている。海外からの見学者も増える傾向にある。

#### ＜出張授業＞

平成 21(2009)年度より、関西圏の高等学校を対象に出張授業を行っている。派遣されるのは本学の専任教員で、それぞれの専門分野を生かした多彩な内容が用意されている。

## (2) 10-1の自己評価

本学は教育研究の成果を社会に還元するために、長い時間をかけてその資源を蓄積し、施設を充実させるとともに、多様な形態での活動を進めてきた。

音楽博物館、ザ・カレッジ・オペラハウス、附属図書館はそれぞれに館長及び事務組織を置き、安定した運営を行っている。教育・研究と社会連携のあり方については、学内に設置された研究、エクステンション事業などの各委員会がそれぞれ常に企画・検討を重ね、管理運営を行っている。また学内に、学生の卒業後支援と社会連携を一体的に進めるエクステンション・センターを置き、学校法人と教学組織がその運営に当たってきたが、平成 20(2008)年度からは、エクステンション・センター内に、オペラハウスを中心とした広く社会に公開される演奏会と学内の演奏会を統括する機関として、演奏統括委員会が組織され、社会に向けた演奏会を中心とする本学からの発信を、より積極的に進めるための機構整備が行われた。

さらに、平成 21(2009)年度には「音楽の仕事情報館」が開設された。これは平成 21 年度「大学教育・学生支援推進事業」【テーマ B】(文部科学省)において、「各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組みの中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組みである」として採択を受けた事業である。SNS「OMSBI」の設立、運営のほか、現場体験にもとづく「音楽の仕事力」の育成のための様々なイベントを実施している。

本学の社会連携は現在、連携先・市民の高い評価を得ており、今後もこの体制を継続する。

## (3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では多様な社会連携事業をエクステンション・センターが中心となって推進しているが、前述の演奏統括委員会での検討のほかにも、学務事務部門、企画事務部門、入試事務部門などがそれぞれの立場から立案、推進する事業もある。本学の社会に対するアピール戦略を総合的に検討する対社会戦略会議が設置され、その後広報委員会へ発展した。この場での本格的な議論が本学の社会連携事業に対する取組みを大きく発展させる一助になると期待される。

また、本学の社会に対する取組みを、より広範に周知するための広報戦略と広報体制の一元化についても平成 22(2010)年 6 月より「政策企画本部」を開設する予定であり、その活動を軌道にのせつつある。

**10-2 教育研究上において、企業や他の短期大学・大学との適切な関係が構築されていること。**

### (1) 事実の説明(現状)

教育研究上において、企業や他の短期大学・大学との適切な関係が構築されているか。

## 大阪音楽大学短期大学部

企業との連携については企業からの研究資金調達とともにエクステンション・センターの業務の一環として平成13(2001)年度に開始したインターンシップを毎年実施している。学生の受け入れ先としては楽器メーカー、楽器店、出版社、番組制作会社、音楽事務所、ホールなど、音楽関連の企業が多い。インターンシップは、1～2単位の特別実習科目として開設し、卒業要件単位の一部として認めることにより学生に対してキャリア支援の一環として積極的に推奨している。

大学間の連携については大阪府内の大学により「大学コンソーシアム大阪」が平成18(2006)年に設立され、本短期大学部も参加している。また平成22(2010)年には「中学生サマー・セミナー」に参画し、募集定員をはるかに上回る大阪府下の中学生52名の参加を得た。

関西の8音楽大学・音楽学部が40年以上にわたり提携して活動を行っている「関西音楽大学協会」に併設大学とともに参加している。この協会は昭和35(1960)年大阪音楽大学、大阪学芸大学(現・大阪教育大学)、京都市立音楽短期大学(現・京都市立芸術大学)、神戸女学院大学、相愛女子大学(現・相愛大学)、同志社女子大学、武庫川短期大学(現・武庫川女子大学)の7大学、及び昭和47(1972)年から大阪芸術大学を加えた8大学が共同で音楽に関する研究と交流を行うために設立した大学連携団体であり、毎年「関西新人演奏会」及び「アンサンブルの夕べ」の演奏会、その他研究会活動を行ってきた。事務局は設立以来本学が担当している。

平成22(2010)年には有馬温泉観光協会と4大学が協同して開設した「有馬温泉ゆけむり大学」に参加した。この事業は、有馬温泉の街並み全体を大学のキャンパスに見立て、学生が観光客向けに多彩な「講義」を開くもので、神戸芸術工科大、武庫川女子大、近畿大、大阪音楽大学・同短期大学部の各大学の学生が、自分たちの専門を生かした音楽ライブや作品展などの「講義」をおこなうものである。観光産業と大学の連携という今日的な課題に取り組んだことは、大学スタッフと参加学生に大きな手応えを与えた。

国際間の大学連携に関しては、平成17(2005)年に、韓国の啓明大学校音楽・舞台芸術大学との間で、相互の交流協定が締結され、両国において相互に招聘事業が行われた。平成19(2007)年には中国の上海音楽学院と相互の交流協定が締結された。さらに平成20(2008)年度には、国際交流室が設立され、ドイツのデトモルト音楽大学、ワイマール・リスト音楽院、フォルクヴァング芸術大学、英国の王立ウェールズ音楽演劇大学、フランスのブローニュ＝ビヤンクール地方音楽院と交流協定が締結された。また、神戸親和女子大学との間に3年次編入の連携制度を新設し、進学案内と推薦を行っている。

研究助成としては、平成22(2010)年にザ・カレッジ・オペラハウス主催の「20世紀オペラ」シリーズの一環である、A.プレヴィン作曲「欲望という名の電車」(平成22(2010)年11月公演予定)に対して、「ロームミュージックファンデーション」から研究資金助成を受けることが決定している。

### (2) 10-2の自己評価

企業との連携に関してはインターンシップと研究資金への応募が中心である。インターンシップは学生の職業への意識を高めるだけでなく、音楽系企業の本学に対する認識を高める役割も担っている。研究資金への応募に関しては、対外的に大きなアピール性のあ

る公演などに対して申請を行っており、助成に対する成果を上げていると評価できる。またこれらの資金は優秀な音楽人材の育成にも寄与している。

短期大学間の連携に関しては、組織的なものとしては関西地方の音楽大学との連携に限られるが、学生はこの他にも、全国的あるいは地方において開催される各種コンクールにも積極的に応募・参加し多くの成果を上げている。全国規模あるいは専門分野を異にする大学との交流に関しては組織的な連携は少ない現状である。

国際間の大学連携については、現在、提携校は7校にまで増え、相互の学生交換が進んでいる。今後は海外留学助成金制度をより充実させ、参加人数を増やすとともに実質をともなった交流が望まれる。

### (3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

企業との連携に関しては、社会貢献及び文化支援活動に対して大学側からも取組みを積極的に強化する必要がある。大学間の連携については国際間の連携を図るため、国際交流室を設置し、平成20(2008)年度より国際交流室主事の役職も置かれることになった。今後、交流協定提携先との招聘事業や留学生の交換について、より円滑な事業運営と本学における留学生教育の内容の充実（英語による授業の実施など）について具体的な検討と実施をおこなう。

## 10-3 短期大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 短期大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

地域社会との関係は双方向的なものであり、常に積極的な相互交流を行っている。大阪市、豊中市を始めとした関西各地の国公立の学校、音楽ホール、文化会館、放送、報道機関などとは定期的あるいは単発でも様々な連携を行っている。外部団体主催の演奏会への出演、教員の各種音楽コンクールへの審査員としての参加、地域の学校からの委嘱による出張授業等が主なものである。

大学が立地する豊中市との連携については、「大阪音楽大学開放講座／音楽・心の旅」を共催、平成2(1990)年より継続して市民に音楽の楽しさを伝えている。また大学の位置する豊中市立第十中学校校区地域教育協議会とは7回を数える「地域ふれあいコンサート」を共同で実施している。これはザ・カレッジ・オペラハウスを会場とするコンサートで、地域住民との交流を図るものである。また豊中市との提携により、一年を通じて「サウンドスクール事業」を実施している。これは本学学生が市内の小中学校を訪問し、音楽鑑賞や指導などを通して児童、生徒に音楽の素晴らしさを体験させるものであるが、平成19(2007)年度は延べ42回実施され、延べ日数65日、派遣人数延べ430名、平成20(2008)年度の実施件数は50件、平成21(2009)年度の実施件数は37件と、豊中市内の小中学校との連携を確実なものとしている。その他、大学コンソーシアム大阪、大阪府立文化情報センター、大学・研究機関生涯学習ネット、羽曳野市、高槻市立生涯学習センターとも連携をとって市民のための講座を開設している。

また先のサウンドスクールのほかにも学生自身の中・高校の音楽系クラブ活動に本学卒



業生とともに指導者として多数参加し、地域連携の役割を担っている。

豊中市外における具体的事業や大学間連携事業の主なものとしては、平成 22(2010)年 4 月より隔週日曜日に三宮ミント神戸で継続実施している「大阪音楽大学ストリートライブ」、宝塚市の主催する「手塚治虫誕生日記念イベント」の実施内容の企画と運営(平成 21(2009)、22(2010)年度継続実施)などがある。

エクステンション・センターでは、主として本学卒業生を対象とした音楽人材登録制度を持ち、795 人(併設大学卒業生を含む)の登録者を数える。そのうち独自の審査により認定する演奏員としての登録者は 274 人を数え、関西を中心に演奏、指導等の活動のみならず本学の教育にも大きな役割を担っている。

また、大阪府立池田北高等学校及び学校法人帝塚山学院中学校高等学校との間に高大連携協定を締結している。

本学は併設の大阪音楽大学音楽学部にはない「ジャズ」「ポピュラー」「ミュージカル」「電子オルガン」のコースを有していることから、地域社会からの様々な要請に対し柔軟に対応することが可能となっている。社会からの上記 4 コースの音楽ジャンルに対する需要は極めて高く、本学の地域社会連携活動において上記 4 コースは極めて重要な役割を担っている。

なお、上記の「連携支援室」主催事業に対しては、「音楽の仕事情報館」が「社会における新たな音楽の仕事の創出」という観点から、主に音楽人材の推薦、紹介という形で地域連携事業に対し積極的に協力している。

## (2) 10-3の自己評価

地域連携については、大学が立地する豊中市を中心にして関西圏全体に一定のネットワークが形成され、本学が地域における文化活動の中核の一端となる環境が形成されつつある。先に述べた各種講座や演奏会の開催などにより関西の音楽シーンに本学の果たす役割は非常に大きなものとなっている。また本学の多くの卒業生がこれらの地域において、主に音楽教育の面で重要な役割を担っていることは評価できる。

## (3) 10-3の改善・向上方策(将来計画)

本学が所在する豊中市との間では、緊密な連携事業が行われているが、より包括的な連携協定の締結により、組織的な協力体制を強化することが必要である。また近畿圏の府県・市町村レベルでの連携は大阪府、高槻市及び羽曳野市との連携事業が始められているが、今後拡大を図ることを検討している。

## [基準 10 の自己評価]

全ての学問分野はいずれもそうであるが、特に音楽の分野は「送り手」と「受け手」の相互的なコミュニケーションが不可欠である。多くの交流・連携は自然発生的ないしは慣習的に形成されたものであるが、より組織的・継続的な連携を構築することが大学の教育研究を深める環境を形成することとなる。このような観点から見て、本学の社会連携は企業との連携、大学間、地域連携のいずれをとっても充実しており、成果が上がっていると評価できる。しかし、より組織的、継続的な展開という面では環境・条件を、今後進展さ

せる余地がまだまだ残されている。

**【基準10の改善・向上方策（将来計画）】**

企業との連携に関しては研究資金への応募とインターンシップはいずれも有意義であるが、併設大学における「音楽産業論」でのいずみホールと連携のように、他にも正規カリキュラムの中に音楽産業・団体との連携講座を拡大する方向で検討に着手している。また、「大学コンソーシアム大阪」への更なる積極的な参加を検討している。

環境整備や充実という点に不可欠な資金面について、本学はこれまで外部資金の獲得に必ずしも積極的ではなかったが、文部科学省をはじめとする競争的資金の獲得にむけて、大学組織として取り組んでいく。

## 基準 1 1. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### （1）事実の説明（現状）

#### 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は教職員の法令順守、服務規律に関する組織倫理の一般的な規範を「就業規則」に定めている。（就業規則第1条第4項）

公益通報及び公的研究費の不正防止に関するガイドラインに関しては、平成21(2009)年12月に「競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」及び「科学研究費補助金の取扱いに関する規程」を制定し、法令の順守・相談並びに通報窓口の設置・モニタリングの監査・情報公開を規定している。また、利益相反については、毎年「関連当事者との取引について（調査）」のポリシーに基づき、役員等への調査を実施し、該当する当事者に対して取引の開示を行う。

セクシュアル・ハラスメントの禁止及び予防については、同就業規則（第4条第2項、第4条の二第1項第4号及び同条第2項）及び「セクシュアル・ハラスメント防止規程」に明文化している。同規程に準じて、現在では諸ハラスメントの禁止及び予防の観点からパワーハラスメント、アルコール・ハラスメントを含むアカデミック・ハラスメント全般を対象にしている。

個人情報保護については「個人情報保護指針」を定めホームページ上で公開している。また、「個人情報保護規程」を定めている。さらに「学内LAN」、「ホームページ」の運用については、情報セキュリティを図るため、「情報セキュリティポリシーに関する規程」、「ネットワーク管理規程」等を通じて、情報の安全と個人情報の保護を図っている。

公衆の安全・衛生・衛生等に関しては、衛生管理規程を定め、ほぼ月1回衛生管理委員会を開催し、衛生管理担当者、産業医、衛生管理者、衛生に関する経験を有する教職員が出席する。また、独自のものとして、「本学主催、または本学の教育に関連して催される曲目に含まれる人権問題についての指針」を定め、人権委員会を中心にして公演における人権にかかわる表現のガイドラインを定めている。

#### 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

就業規則」に定める組織倫理の確立のために、事前の予防を中心としているが、必要な場合には調査委員会を設置し懲戒手続きを定めている。不正防止、公益通報に関しては法令及び本学基準により適正に行っている。また、ハラスメント防止規程に基づき、相談・苦情を受け付けるために、理事長が任命する「教職員担当相談員」と学長が任命する「学生担当相談員」を置き、調査委員会の設置要望がある場合には任命者が調査委員会を設置し、調査委員会は必要な調査を行った上で任命権者に報告し、任命権者は必要な措置を講じることとしている。事案がある場合には上記の手続きを厳格に執行し、適切に運営している。また、ハラスメント講習会を適時実施している。個人情報保護に関しては、法律上の「個人情報保護指針」を制定・実行するとともに「ホームページ」上に公開し、各分野における個人情報保護の具体化を進めている。特に教育・研究面における学生・教職員の個人情報保護とともに、併設大学と併せ3万人を超える卒業生の名簿に関して、さらに平

成17(2005)年1月には併設大学卒業生を含む同窓会である「幸楽会」との間で「名簿管理システムの運用に関する申し合わせ」を締結し、短期大学と同窓会の交流と個人情報保護を進めている。

### (2) 11-1の自己評価

組織倫理に関する高等教育機関としての組織体制は規程と組織を整備し、効果的な運用を行っている。本学は音楽単科短期大学であり、おおむね危険な物品等を扱うおそれはないが、近隣住民への騒音や通学・通勤の迷惑行為などをおよぼすことのないように常に配慮している。また演奏会におけるマナーの指導と教育には学長を先頭に率先して取り組んでいる。

ハラスメント予防については教職員向けの研修会に加え、学生に対しては、入学時・進級時のガイダンスにおいて注意の喚起と相談体制などを説明している。また「ホットライン」による電話相談の受け付けを始め、相談者に配慮した相談体制をとっていること、問題が生じた場合は調査委員会を設置し、適正な措置を図るべく学長、理事長に具申するシステムを設けていること等、体制を整備し、適切な運営を行っている。

不正防止、個人情報保護及び情報セキュリティ保護などについての規程・組織体制を整備し、本学同窓会との間で個人情報保護の協定を締結している。一方で学内における教育、学生指導、入学試験、公演活動等の具体的な個人情報保護体制については、組織的な整備を進める必要がある。

### (3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理に関しては全ての構成員が法令遵守の徹底を図るために、従来行ってきた新任教職員へのガイダンスの中に私立短期大学に関する法令をはじめとして法令に関する研修を必ず実施するとともに、事業計画として全教職員に向けた定期的な研修を企画し、実施する。個人情報保護に関しては、教育研究の各分野において具体的な基準・実施要領の整備を進める。

## 11-2 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

現在行っている危機管理に関する諸施策は基準9において示したように、①施設の安全管理（耐震診断、耐震補強工事、アスベスト対策）、②「自衛消防隊規程」に基づく事務職員及び学生寮生の自衛消防隊組織による消防活動及び訓練、③教職員、在寮生への「防災のてびき」の配付など防災意識の向上、④AED（自動体外式除細動器）の各校地に配置と定期的な講習会実施による使用方法の習得、⑤適所への守衛室の設置、⑥自動車の出入口への監視カメラの設置と映像の一定期間保存、などを行い、いずれも実効性を保っている。平成19(2007)年5月に「危機管理規程」を制定し組織的な危機管理体制を構築している。また「情報セキュリティポリシーに関する規程」を始めとする諸規程により情報保護、個人情報の保護、ウイルス対策等、セキュリティの確保に関する具体的な方策を定めている。

さらに情報管理を専門的に担当する「システム管理室」を設置し、専従の担当者が情報セキュリティの確保に万全を期している。

平成21(2009)年の新型インフルエンザ発生の際には、規程に基づいて数回の危機管理委員会を招集し、情報の提供と注意の喚起、緊急連絡体制の設置、臨時休業の設定と解除及びホームページへによる即時の連絡と情報の提供を行った。

## (2) 11-2の自己評価

阪神間の多くの短期大学・大学とともに本学も被災した平成3(1995)年の阪神・淡路大震災を教訓に、着実に危機管理体制を構築してきた。防火・防災・避難訓練等の対策については学内の体制や地域防災システムとの連携関係は整備している。防災や防火体制等については危機管理のマニュアルを作成している。また情報セキュリティなどのソフト面の危機管理体制についても全学的・専門的管理を実施している。資源リサイクル、耐震、アスベスト対策についても情報を公開しつつ実施している。危機管理規程を制定し、危機に対応するための組織的体制を構築した。平成21(2009)年の新型インフルエンザ発生の際には、規程に基づいて数回の危機管理委員会を招集し、情報の提供と注意の喚起、緊急連絡体制の設置、臨時休業の設定と解除及び本法人ホームページへによる即時の連絡と情報の提供を行った。また防災訓練を定期的にも実施しており、危機管理体制は適切に機能している。

## (3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

危機管理体制を有効に機能させるために、毎年9月1日前後等に防災訓練を実施している。近年9月1日の職員研修日には必ず消防訓練を取り入れており参加率も高い。さらに教員の参加率を高める方策を検討する。また危機管理のための未整備分野のマニュアルを拡大するとともに、防災訓練の種類や形態を多様化することなどの方策を進める。

**11-3 短期大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

### (1) 事実の説明（現状）

**短期大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。**

定期演奏会、卒業演奏会、授業成果発表会を初めとして、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホールその他の施設における演奏活動が数多く企画・実施され、それぞれの広報に関しては本法人ホームページにおける「演奏会情報」、「特別講義・公開講座」に関するインフォメーションへの掲載、学内放送及び学内各所の掲示板による案内などを行っている。最大の広報媒体として大学広報誌「Muse」（年間6回発行、各3万4千部、毎月B5版カラー20頁）を発行し、学外に向けても広報する体制を整えている。また同誌は大学広報、各種演奏会情報とともに学内外の執筆者による演奏会の報告・批評記事を数多く掲載している。また、直接本学の教育研究活動を身近に体験することができるオープンキャンパスをほぼ各シーズン毎に実施し、実技を含む体験授業や授業公開を行い教育内容を公開している。

論文等の研究成果公表の機会としては「大阪音楽大学研究紀要」と、音楽博物館年報「音楽研究」があり、いずれも毎年刊行している。またデジタル・アーカイブ化と本法人ホームページにおける本文の公開を漸次進めている。

本学が近年重点的に進めてきた「学校法人大阪音楽大学教育研究データベース検索システム」は、附属図書館及び音楽博物館をはじめとして本学が保蔵する書籍・楽譜・音響資料・映像・楽器の資料約20万点の情報を電子データとして集積したもので、すでに学生、教職員が附属図書館に設置した端末を通じてOPAC(On-line Public Access Catalog)検索を行ってきたが、平成20(2008)年度より人名5万人、タイトル8万項の典拠ファイルを作成し、本法人ホームページに搭載した。現在検索システムは学生、教職員、卒業生等の学内関係者に限定してWEB公開している。

### (2) 11-3の自己評価

教育成果の学内外に対する公表は演奏・創作活動を中心に積極的かつ組織的に行われている。研究内容の公開については、教育活動とともに学内外の演奏・創作等の発表を通じて行われている。また2種類の紀要を発行して社会に向けた研究成果の公表を行っている。これを研究情報の定期的・継続的な公開に進める必要がある。教育研究データベース作成は約5年間をかけた事業であったが、学内外の提携によって実現したものである。

### (3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

「教育研究データベース」によって本学の教育研究活動の公開の基盤作りを終えたが、今後は順次公開を進める予定である。また現在本法人ホームページ上に、「学校案内」として、①建学の精神、教育理念・教育目標、②附属機関・施設、③学生数、④法人役員・役職、⑤沿革・校歌・学則、⑥海外提携校一覧、⑦年度事業・決算報告、自己点検・評価、⑧出版物・CD、⑨広報誌「Muse」を公開し、さらに本学教員の研究分野の紹介を本法人ホームページ上で行っている。

### [基準11の自己評価]

短期大学の社会的責任は教育研究の還元だけではなく、社会の一員としての組織倫理を確立することが必要である。その意味で短期大学が果たす役割・責任は一層の重みを増してきている。建学の精神に基づき社会への発信地としての役割を常に確認しながら、地域・社会に密着した短期大学であり続けることが社会的責務である。組織倫理、危機管理、教育研究の公開と広報活動については事業計画に組み込んで計画的に進めることが必要である。「事業計画」においては、教育研究活動の公開を含めて理事長のイニシアティブの下に法人全体の広報一元化を図るための活動を開始している。

### [基準11の改善・向上方策(将来計画)]

創立以来90余年の歴史を踏まえ、建学の精神に則った本学独自の特色ある教育・研究を推進し、地域に貢献していくことが、社会的責務を果たすことになると考える。さらに情報化と国際化に対応する教育研究推進のための環境づくりを進めることが重要である。そのために社会との間に双方向のコミュニケーションを構築するとともに、「教育研究デ

## 大阪音楽大学短期大学部

データベース」のさらなる公開に向けて準備を進めている。具体的には平成 23(2011)年 4 月からは学校教育法に基づく教育研究情報の全般的な公開を行う予定である。









2006—2010（平成18～22）年度

大阪音楽大学短期大学部自己点検・評価報告書編集委員会

高橋 徹（短期大学自己点検・評価委員長）  
竹田 和子（短期大学自己点検・評価委員）  
米山 信（短期大学自己点検・評価委員）  
藤井 司朗（短期大学自己点検・評価委員）  
本山 秀毅（短期大学副学長）  
水漉 征矢雄（自己点検・評価担当理事）  
松本 昌敏（自己点検・評価部長）  
森本 徹（事務局長）  
飯守 伸二（自己点検・評価室）

自己評価報告書

2006－2010（平成18～22）年度

発行日：2011年3月28日

発行：大阪音楽大学短期大学部

〒561－8555

大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号

TEL：大阪（06）6334－2131 番（代表）

FAX：大阪（06）6333－0286 番